令和2年度における公文書等の管理等の状況について

(行政文書の管理の状況) (法人文書の管理の状況) (特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

令和4年3月

内閣府大臣官房公文書管理課

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 行政文書の管理の状況について····································	3
I 対象機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅱ 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅲ 報告の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 行政文書ファイル等の作成等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 行政文書ファイル等の保有数	Ü
(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別	
2 行政文書ファイル等の管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1)保存期間が満了したときの措置の設定状況	
3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況・・・	11
(1) 移管	
(2) 廃棄	
(3) 保存期間の延長状況	
4 文書管理に係る研修の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5 点検及び監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 行政文書ファイル等の紛失等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況	
(2) 職員の処分の状況	
7 秘密文書の管理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••25
<資 料> 行政機関別内訳表	
資料1 行政文書ファイル等の保有数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 2 行政文書ファイル等の媒体の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況	
資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	
資料 5 国立公文書館等への移管ファイル等数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 6 廃棄に係る協議の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 7 保存期間の延長理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料8 保存期間の延長状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 9-1 研修の実施状況(研修の実施回数)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
資料9-2 研修の実施状況 (研修の実施内容)	36
資料 10 点検の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
資料 11 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 12 紛失、誤廃棄等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 13 その他の不適切な文書管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料 14 点検及び監査の実施状況 (主な指摘事項及び改善等措置状況)	• 41

資料 15 秘密文書の管理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
○ 法人文書の管理の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
I 対象機関······	44
Ⅱ 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
Ⅲ 報告の概要	46
1 法人文書管理規則の制定及び公表状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	47
(1) 法人文書ファイル等の保有数	
(2) 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況	
(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況	
(4) 法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針の整備状況	
4 研修の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 点検及び監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(1) 点検の実施状況	
(2) 監査の実施状況	
6 法人文書ファイル等の紛失等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
<資 料> 独立行政法人等別内訳表	
資料1 法人文書ファイル等の保有数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
資料2 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況・・・・・	68
資料3 移管又は廃棄等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
資料4 保存期間の延長理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
資料 5 研修の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
資料 6 点検の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
資料 7 監査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
資料8 紛失等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
資料 9 点検及び監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)・・・	98

○ 特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
I 対象施設····································	
Ⅱ 対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
II 報告の概要····································	101
to the second se	101
(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況	101
(2) 利用制限区分の状況	
	105
2 移管等受入れの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 利用請求及び処理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
(1) 利用請求件数	
(2) 利用請求の処理状況	100
4 利用決定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
(1) 利用決定件数	
(2) 利用決定までの期間の状況	
5 利用の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6 審査請求の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
10 T P 10 T D =	114
8 利用の促進の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
(1) 簡便な方法による利用の状況	
(2) 複製物の作成の状況	
(3) デジタルアーカイブの実施状況	
(4) 展示会及び見学会の開催状況	
(5) 特定歴史公文書等の貸出し	
(6) 原本の特別利用の状況	
(7)レファレンスの実施状況	
9 特定歴史公文書等の廃棄の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
10 研修及び講師派遣の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
11 その他の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
<資 料>	
資料1 令和2年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等	125
資料2 展示会の開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127

はじめに

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)は、「行政文書」、「法人文書」及び「特定歴史公文書等」を総称して「公文書等」として定義し(第2条第8項)、この公文書等の管理について、基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることとしており、

これらの状況を把握するため、

- ① 第9条においては、行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況 その他の行政文書の管理の状況について
- ② 第12条においては、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について
- ③ 第26条においては、国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び 利用の状況について

それぞれ、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないと規定しており、 内閣総理大臣は、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表することと されている。

本冊子は、上記各条に基づき、令和2年度におけるこれらの状況について、 各機関からの報告を受け、その概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。



令和2年度における行政文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理 法」という。)第2条第1項各号に掲げる全ての行政機関(568機関)

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下 に置かれる機関(30機関)

内閣官房、内閣法制局、<u>国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進</u> 戦略本部、地球温暖化対策推進本部、郵政民営化推進本部、総合海洋政策本部、国 土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保 障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセ キュリティ戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本 部、地域再生本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、宇宙開発戦 略本部、総合特別区域推進本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック 競技大会推進本部、特定複合観光施策区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策 推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、原子力防災 会議、人事院、復興庁

- (注) 本調査結果においては、下線を付した機関は、内閣官房又は内閣府の内数としている。
- 第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法 (平成11年法律第89号) 第49条第1項及 び第2項に規定する機関 (これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置か れる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)(8機関)

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁

第3号 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。) (31機関) 総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの(1機関) <国家公安委員会に置かれる特別の機関> 警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、 政令で定めるもの(497機関)

<法務省に置かれる特別の機関> 検察庁

(注) 公文書管理法においては、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁を、それぞれ一の行政機関としてその対象としている。 本調査結果においては、まとめて1機関としている。

第6号 会計検査院(1機関)

Ⅱ 対象期間

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の状況 時点を問うものは、令和3年3月31日時点(※)の状況

※ ただし、会計検査院においては、12月31日に保存期間が満了するものが大多数であるため、令和2年12月31日時点の状況。

Ⅲ 報告の概要

1 行政文書ファイル等の作成等の状況

行政機関の職員は、公文書管理法第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている(同法第4条)。これに基づき、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有する「行政文書」(同法第2条第4項)は、能率的な事務又は事業の処理及びその適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認めるものを除き、適時に、相互に密接な関連を有するものを一の集合物(以下「行政文書ファイル」という。)にまとめなければならないとされている(同法第5条第2項)。

(1) 行政文書ファイル等の保有数

各行政機関が保有する行政文書ファイル及び単独で管理する行政文書(以下「行政文書ファイル等」という。)の保有数は、表1のとおり、19,146,388ファイルであり、その内訳は、本省庁が1,376,169ファイル(7.2%)、施設等機関が693,819ファイル(3.6%)、特別の機関が5,605,460ファイル(29.3%)、地方支分部局が11,470,940ファイル(59.9%)となっている。

このうち、令和 2 年度に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等は3,293,310 ファイルであり、その内訳は、本省庁が116,485 ファイル(3.5%)、施設等機関が120,917 ファイル(3.7%)、特別の機関が1,714,658(52.1%)ファイル、地方支分部局が1,341,250 ファイル(40.7%)となっている。

令和元年度と比べると、行政文書ファイル等の保有数は 503,230 ファイル (対前年度 $\triangle 2.6\%$)減少している。

表 1 行政文書ファイル等の保有数

(単位:ファイル、%)

				(単位: /	ファイル、%)
行政文書ファイ					
	総数	本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
令和2年度	19, 146, 388	1, 376, 169	693, 819	5, 605, 460	11, 470, 940
	(100.0)	(7.2)	(3.6)	(29.3)	(59. 9)
うち新規	3, 293, 310	116, 485	120, 917	1, 714, 658	1, 341, 250
	(100.0)	(3.5)	(3.7)	(52.1)	(40.7)
令和元年度	19, 649, 618	1, 380, 372	763, 109	5, 993, 164	11, 512, 973
	(100.0)	(7.0)	(3.9)	(30.5)	(58. 6)
うち新規	3, 406, 775	129, 508	124, 393	1, 784, 720	1, 368, 154
	(100.0)	(3.8)	(3.7)	(52.4)	(40.2)
平成30年度	18, 968, 755	1, 317, 682	824, 631	5, 215, 802	11, 610, 640
	(100.0)	(6.9)	(4.3)	(27.5)	(61.2)
うち新規	3, 179, 641	114, 862	121, 759	1,652,257	1, 290, 763
	(100.0)	(3.6)	(3.8)	(52.0)	(40.6)
平成29年度	18, 746, 054	1, 265, 143	906, 095	4, 759, 246	11, 815, 570
	(100.0)	(6.7)	(4.8)	(25.4)	(63.0)
うち新規	2, 729, 046	98, 809	121, 209	1, 307, 551	1, 201, 477
	(100.0)	(3.6)	(4.4)	(47.9)	(44.0)
平成28年度	18, 403, 759	1, 209, 643	850, 265	4, 450, 468	11, 893, 383
	(100.0)	(6.6)	(4.6)	(24.2)	(64.6)
うち新規	2, 716, 002	94, 814	120, 544	1, 298, 611	1, 202, 033
	(100.0)	(3.5)	(4.4)	(47.8)	(44.3)
平成27年度	18, 046, 295	1, 194, 977	947, 042	4,010,286	11, 893, 990
	(100.0)	(6.6)	(5.2)	(22.2)	(65.9)
うち新規	2, 668, 049	96, 895	123, 220	1, 285, 317	1, 162, 617
	(100.0)	(3.6)	(4.6)	(48.2)	(43. 6)
平成26年度	16, 582, 435	1, 160, 207	824, 927	3, 488, 887	11, 108, 414
	(100.0)	7.0	5.0	21.0	67.0
うち新規	2, 586, 912	91, 234	120, 361	1, 162, 234	1, 213, 083
	(100.0)	3. 5	4. 7	44. 9	46. 9
平成25年度	15, 277, 633	1, 116, 844	704, 907	2, 970, 427	10, 485, 455
	(100.0)	(7.3)	(4.6)	(19.4)	(68. 6)
うち新規	2, 603, 087	93, 469	120, 194	1, 120, 263	1, 269, 161
	(100.0)	(3.6)	(4. 6)	(43.0)	(48.8)
平成24年度	14, 240, 214	1, 087, 907	643, 729	2, 710, 548	9, 798, 030
	(100.0)	(7.6)	(4.5)	(19. 0)	(68. 9)
うち新規	2, 594, 449	106, 568	122, 894	1,002,080	1, 362, 907
	(100.0)	(4. 1)	(4.7)	(38. 6)	(52.5)
平成23年度	14, 672, 757	1, 339, 572	676, 974	2, 556, 460	10, 099, 751
	(100. 0)	(9. 1)	(4. 6)	(17.4)	(68. 9)
うち新規	2, 159, 446	149, 638	121, 594	655, 481	1, 232, 733
	(100. 0)	(6.9)	(5. 6)	(30.4)	(57. 1)

⁽注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

^{2 ()}内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考1) 保有する行政文書ファイル等数が多い行政機関

(単位:ファイル、%)

				· , ,—	/ / // / /0/
/テェレナ% 月日 夕	行政文書ファイ	ル等数			
行政機関名		本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
防衛省	5, 467, 218	37, 418	22, 339	5, 266, 138	141, 323
	(100.0)	(0.7)	(0.4)	(96. 3)	(2.6)
国税庁	4, 058, 803	38, 731	15, 088	20, 564	3, 984, 420
	(100.0)	(1.0)	(0.4)	(0.5)	(98. 2)
国土交通省	2, 720, 499	77, 162	14, 922	26, 382	2, 602, 033
	(100.0)	(2.8)	(0.5)	(1.0)	(95. 6)
厚生労働省	1, 699, 232	101, 751	75, 927	0	1, 521, 554
	(100.0)	(6.0)	(4. 5)	(0.0)	(89. 5)
法務省	1, 374, 539	57, 395	438, 441	0	878, 703
	(100.0)	(4. 2)	(31.9)	(0.0)	(63. 9)

⁽注) () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 行政文書ファイル等の媒体の種別

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 19,146,388 ファイルについて、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が 16,677,393 ファイル(87.1%)、電子媒体が 2,428,409 ファイル(12.7%)、その他の媒体が 40,586 ファイル(0.2%)となっており、紙媒体がその大多数を占めている。

一方で、令和元年度と比べると、令和2年度に新規に作成・取得した行政 文書ファイル等の電子媒体の割合が15.1%から19.6%へ増加し、全ての行 政文書ファイル等に占める電子媒体の割合も増加(2.6%)している。

表2 行政文書ファイル等の媒体の種別

(単位:ファイル、%)

			(単	位:ファイル、%)
行政文書ファイル	等数(再掲) _			
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
令和2年度	19, 146, 388	16, 677, 393	2, 428, 409	40, 586
	(100.0)	(87. 1)	(12.7)	(0.2)
うち新規	3, 293, 310	2, 648, 242	644, 425	643
	(100.0)	(80. 4)	(19. 6)	(0.0)
令和元年度	19, 649, 618	17, 618, 518	1, 984, 437	46, 663
	(100.0)	(89. 7)	(10. 1)	(0.2)
うち新規	3, 406, 775	2, 890, 454	514, 819	1,502
	(100.0)	(84. 8)	(15. 1)	(0.0)
平成30年度	18, 968, 755	17, 399, 294	1, 521, 776	47, 685
	(100.0)	(91.7)	(8.0)	(0.3)
うち新規	3, 179, 641	2, 830, 786	348, 068	787
	(100.0)	(89. 0)	(10. 9)	(0.0)
平成29年度	18, 746, 054	17, 447, 416	1, 247, 830	50, 808
	(100.0)	(93. 1)	(6.7)	(0.3)
うち新規	2, 729, 046	2, 505, 421	222, 801	824
	(100.0)	(91. 8)	(8. 2)	(0.0)
平成28年度	18, 403, 759	17, 232, 568	1, 117, 972	53, 219
	(100.0)	(93. 6)	(6. 1)	(0.3)
うち新規	2, 716, 002	2, 507, 387	207, 813	802
	(100.0)	(92.3)	(7.7)	(0.0)
平成27年度	18, 046, 295	16, 996, 917	996, 157	53, 221
	(100.0)	(94. 2)	(5. 5)	(0.3)
うち新規	2, 668, 049	2, 467, 453	195, 959	4, 637
	(100.0)	(92. 5)	(7.3)	(0.2)
平成26年度	16, 582, 435	15, 692, 165	864, 882	25, 388
	(100.0)	(94. 6)	(5.2)	(0.2)
うち新規	2, 586, 912	2, 422, 075	164, 178	501
	(100.0)	(93. 6)	(6.3)	(0.0)
平成25年度	15, 277, 633	14, 238, 460	999, 342	39, 831
	(100. 0)	(93. 2)	(6.5)	(0.3)
うち新規	2, 603, 087	2, 477, 920	124, 584	583
	(100.0)	(95. 2)	(4. 8)	(0.0)
平成24年度	14, 240, 214	13, 468, 615	745, 479	26, 120
	(100.0)	(94. 6)	(5. 2)	(0. 2)
うち新規	2, 594, 449	2, 439, 951	154, 207	291
	(100.0)	(94. 0)	(5. 9)	(0.0)
平成23年度	14, 672, 757	14, 023, 805	612, 308	36, 644
	(100.0)	(95.6)	(4.2)	(0.2)

⁽注) 1 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

^{2 「}うち新規」は、当該年度に新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数の内数を表す。

^{3 ()}内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(単位:ファイル、%)

			(+1:	L. 7 7 1 / V , /0)
クテェアケナ4枚 目目 カ	行政文書ファイル等数			
行政機関名		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
消費者庁	4, 680	876	3, 804	0
	(100.0)	(18.7)	(81.3)	(0.0)
うち新規	1,000	69	931	0
	(100.0)	(6.9)	(93. 1)	(0.0)
個人情報保護委員会	843	198	645	0
	(100.0)	(23. 5)	(76. 5)	(0.0)
うち新規	124	10	114	0
	(100.0)	(8. 1)	(91.9)	(0.0)
カジノ管理委員会	395	107	288	0
	(100.0)	(27. 1)	(72.9)	(0.0)
うち新規	194	31	163	0
	(100.0)	(16.0)	(84. 0)	(0.0)
消防庁	4, 666	1, 358	3, 304	4
	(100.0)	(29. 1)	(70.8)	(0.1)
うち新規	586	75	511	0
	(100.0)	(12.8)	(87. 2)	(0.0)
総務省	148, 741	55, 804	92, 615	322
	(100.0)	(37. 5)	(62.3)	(0.2)
うち新規	14, 570	2, 149	12, 420	1
	(100.0)	(14. 7)	(85. 2)	(0.0)

⁽注) 1 「うち新規」は、新規に作成又は取得された行政文書ファイル等数で、内数を表す。

2 行政文書ファイル等の管理の状況

行政文書ファイル等は、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、 適切に分類し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の 満了する日を設定することとされている(公文書管理法第5条第1項及び第3 項)。また、保存期間が満了したときに、歴史公文書等に該当するものとして 国立公文書館等に移管する措置をとるか、それ以外のものとして廃棄する措置 をとるかを、保存期間満了前のできる限り早い時期に定めなければならないと されている(同条第5項)。

この保存期間が満了したときの措置は、「行政文書ファイル管理簿」に記載し、公表することとされており(同法第7条)、各行政機関の行政文書ファイル管理簿は、それぞれのホームページ及び電子政府の総合窓口(e-Gov。以下「e-Gov」という。)(https://www.e-gov.go.jp/)から閲覧できるようになっている。

^{2 ()} 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(1) 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況

公文書管理法では、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、行政文書ファイル等の内容を最も熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的として、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を定めることとされている。

各行政機関が保有する全ての行政文書ファイル等 19,146,388 ファイルについて保存期間が満了したときの措置(移管又は廃棄)の設定状況をみると、表3のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが18,726,880 ファイル(97.8%)、未設定としているものが419,508 ファイル(2.2%)となっている。

令和元年度と比べると、設定済みファイルの割合が 0.8%増加している。 このうち、令和 2 年度に新規に作成又は取得された 3,293,310 ファイルに ついては、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが 3,288,900 ファイル(99.9%) となっており、ほとんどのファイルについて 保存期間満了時の措置が付与されている。

表3 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況

(単位:ファイル、%)

/= -/ 1 . -	66 V// ((単位:ファイル、%)
行政文書ファイル	等数(冉掲)		
		設定済みとしているもの	未設定としているもの
令和2年度	19, 146, 388	18, 726, 880	419, 508
	(100.0)	(97. 8)	(2.2)
うち新規	3, 293, 310	3, 288, 900	4, 410
	(100.0)	(99. 9)	(0.1)
令和元年度	19, 649, 618	19, 064, 418	585, 200
	(100.0)	(97. 0)	(3.0)
うち新規	3, 406, 775	3, 403, 437	3, 338
	(100.0)	(99. 9)	(0.1)
平成30年度	18, 968, 755	18, 206, 656	762, 099
	(100.0)	(96. 0)	(4.0)
うち新規	3, 179, 641	3, 172, 631	7,010
	(100.0)	(99. 8)	(0.2)
平成29年度	18, 746, 054	17, 808, 241	937, 812
	(100.0)	(95. 0)	(5. 0)
うち新規	2, 729, 046	2, 727, 035	2,011
	(100.0)	(99. 9)	(0.1)
平成28年度	18, 403, 759	17, 406, 194	997, 565
> 1 dec (H	(100.0)	(94. 6)	(5.4)
うち新規	2, 716, 002	2, 706, 842	9, 160
T-1-02/F #	(100.0)	(99. 7)	(0.3)
平成27年度	18, 046, 295	16, 925, 492	1, 120, 803
2 7 4CTD	(100.0)	(93. 8)	(6. 2)
うち新規	2, 668, 049	2, 664, 033	4,016
	(100. 0)	(99. 8)	(0.2)
平成26年度	16, 582, 435	15, 234, 254	1, 348, 181
うち新規	(100.0)	(91. 9)	(8.1)
プラ刺苑	2, 586, 912 (100. 0)	2, 577, 301 (99. 6)	9, 611 (0. 4)
平成25年度	15, 277, 633	13, 853, 015	1, 424, 618
一个以20十岁	(100.0)	(90. 7)	1,424,618 (9.3)
うち新規	2, 603, 087	2, 596, 057	7, 030
プラカロル	(100. 0)	(99. 7)	(0,3)
平成24年度	14, 240, 214	11, 884, 027	2, 356, 187
	(100.0)	(83. 5)	(16. 5)
うち新規	2, 594, 449	2, 520, 067	74, 382
J *J AYI AYT	(100. 0)	(97. 1)	(2.9)
平成23年度	14, 672, 757	8, 750, 305	5, 922, 452
1 77人20一下/文	(100.0)	(59. 6)	(40.4)
うち新規	2, 159, 446	1, 929, 022	230, 424
2 2/1/1/96	(100. 0)	(89. 3)	(10.7)
	(100.0)	(00.0)	(10.1)

- (注) 1 「うち新規」は、当該年度に新規に作成または取得された行政文書ファイル数の内数を表す。
 - 2 () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

3 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、あらか じめ設定された保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)に従 い、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとされており(公 文書管理法第8条第1項)、廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理 大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている(会計検査院は除

く。同条第2項。)。

なお、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。)別表において定める有期の最長の保存期間は30年であるが、保存期間及び保存期間の満了する日は、公文書管理法第5条第4項及び同法施行令第9条の規定に基づき、延長することができることとされている。

各行政機関において、令和2年度に保存期間が満了した(当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。)行政文書ファイル等は3,072,621ファイルであり、その移管・廃棄等の状況をみると、表4のとおり、「移管」することとされたものが13,823ファイル(0.4%)、「廃棄」することとされたものが2,849,398ファイル(92.7%)、保存期間を「延長」することとされたものが209,400ファイル(6.8%)となっている。

令和元年度と比べると、「移管」することとされたファイル数が 6,399 ファイル減少、「廃棄」することとされたファイル数が 226,152 ファイル増加、「延長」することとされたファイル数が 15,494 ファイル減少している。

表 4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄の状況

(単位:ファイル、%)

			()	= エ・ノ / 1 / 2 、 / 0 /
保存期間満了行政文書ファイル等数				
		移 管	廃棄	延 長
令和2年度	3, 072, 621	13, 823	2, 849, 398	209, 400
	(100.0)	(0.4)	(92.7)	(6.8)
令和元年度	2, 868, 362	20, 222	2, 623, 246	224, 894
	(100.0)	(0.7)	(91.5)	(7.8)
平成30年度	2, 821, 870	14, 102	2, 521, 683	286, 085
	(100.0)	(0.5)	(89. 4)	(10. 1)
平成29年度	2, 418, 373	8, 470	2, 058, 741	351, 162
	(100.0)	(0.4)	(85. 1)	(14. 5)
平成28年度	2, 749, 534	10,826	2, 063, 367	675, 341
	(100.0)	(0.4)	(75.0)	(24.6)
平成27年度	2, 896, 731	9, 614	1, 803, 778	1, 083, 339
	(100.0)	(0.3)	(62.3)	(37.4)
平成26年度	3, 310, 481	13, 696	2, 307, 873	988, 912
	(100.0)	(0.4)	(69.7)	(29.9)
平成25年度	2, 807, 495	9, 798	1, 751, 434	1, 046, 263
	(100.0)	(0.3)	(62.4)	(37.3)
平成24年度	2, 537, 963	12, 653	2, 309, 543	215, 767
	(100.0)	(0.5)	(91.0)	(8.5)
平成23年度	2, 339, 901	17, 140	2, 164, 048	158, 713
	(100.0)	(0.7)	(92.5)	(6.8)

⁽注) () 内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(1) 移管

保存期間が満了した行政文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、国立公文書館等に移管しなければならないとされており(公文書管理法第8条第1項)、令和2年度においては、宮内庁にあっては宮内庁書陵部図書課宮内公文書館に、外務省にあっては外務省大臣官房総務課外交史料館に、その他の行政機関にあっては独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館(以下「国立公文書館」という。)に移管される。

各行政機関において、令和2年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等で国立公文書館等へ移管することとされたものは、13,823 ファイルであり、その移管先は、表5のとおりである。当該ファイルは令和3年度に移管されることとなる。

なお、令和元年度と比べると、移管されるとした行政文書ファイル等数は 20,222 ファイルから 13,823 ファイルへと減少している。

表5 国立公文書館等への移管ファイル等数

	国立公文書館	宮内公文書館	外交史料館	合 計
令和2年度	12, 379	247	1, 197	13, 823
令和元年度	17, 899	194	2, 129	20, 222
平成30年度	11, 840	213	2, 049	14, 102
平成29年度	6, 783	507	1, 180	8, 470
平成28年度	7, 887	228	2, 711	10, 826
平成27年度	6, 236	192	3, 248	9, 676
平成26年度	6, 346	201	7, 147	13, 694
平成25年度	5, 037	239	4, 523	9, 799
平成24年度	6, 296	273	6, 083	12, 652
平成23年度	6, 087	304	4, 138	10, 529

⁽注) 国立公文書館への移管は年度単位であり、会計検査院は行政文書ファイル等を暦年で管理している ため、移管ファイル等数の合計は、表4の移管ファイル等数と一致していない。

(参考3) 国立公文書館等への移管ファイル等数が多い行政機関

(単位:ファイル、%)

(年世・ノブイル・/0)				
行政機関名	移管ファイル等数	令和2年度保存期間 満了ファイル等数	移管文書の例	
気象庁	2, 821	17, 722	1975年~1995年 地震観測回数原簿、	
	(15. 9)	(100. 0)	昭和15年北太平洋天気図(1月、7月~9月)	
総務省	1,603	36, 890	IMSO第16回総会、平成19年度	
	(4.3)	(100.0)	電波法関係審査基準の改正	
文部科学省	1, 340	39, 157	日本学校給食会法(運用基準・解釈) S38年度、日本復帰に関する措置S	
	(3.4)	(100. 0)	44年度	
外務省	1, 197	10, 339	戦後処理/軍事裁判・戦争犯罪人関 係、米国管理下の南西諸島状況雑件	
	(11.6)	(100. 0)	沖縄関係 立法院関係	
防衛省	1, 175	1, 424, 311	2012年 日米韓防衛交流、駐留軍提供財	
	(0.1)	(100.0)	産四半期異動報告 平成27年度	

(注) () 内は、令和2年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考4)保存期間が満了したファイル等に占める「移管」の割合が多い行政 機関

(単位:ファイル、%)

			(中世: / / 1/2 / /0/
行政機関名	移管ファイル等数	令和2年度保存期間	移管文書の例
11 以极闰石	物目ノナイル寺数	満了ファイル等数	物自入音の例
内閣法制局	522		万国郵便条約(平成2条約11)、昭和32
	(60. 1)	(100.0)	年度法制局意見年報
公害等調整委員会	24	135	平成22年度 委員長事務概要説明
	(17.8)	(100.0)	T MODE TO SERVICE TO THE SERVICE TO
復興庁	12	71	第3回国連防災世界会議 福島復興情報
	(16. 9)	(100.0)	発信支援事業
気象庁	2, 821		1975年~1995年 地震観測回数原簿、昭
	(15. 9)	(100.0)	和15年北太平洋天気図(1月、7月~9月)
環境省	564	4, 379	平成元年度自然環境保全審議会野生生物
	(12. 9)	(100.0)	部会、平成26年度 災害関係原義(東日本大震災)

(注) ()内は、令和2年度保存期間満了行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 廃棄

各行政機関(会計検査院を除く。以下この項において同じ。)において保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることが必要となっている(公文書管理法第8条第2項)。

各行政機関からなされた廃棄に係る協議及び内閣総理大臣の同意の状況をみると、表6のとおり、令和2年度に保存期間が満了する行政文書ファイル等については、令和3年3月31日までに廃棄に係る協議がなされたものは2,803,864ファイルとなっており、このうち、同意がなされたものは832,423ファイル(29.7%)、廃棄が不適当であるとして同意を得られなかったものはなかった。

令和2年度に保存期間が満了し、廃棄することとされた行政文書ファイル等数 (2,849,398 ファイル:表4参照)と表6における廃棄に係る協議数 (2,803,864 ファイル)との相違については、保存期間満了後の措置は決定していたものの、令和2年度末までに廃棄協議の手続が行われなかったこと等によるものである。

なお、令和 2 年度中に内閣府が廃棄同意を行った行政文書ファイル等の総数は、5,094,652 ファイル(令和元年度は 1,887,548 ファイル)であり、不同意としたものは、過年度保存期間満了分 244 ファイル(令和元年度は 19 ファイル)であった。

表6 廃棄に係る協議の状況

(単位:ファイル、%)

			\ 1 -	/ / / / /
廃棄に係る協議数	_			
		同 意	不同意	協議中
令和2年度保存期間満了分	2, 803, 864	832, 423	0	1, 971, 441
	(100.0)	(29.69)	(0.00)	(70.31)
令和元年度保存期間満了分	2, 743, 119	1, 340, 640	0	1, 402, 479
	(100.0)	(48.87)	(0.00)	(51. 13)
平成30年度保存期間満了分	2, 535, 191	2, 535, 190	1	-
	(100.0)	(100.00)	(0.00)	
平成29年度保存期間満了分	2, 933, 427	2, 933, 170	257	-
	(100.0)	(99.99)	(0.01)	
平成28年度保存期間満了分	2, 674, 651	2, 674, 650	1	-
	(100.0)	(100.00)	(0.00)	
平成27年度保存期間満了分	2, 829, 447	2, 829, 404	43	-
	(100.0)	(100.00)	(0.00)	
平成26年度保存期間満了分	2, 692, 728	2, 692, 722	6	_
	(100.0)	(100.00)	(0.00)	
平成25年度保存期間満了分	2, 119, 363	2, 119, 227	136	_
	(100.0)	(99. 99)	(0.01)	
平成24年度保存期間満了分	2, 671, 805	2, 671, 150	655	_
	(100.0)	(99. 98)	(0.02)	
平成23年度保存期間満了分	2, 323, 540	2, 322, 729	811	_
	(100.0)	(99.97)	(0.03)	

- (注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。
 - 2 会計検査院は、協議対象ではないことから、本表の数値には含まれていない。
 - 3 ()内は、廃棄に係る協議数に占める割合を表す。
 - 4 令和2年度保存期間満了分は、令和3年3月31日までに内閣府へ廃棄に係る協議がなされたものを計上している。
 - 5 平成23~令和元年度保存期間満了分は、当該年度以降に保存期間満了分として廃棄に係る協議がなされたものを含む。

(3) 保存期間の延長状況

行政機関の長は、現に監査、検査等の対象となっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があったものといった事情がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで行政文書ファイル等を保存しなければならないこととされている(公文書管理法施行令第9条第1項)。

また、行政機関の長が職務の遂行上必要があると認める場合についても、 一定の期間を定めて延長することができることとされている(同条第2項)。

ア 延長理由

表4において、令和2年度に保存期間が満了する予定であったものの、 当該保存期間を「延長」することとした209,400ファイルについて、その 延長の理由についてみると、表7のとおり、公文書管理法施行令第9条第 1項に掲げる事情に基づき延長を行っているものは、1,846ファイル (0.9%)であり、残る207,554ファイル(99.1%)は同条第2項に基づく職務 遂行上の必要による延長となっている。

同条第2項に基づく延長における「職務の遂行上必要がある」とした主な理由をみると、①レコードスケジュール付与状況の確認が終わらなかったため、②廃棄協議の手続が終わらなかったため、③日常的に業務の参考として利用するためなどの理由がみられた。

表7 保存期間の延長理由

(単位:ファイル、%)

	(単位:ノアイル、%)							
延長ファイル	レ等数 (再掲)							
		公文書管理	法施行令第9	条第1項に基	基づく延長		公文書管理法	
			第1号 第2号 第3号 第4号		第4号	施行令第9条 第2項に基づ		
			(監査・検査)	(係属する訴訟)	(不服申立て)	(開示請求)	第2項に盛り く延長	
令和2年度	209, 400	1, 846	1, 373	86	31	356	207, 554	
	(100.0)	(0.9)	(0.7)	(0.0)	(0.0)	(0. 2)	(99. 1)	
令和元年度	224, 894	1, 125	421	104	160	440	223, 769	
	(100.0)	(0.5)	(0.2)	(0.0)	(0.1)	(0. 2)	(99. 5)	
平成30年度	286, 085	2, 106	1, 382	187	152	385	283, 979	
	(100.0)	(0.7)	(0.5)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(99.3)	
平成29年度	351, 162	1, 236	757	68	64	347	349, 926	
	(100.0)	(0.4)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(99.6)	
平成28年度	675, 341	2, 249	1, 390	248	243	368	673, 092	
	(100.0)	(0.3)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(99.7)	
平成27年度	1, 083, 339	1,874	1, 111	111	154	498	1, 081, 465	
	(100.0)	(0.2)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(99.8)	
平成26年度	988, 912	1, 232	395	335	164	338	987, 680	
	(100.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(99. 9)	
平成25年度	1,046,263	826	293	41	208	284	1, 045, 437	
	(100.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(99. 9)	
平成24年度	215, 767	1, 128	606	80	29	413	214, 639	
	(100.0)	(0.5)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(99. 5)	
平成23年度	158, 713	4, 759	3, 691	230	307	531	153, 954	
	(100.0)	(3.0)	(2.3)	(0. 2)	(0. 2)	(0.3)	(97. 0)	

(注) ()内は、延長ファイル等数に占める割合を表す。

イ 延長期間

公文書管理法施行令第9条第2項に基づく保存期間の延長は、文書管理者が職務の遂行上必要があると認める場合に、一定の期間を定めて延長することができるものである。

同項に基づき保存期間を延長した 207,554 ファイルのうち、表8のとおり、令和元年度と比べると、保存期間を30年以上延長したものが1,505ファイル増加し、通算の保存期間が60年以上となるものが737ファイル増加している。

表8 保存期間の延長状況

			(単位:ノアイル)	
公文書管理法施行	令第9条第2項に基づき			
保存期間を延長し	たファイル等数(再掲)	保存期間を30年以上延 長したもの	通算の保存期間が60年 以上となるもの	
令和2年度	207, 554	4, 594	7, 089	
令和元年度	223, 769	3, 089	6, 352	
平成30年度	283, 979	2, 822	6, 950	
平成29年度	349, 926	1,809	5, 638	
平成28年度	673, 092	2, 644	6, 022	
平成27年度	1, 081, 465	2, 576	7, 030	
平成26年度	987, 680	3, 325	7, 362	
平成25年度	1, 045, 437	5, 395	9, 965	
平成24年度	214, 639	6, 484	11, 078	
平成23年度	153, 954	4, 316	7, 173	

(参考5) 通算の保存期間が60年以上の件数が多い行政機関

(単位:ファイル、%)

		(手匹・/) 1/2、/0)
行政機関名	公文書管理法施行令第9条第2 ファイ	
1] 蚁傚関石		通算の保存期間が60年以上となる もの
国土交通省	14, 443	3, 480
	(100.0)	(24. 1)
文化庁	8, 813	1,871
	(100.0)	(21. 2)
文部科学省	31, 244	857
	(100.0)	(2.7)
財務省	2, 966	158
	(100.0)	(5.3)
宮内庁	571	142
	(100.0)	(24. 9)

⁽注) () 内は、施行令第9条第2項に基づく延長ファイル等数に占める割合を表す。

4 文書管理に係る研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法では、行政機関の長に対し、職員に必要な研修を行うこととされている(第32条第1項)。

各行政機関における研修の実施状況をみると、表 9 のとおり、延べ 31,811 回の研修を実施しており、このうち一般職員を対象とした研修が約半数以上 (71.2%) を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ 797,458 人が参加しており、そのうち総括文書管理者が実施する研修への参加者が延べ 769,572 人であり、研修参加者の大半(96.5%)を占めている。

令和元年度と比べると、研修回数、参加職員数とも減少している。

表 9 研修の実施状況

(単位:回、人) 研修の実施回数 31, 811 (46, 160)一般職員 22,640 新規採用職員 1,007 文書管理者 1,708 夶 文書管理担当者 2,473 者 別 監查担当者 310 転入者 1,331 その他 2, 342 研修の参加職員数 797, 458 (970, 672)総括文書管理者が実施する研修 769, 572 他 3 人事院の職員研修(文書管理に係る講座を含むものに限る。) 档 総務省のオンライン研修(公文書管理・情報公開等) 16, 735 関 が (独) 国立公文書館が実施する研修 3, 513 施 す (独) 国立公文書館以外の国立公文書館等が主催する研修 る 研 その他 7,635

(注) () 内は、令和元年度のもの。

5 点検及び監査の実施状況

ガイドラインでは、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている。

(1) 点検の実施状況

各行政機関の点検の実施状況をみると、表 10 のとおり、全文書管理者 24,153 人のうち、24,007 (99.4%) 人の文書管理者が点検を実施したとしている。点検の内容としては、「行政文書ファイル等の背表紙とファイルの中身が合っているか」、「行政文書ファイル等の保存期間の設定が適切にな

されているか」、「行政文書ファイルの移管・廃棄を適切に実施しているか」 などである。

これらの点検により、「行政文書の類型が異なる行政文書及び保存期間が 異なる行政文書ファイルが1つの行政文書ファイルに編綴されていた」、「既 に廃棄されているはずの行政文書ファイル等が残っている」、「異なる分類 の行政文書が同一の行政文書ファイルに混在して編綴されていた事例があ った」などの不適切事例が指摘され、各文書管理者において、改善措置が実 施されている(資料14参照)。

なお、点検は、大半が「年に1回」実施(15,465人、64.0%)としているが、「半年に1回」実施(6,143人、25.4%)のほか、「3か月に1回」実施(946人、3.9%)、毎月実施(779人、3.2%)しているものもみられた。

表 10 点検の実施状況

(単位:人、%)

文書管理者数								. / (/ / / / / / / / / / / / / / / / /
		点検を実施						
				点标	倹の実施頻	度		点検を
			毎月	3か月に 1回	半年に 1回	年に 1回	その他	未実施
令和2年度	24, 153	24, 007	779	946	6, 143	15, 465	674	146
	(100.00)	(99.40)	(3.23)	(3.92)	(25.43)	(64.03)	(2.79)	(0.60)
令和元年度	24, 717	24, 710	316	840	3, 181	20, 114	259	7
	(100.00)	(99.97)	(1.28)	(3.40)	(12.87)	(81. 38)	(1.05)	(0.03)
平成30年度	24, 135	24, 135	216	514	3, 244	19, 960	201	0
	(100.00)	(100.00)	(0.89)	(2.13)	(13.44)	(82.70)	(0.83)	(0.00)
平成29年度	23, 955	23, 954	263	639	2, 179	20, 546	327	1
	(100.00)	(100.00)	(1.10)	(2.67)	(9.10)	(85.77)	(1.37)	(0.00)
平成28年度	23, 871	23, 871	114	665	2,076	20,668	348	0
	(100.00)	(100.00)	(0.48)	(2.79)	(8.70)	(86.58)	(1.46)	(0.00)
平成27年度	23, 941	23, 938	116	453	1,816	21, 364	189	3
	(100.00)	(99.99)	(0.48)	(1.89)	(7.59)	(89.24)	(0.02)	(0.01)
平成26年度	24, 411	24, 400	57	228	5, 535	18, 408	172	11
	(100.00)	(99.95)	(0.23)	(0.93)	(22.67)	(75.41)	(0.70)	(0.05)
平成25年度	23, 844	23, 807	272	727	5, 053	17, 241	514	37
	(100.00)	(99.84)	(1.14)	(3.05)	(21. 19)	(72.31)	(2. 16)	(0.16)
平成24年度	23, 449	23, 435	125	214	4, 575	17, 789	732	14
	(100.00)	(99.94)	(0.53)	(0.91)	(19.51)	(75.86)	(3. 12)	(0.06)
平成23年度	23, 973	23, 592	313	640	5, 117	17, 434	88	381
	(100.00)	(98.41)	(1.31)	(2.67)	(21.34)	(72.72)	(0.37)	(1.59)

⁽注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。

^{2 ()} 内は、文書管理者数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

各行政機関における監査の実施状況をみると、45 機関において、文書管理に係る監査が実施されている。そのうち43機関においては、「行政文書ファイル管理簿への記載漏れや誤記等があった」、「行政文書と個人文書が混在している書庫等があった」「移管が可能な行政文書ファイル等のうち、適切に移管が行われていないものがある」などの指摘事項がみられ、改善措置等が行われている(資料14参照)。

なお、いずれの機関も、監査はおおむね年1回実施することとしており、 文書管理者が多いところは、例えば毎年全文書管理者を対象とした書面監査 を実施するとともに、実地監査は3年又は5年で一巡させるなど、計画的に 監査ができるようにしている。

6 行政文書ファイル等の紛失等の状況

(1) 行政文書ファイル等の紛失等の状況

ガイドラインでは、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとしている。

ア 紛失事案

令和2年度においては、各行政機関における文書管理に係る点検の結果、 あるいは行政文書ファイル等を利用しようとしたところ、当該ファイル等が 見当たらなかったなどにより、126件の紛失が判明した。

これらの紛失の原因は、組織改編や庁舎移転の引越しなどの際に散逸し紛失したものなどがみられた。

イ 誤廃棄事案

誤廃棄の事案については、145件の誤廃棄が判明している。

これらの誤廃棄の原因は、適正な整理をしなかったことで不要な文書と混在し誤廃棄したものであった。

ウ 対応

これらの紛失等事案については、各行政機関において、職員への注意喚起・ 指導、業務手順・マニュアルの見直し等の再発防止措置や復旧措置がとられ ている。 特に紛失・誤廃棄等の多く発生した国税庁(114件)、厚生労働省(64件)では、会議等の機会を含め、関係者への注意喚起とともに、職員への文書の配布、メール等の方法により、紛失等事案の防止するために重点的に周知徹底が講じられた。

表 11 紛失等の状況

(単位:件)

紛失等事案の	件数		事案別			対応別					
		紛失	誤廃棄	焼失等 のき損	関係者等 への注意 喚起、指 導等	行政機関 内への注 意喚起等	業務手 順、マ ニュアル の見直し	その他	復旧措置 を行った 件数	事案の公 表を行っ た件数	
令和2年度	272	126	145	1	253	248	101	11	115	54	
令和元年度	289	149	139	1	274	232	130	15	157	22	
平成30年度	281	197	83	1	227	195	98	24	119	38	
平成29年度	196	139	56	1	176	131	80	12	68	53	
平成28年度	197	153	43	1	155	166	65	4	101	36	
平成27年度	211	161	50	0	166	137	62	3	79	16	
平成26年度	130	93	37	0	125	118	72	16	40	16	
平成25年度	208	149	59	0	204	190	73	36	91	16	
平成24年度	255	187	68	0	245	236	117	46	155	7	
平成23年度	181	147	33	1	180	181	63	9	133	_	

表 12 その他の不適切な文書管理事案への対応

(単位:件)

	不適切な文書 管理事案の件 数(紛失等を 除く。)	関係者等への 注意喚起、指 導等	行政機関内へ の注意喚起、 適正管理の徹 底周知等	業務手順、マ ニュアル等の 見直し	その他	事案の公表を行った件数
令和2年度	2	2	2	2	0	2
令和元年度	1	1	1	0	1	1
平成30年度	8	7	8	5	1	3
平成29年度	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0
平成27年度	1	1	1	1	0	1
平成26年度	2	2	2	1	0	2
平成25年度	1	1	0	0	0	1
平成24年度	1	1	1	1	1	1

⁽注) 2 平成23年度は対応別調査を行っていない。

(2) 職員の処分の状況

行政文書ファイル等の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各行政機関において職員の処分を行っている。令和2年度の紛失等事案及び不適切な文書管理に起因する職員の処分の状況をみると、表13のとおり、2人(法務省及び防衛省において文書偽造及び文書の不法投棄)に懲戒処分が行われている。

なお、いずれの事案も公表が行われた。

表 13 職員の処分の状況

(単位:件)

			処分事案の件数		
	11	紛失	誤廃棄	焼失等のき損	その他
令和2年度	2	0	0	0	2
処分者数 (人)	2	0	0	0	2
令和元年度	2	0	1	0	1
処分者数 (人)	2	0	1	0	1
平成30年度	5	1	1	0	3
処分者数 (人)	18	3	3	0	12
平成29年度	2	1	1	0	0
処分者数 (人)	4	1	3	0	0
平成28年度	1	1	0	0	0
処分者数 (人)	1	1	0	0	0
平成27年度	1	0	0	0	1
処分者数 (人)	4	0	0	0	4
平成26年度	2	0	0	0	2
処分者数 (人)	8	0	0	0	8
平成25年度	2	0	1	0	1
処分者数 (人)	2	0	1	0	1
平成24年度	7	1	3	0	3
処分者数 (人)	9	1	4	0	4
平成23年度	6	1	0	0	5
処分者数 (人)	6	1	0	0	5

⁽注) 1 「処分」とは、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条に基づく懲戒処分を表す。

^{2 1}事案に2人以上の処分者がある場合は、件数と処分者数が一致しない。

7 秘密文書の管理状況

ガイドラインでは、特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)の管理として、極秘文書(秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書)及び秘文書(極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書)を指定し、秘密文書については、規則及び各行政機関の秘密文書管理要領等に則り管理することとされている。

表 14 のとおり、令和 2 年度において新規作成・取得した行政文書ファイル等のうち秘密文書を含む行政文書ファイル等数が 47,067 ファイルあり、令和元年度と比べると、新規作成・取得した行政文書ファイル等に占める秘密文書を含む行政文書ファイル等の割合は減少($\triangle 0.1\%$)している。

表 14 秘密文書の管理状況

(単位:ファイル、%)

行政文書ファイル等数(再掲)							
门以入音ノノ	177 子奴(竹狗	,					
		新規作成・取得 含む行政文書フ		アァイル等のうな	ち、秘密文書を		
			うち極秘文書 及び秘文書を 含む行政文書 ファイル等数	うち極秘文書 のみを含む行 政文書ファイ ル等数	うち秘文書の みを含む行政 文書ファイル 等数		
令和2年度	3, 293, 310	47, 067	191	337	46, 539		
	(100.0)	(1.4)	(0.0)	(0.0)	(1.4)		
令和元年度	3, 406, 775	50, 520	320	156	50, 044		
	(100.0)	(1.5)	(0.0)	(0.0)	(1.5)		
平成30年度	3, 179, 641	51,016	1,622	516	48, 878		
	(100.0)	(1.6)	(0.1)	(0.0)	(1.5)		
平成29年度	2, 729, 046	55, 822	3, 224	2, 907	49, 691		
	(100.0)	(2.0)	(0.1)	(0.1)	(1.8)		
平成28年度	2, 716, 002	58, 032	1,013	1, 587	55, 432		
	(100.0)	(2.1)	(0.0)	(0.1)	(2.0)		
平成27年度	2, 668, 049	49, 161	277	46	48, 838		
	(100.0)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(1.8)		

(注) ()内は、行政文書ファイル等数に占める割合を表す。

(行政文書の管理の状況)

<資料>

行政機関別内訳表

- 資料1 行政文書ファイル等の保有数
- 資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別
- 資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況
- 資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況
- 資料 5 国立公文書館等への移管ファイル等数
- 資料6 廃棄に係る協議の状況
- 資料7 保存期間の延長理由
- 資料8 保存期間の延長状況
- 資料9-1 研修の実施状況 (研修の実施回数)
- 資料9-2 研修の実施状況(研修の実施内容)
- 資料 10 点検の実施状況
- 資料 11 監査の実施状況
- 資料 12 紛失、誤廃棄等の状況
- 資料 13 その他の不適切な文書管理の状況
- 資料 14 点検及び監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)
- 資料 15 秘密文書の管理状況

資料1 行政文書ファイル等の保有数

	行政文書ファイ	イル等数									
行政機関名				本省庁		施設等機関		特別の機関		地方支分部局	
		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成		うち新規作成	
内閣官房	22, 538	2, 622	22, 538	2, 622	0	0	0	0	0	0	
内閣法制局	18, 181	684	18, 181	684	0	0	0	0	0	0	
原子力防災会議	19	2	19	2	0	0	0	0	0	0	
人事院	22, 822	3, 249	13, 074	1, 419	1, 035	197	0	0	8, 713	1, 633	
復興庁	2, 813	328	2, 159	235	0	0	0	0	654	93	
内閣府	136, 701	10, 288	46, 857	3, 102	3, 299	218	8, 260	865	78, 285	6, 103	
宮内庁	25, 282	3, 834	22, 752	3, 414	1, 139	276	0	0	1, 391	144	
公正取引委員会	11, 152	1,749	7, 170	872	0	0	0	0	3, 982	877	
国家公安委員会	220	3	220	3	0	0	0	0	0	0	
警察庁	257, 005	25, 792	67, 695	5, 736	21, 162	1, 995	0	0	168, 148	18, 061	
個人情報保護委員会	843	124	843	124	0	0	0	0	0	0	
金融庁	29, 144	3, 147	29, 144	3, 147	0	0	0	0	0	0	
消費者庁	4, 680	1,000	4, 680	1,000	0	0	0	0	0	0	
カジノ管理委員会	395	194	395	194	0	0	0	0	0	0	
総務省	148, 741	14, 570	73, 324	5, 027	2, 142	230	6, 125	130	67, 150	9, 183	
公害等調整委員会	1,665	123	1, 665	123	0	0	0	0	0	0	
消防庁	4, 666	586	3, 887	442	779	144	0	0	0	0	
法務省	1, 374, 539	188, 993	57, 395	6, 762	438, 441	87, 529	0	0	878, 703	94, 702	
公安審査委員会	443	38	443	38	0	0	0	0	0	0	
出入国在留管理庁	52, 382	10, 289	5, 875	644	2, 404	513	0	0	44, 103	9, 132	
公安調査庁	28, 263	5, 727	4, 639	928	267	73	0	0	23, 357	4, 726	
検察庁	236, 387	49, 874	0	0	0	0	236, 387	49, 874	0	0	
外務省	175, 106	11, 089	138, 185	5, 950	0	0	36, 921	5, 139	0	0	
財務省	666, 137	86, 192	55, 095	5, 070	8, 199	1, 204	0	0	602, 843	79, 918	
国税庁	4, 058, 803	519, 872	38, 731	4, 058	15, 088	1, 907	20, 564	2, 140	3, 984, 420	511, 767	
文部科学省	78, 691	4, 354	74, 840	3, 866	2, 691	335	1, 160	153	0	0	
スポーツ庁	3, 570	307	3, 570	307	0	0	0	0	0	0	
文化庁	21, 991	1, 044	20, 850	996	0	0	1, 141	48	0	0	
厚生労働省	1, 699, 232	262, 153	101, 751	8, 655	75, 927	10, 947	0	0	1, 521, 554	242, 551	
中央労働委員会	4, 301	266	3, 947	241	0	0	0	0	354	25	
農林水産省	331, 333	33, 746	45, 686	5, 165	42, 479	4, 962	2, 382	230	240, 786	23, 389	
林野庁	621, 930	32, 712	19, 909	1, 063	374	54	0	0	601, 647	31, 595	
水産庁	7, 249	1, 134	5, 375	812	0	0	0	0	1,874	322	
経済産業省	212, 564	16, 493	56, 423	5, 046	498	34	0	0	155, 643	11, 413	
資源エネルギー庁	11, 950	1, 222	11, 950	1, 222	0	0	0	0	0	0	
特許庁	5, 878	911	5, 878	911	0	0	0	0	0	0	
中小企業庁	5, 354	626	5, 354	626	0	0	0	0	0	0	
国土交通省	2, 720, 499	239, 652	77, 162	6, 901	14, 922	1, 904	26, 382	3, 362	2, 602, 033	227, 485	
運輸安全委員会	10, 308	1, 109	10, 308	1, 109	0	0	0	0	0	0	
観光庁	2, 212	282	2, 212	282	0	0	0	0	0	0	
気象庁	150, 055	19, 018	17, 432	1, 819	8, 670	703	0	0	123, 953	16, 496	
海上保安庁	209, 962	28, 506	14, 007	1, 233	5, 258	628	0	0	190, 697	26, 645	
環境省	87, 059	5, 795	54, 342	2, 597	3, 390	120	0	0	29, 327	3, 078	
原子力規制委員会	102, 388	2, 934	101, 803	2, 857	585	77	0	0	0	0	
防衛省	5, 467, 218	1, 683, 370	37, 418	4, 925	22, 339	3, 816	5, 266, 138	1, 652, 717	141, 323	21, 912	
防衛装備庁	60, 342	8, 607	37, 611	5, 556	22, 731	3, 051	0	0	0	0	
会計検査院	53, 375	8, 700	53, 375	8, 700	0	0	0	0	0	0	
計	19, 146, 388	3, 293, 310	1, 376, 169	116, 485	693, 819	120, 917	5, 605, 460	1, 714, 658	11, 470, 940	1, 341, 250	
(割合(%))	100.0	100.0	7. 2	3. 5	3. 6	3. 7	29. 3	52. 1	59.9	40. 7	

⁽注) 「うち新規作成」とは、各行政機関が保有する行政文書ファイル等のうち、令和2年度中に新たに作成された行政文書ファイル等の数を表す。

資料2 行政文書ファイル等の媒体の種別

to distance to	(単位:ファイル) 行政文書ファイル等数(再掲)							
行政機関名		紙媒体	電子媒体	その他				
内閣官房	22, 538	16, 902	5, 632	4				
内閣法制局	18, 181	17, 757	424	0				
原子力防災会議	19	19	0	0				
人事院	22, 822	21, 802	1,020	0				
復興庁	2, 813	2, 173	640	0				
内閣府	136, 701	127, 234	9,071	396				
宮内庁	25, 282	24, 417	684	181				
公正取引委員会	11, 152	7, 985	3, 167	0				
国家公安委員会	220	139	81	0				
警察庁	257, 005	219, 784	37, 205	16				
個人情報保護委員会	843	198	645	0				
金融庁	29, 144	21, 426	7, 718	0				
消費者庁	4,680	876	3, 804	0				
カジノ管理委員会	395	107	288	0				
総務省	148, 741	55, 804	92, 615	322				
公害等調整委員会	1,665	1, 536	129	0				
消防庁	4, 666	1, 358	3, 304	4				
法務省	1, 374, 539	1, 270, 995	102, 827	717				
公安審査委員会	443	420	23	0				
出入国在留管理庁	52, 382	43, 260	8, 949	173				
公安調査庁	28, 263	27, 138	1, 125	0				
検察庁	236, 387	210, 016	26, 291	80				
外務省	175, 106	171, 746	3, 305	55				
財務省	666, 137	462, 137	203, 949	51				
国税庁	4, 058, 803	3, 169, 285	886, 199	3, 319				
文部科学省	78, 691	65, 460	8, 492	4, 739				
スポーツ庁	3, 570	2, 880	638	52				
文化庁	21, 991	21, 397	442	152				
厚生労働省	1, 699, 232	1, 639, 099	59, 603	530				
中央労働委員会	4, 301	4, 106	195	0				
農林水産省	331, 333	239, 315	91, 996	22				
林野庁	621, 930	484, 478	137, 432	20				
水産庁	7, 249	4, 395	2,853	1				
経済産業省	212, 564	204, 846	7, 697	21				
資源エネルギー庁	11, 950	10, 752	1, 196	2				
特許庁	5, 878	4, 939	939	0				
中小企業庁	5, 354	4,770	584	0				
国土交通省	2, 720, 499	2, 561, 766	132, 810	25, 923				
運輸安全委員会	10, 308	9, 871	434	3				
観光庁	2, 212	1, 722	490	0				
気象庁	150, 055	92, 527	57, 009	519				
海上保安庁	209, 962	179, 518	30, 444	0				
環境省	87, 059	79, 055	7, 888	116				
	· ·	*		0				
原子力規制委員会	102, 388	100, 507	1,881					
防衛省 防衛装備庁	5, 467, 218	5, 009, 014	455, 737	2, 467				
	60, 342	47, 825	12, 243					
会計検査院 計	53, 375 19, 146, 388	34, 637 16, 677, 393	18, 311 2, 428, 409	427				
計 (割合 (%))	19, 146, 388	87. 1	2, 428, 409 12. 7	40, 586				

⁽注) 「その他の媒体」は、フィルム、ビデオテープ等で管理される行政文書ファイル等を表す。

資料3 保存期間が満了したときの措置の設定状況

	行政文書ファイル	~等数 (再掲)		うち新規作成(阝	(<u>単</u> 新規作成(再掲)	
行政機関名		設定済み	未設定		設定済み	未設定
内閣官房	22, 538	22, 518	20	2, 622	2, 609	13
内閣法制局	18, 181	18, 180	1	684	683	1
原子力防災会議	19	19	0	2	2	0
人事院	22, 822	22, 822	0	3, 249	3, 249	0
復興庁	2,813	2, 811	2	328	327	1
内閣府	136, 701	128, 782	7, 919	10, 288	10, 279	9
宮内庁	25, 282	25, 281	1	3, 834	3, 834	0
公正取引委員会	11, 152	11, 152	0	1, 749	1, 749	0
国家公安委員会	220	220	0	3	3	0
警察庁	257, 005	256, 195	810	25, 792	25, 763	29
個人情報保護委員会	843	843	0	124	124	0
金融庁	29, 144	29, 142	2	3, 147	3, 147	0
消費者庁	4, 680	4,605	75	1,000	970	30
カジノ管理委員会	395	393	2	194	194	0
総務省	148, 741	142, 012	6, 729	14, 570	14, 569	1
公害等調整委員会	1,665	1, 659	6	123	123	0
消防庁	4, 666	4, 648	18	586	586	0
法務省	1, 374, 539	1, 356, 609	17, 930	188, 993	188, 907	86
公安審査委員会	443	443	0	38	38	0
出入国在留管理庁	52, 382	52, 343	39	10, 289	10, 283	6
公安調査庁	28, 263	28, 263	0	5, 727	5, 727	0
検察庁	236, 387	235, 599	788	49, 874	49, 872	2
外務省	175, 106	140, 016	35, 090	11, 089	11, 089	0
財務省	666, 137	624, 363	41,774	86, 192	86, 109	83
国税庁	4, 058, 803	4, 046, 188	12, 615	519, 872	518, 663	1, 209
文部科学省	78, 691	49, 273	29, 418	4, 354	4, 321	33
スポーツ庁	3, 570	3, 452	118	307	306	1
文化庁	21, 991	17, 510	4, 481	1, 044	1,033	11
厚生労働省	1, 699, 232	1, 684, 562	14, 670	262, 153	260, 486	1, 667
中央労働委員会	4, 301	4, 298	3	266	266	0
農林水産省	331, 333	329, 790	1, 543	33, 746	33, 726	20
林野庁	621, 930	495, 051	126, 879	32, 712	32, 481	231
	7, 249	7, 220	29	1, 134	1, 133	1
経済産業省	212, 564	212, 564	0	16, 493	16, 493	0
資源エネルギー庁	11, 950	11, 950	0	1, 222	1, 222	0
特許庁	5, 878	5, 878	0	911	911	0
中小企業庁	5, 354	5, 354	0	626	626	0
国土交通省	2, 720, 499	2, 631, 637	88, 862	239, 652	238, 769	883
運輸安全委員会	10, 308	10, 308	0	1, 109	1, 109	0
観光庁	2, 212	2, 138	74	282	277	5
気象庁	150, 055	147, 908	2, 147	19, 018	18, 979	39
海上保安庁	209, 962	209, 842	120	28, 506	28, 460	46
環境省	87, 059	63, 218	23, 841	5, 795	5, 794	1
原子力規制委員会	102, 388	98, 886	3, 502	2, 934	2, 932	2
防衛省	5, 467, 218	5, 467, 218	0	1, 683, 370	1, 683, 370	0
防衛装備庁	60, 342	60, 342	0	8, 607	8, 607	0
会計検査院	53, 375	53, 375	0	8, 700	8, 700	0
計	19, 146, 388	18, 726, 880	419, 508	3, 293, 310	3, 288, 900	4, 410
(割合(%))	100.0	97.8	2.2	100.0	99. 9	0. 1

資料4 保存期間が満了した行政文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

	△和 9 年度に提去期間よ	(単位:ファイル)		
行政機関名	〒 和 2 年度に休仔期间が	が満了した行政文書ファー 移 管	ル等奴 廃 棄	延 長
内閣官房	2, 896	88	2, 175	633
内閣法制局	869	522	161	186
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	2, 499	43	2, 262	194
復興庁	71	12	59	0
内閣府	9, 291	175	4, 416	4,700
宮内庁	2, 884	247	2, 062	575
公正取引委員会	1, 437	57	1, 310	70
国家公安委員会	8	0	1,010	7
警察庁	28, 961	185	17, 410	11, 366
個人情報保護委員会	81	0	68	13
金融庁	4, 863	372	3, 106	1, 385
消費者庁	415	16	390	9
カジノ管理委員会	3	0	0	3
総務省	36, 890	1,603	12, 023	23, 264
公害等調整委員会	135	24	111	0
消防庁	724	20	704	0
法務省	171, 125	199	120, 039	50, 887
公安審査委員会	0	0	0	0
出入国在留管理庁	8, 928	24	5, 688	3, 216
公安調査庁	6, 800	7	5, 330	1, 463
検察庁	51, 633	19	44, 709	6, 905
				939
外務省 財務省	10, 339	1, 197 307	8, 203	
国税庁	76, 806	12	73, 428	3, 071
文部科学省	581, 408 39, 157	1, 340	574, 688	6, 708 31, 244
スポーツ庁	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	24	6, 573 922	·
文化庁	2, 186	166	533	1, 240
厚生労働省	9, 512 220, 792	618	214, 691	8, 813 5, 483
中央労働委員会	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10		0,403
	196 40, 890		186	
農林水産省 林野庁	36, 684	262 127	40, 542	86 143
水産庁		22	36, 414	0
不连刀 経済産業省	743 17, 198	586	721	16, 612
経済産業有 資源エネルギー庁	1, 105	89	0	1, 016
特許庁	923	57	866	0
中小企業庁	399	33	0	366
国土交通省		83		
運輸安全委員会	206, 719	18	191, 244 1, 550	15, 392
観光庁	21	0	21	0
気象庁				0
	17, 722	2, 821	14, 901	6
海上保安庁 環境省	19,008	564	18, 993	0
^{環境有} 原子力規制委員会	4, 379 11, 251	615	3, 815	5, 651
防衛省	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		4, 985	
	1, 424, 311	1, 175	1, 417, 983	5, 153 87
防衛装備庁	8, 020		7, 900	
会計検査院	10, 771	12 922	8, 215	2,514
計 (知人 (似))	3, 072, 621	13, 823	2, 849, 398	209, 400
(割合(%))	100.0	0.4	92. 7	6.8

所置力的				(単位:ファイル)
所置力的	行政機関名		間が満了した行政文	移管された文書の例
展子方の以会機 43 2、499 2 0 年末 2 日本 2 日	内閣官房	88	2, 896	昭和64・平成元年閣議・事務次官等会議資料、公布目録 (H2)
大事院 43 2.490 コーベルを関係を関係している。 12 1 12 71 3 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	内閣法制局	522	869	万国郵便条約(平成2条約11)、昭和32年度法制局意見年報
度関子 12 77 おり間 (17	原子力防災会議	0	0	_
四部行		43	2, 499	26年度総合職試験問題、行政機関組織図の作成・配付(平成27年度)
	復興庁	12	71	第3回国連防災世界会議 福島復興情報発信支援事業
会正収引委員会 57 1.437	内閣府	175	9, 291	「令和」墨書、平成25年度キャンペーンテーマに係る政府広報の実施業務等
国家公安委員会	宮内庁	247	2, 884	拝謁録平成1年、外賓参内録平成1年
		57	1, 437	委員会議事録(昭和35年4月)、年次報告(昭和34年度)
個人情報保護委員会 0 8 3 - 4.863 図話編練に別点止急的 (1990) 私音長校育に終故で	国家公安委員会	0	8	_
金融庁 372 4,863 周期間期間即時上来的 (2000)、担害投資付款出版主 [105-0019] 加が設置者内 1415 [105-0019] 加が設置者内 150 [105-0019] 加が設置者内 150 [105-0019] 加が設置者内 150 [105-0019] 加が設置者内 150 [105-0019] 加が設置者を取り、 24 [135] 平成20年度 支担本業額報要決例 24 [135] 平成20年度 支担本業額報要決例 24 [135] 平成20年度 支担本業額報要決例 25 [135] 平成20年度 支担本基額報要決別 25 [135] 平成20年度 支担本基額報要決別 25 [135] 平成20年度 支担本基础報要决例 25 [135] 平成20年度 支担本基础程度分分 25 [135] 平成20年度 支担本基础程度分分 25 [135] 平成20年度 支担本基础程度分分 25 [135] 平成20年度 支担本基础程度分分 25 [135] 平成20年度 支担本基础程序列 25 [135] 平成20年度 支担本基础程序列 25 [135] 平成20年度 支担本基础程序列 25 [135] 平成20年度 支担本基础程度分分 25 [135] 平成20年度 支担本基础程序列 25 [135] 平成20年度 支担证券与提供的 25 [135] 平成20年度 支担证券与基础程序列 25 [135] 平成20年度 25 [135] 平成20年度 支担证券与基础程序列 25 [135] 平成20年度 支担证券与基础程序列 25 [135] 平成20年度	警察庁	185	28, 961	第29回ICPO総会 昭和35年、平成17年規制影響分析
指数者子 16	個人情報保護委員会	0	81	_
指数名字 16		372	4, 863	国際組織犯罪防止条約(2000)、証券投資信託法改正
カジノ管理委員会 1,603 35,890 1 MS 1 の	消費者庁	<u> </u>		【H29:03移】地方消費者行政現況調査、国民生活センター分科会関係(平成21年
総務省 1,603 36,890 IMSO第16同総念、平成10甲度 電波洗剤経療金差率の改正 公舎等調整委員会 24 135 に対すませまり 155 に対すませまり 155 に対すませまり 155 に対すませまり 155 に対すませまり 155 に対する 155 に対				及 <i>/</i>
公審等調整委員会 24 135 中級立中原 委員長年務帳委説明 724 24 25 24 25 24 25 24 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25				IMSO第16回総会、平成19年度 電波法関係審査基準の改正
		<u> </u>		
171, 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125 125				平成29年度地方公共団体に対する通知・通達等、平成27年度火災危険性を有す
公安審査委員会		<u> </u>		昭和62年1月~平成2年5月 法制審議会民法部会財産法小委員会関係資料、
出人国在留管理庁 24 8,928 の場合のの形で、改築「外型人型軸球の車」、出入団管理域計事職(平成26年		<u> </u>		昭和23年から昭和25年分戸籍関係例規
公安調査庁 7 6,800 #2452 #1862公園 25 2 公園 2 年度の公園 2 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1			-	S62法令の制定・改廃「外国人登録法改正」、出入国管理統計年報(平成 2 6 年
検察庁 19 51,633 年後22年度以前 例度 (日庁) (行政文章管理規模等) 1,197 10,339 報送股票 (電車兼料・戦争犯罪人類係、米国管理下の南西議島状茂維件 神機師 対路省 307 76,806 10,340 76,806 12 581,408 12 581,408 13 12 581,408 13 13 14 14 14 15 14 15 15 14 15 15				分) 平成27年度公安調査局長・公安調査事務所長会議2、平成29年度内外情勢の回
外務省 1,197 10,339 機能 200 元 10,349 円 10,339 機能 200 元 10,340 10,340 176,806 円 20 12 581,408 1		<u> </u>		
財務省 307 76,806 平成元年度 関係の状況報告書、平成2年度 法合改正 12 581,408 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816 765,816		<u> </u>		戦後処理/軍事裁判・戦争犯罪人関係、米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関
12				
文部科学省 1,340 39,157 日本学校教会法 (選用基準・解釈) S 3 8 中度、日本復帰に降する措置 S 4 4 スポーツ庁 24 2,186 66 2020 リアール レカップサッカー大会日本相談 (総理機器、平成24年度スポーツ庁 文化庁 166 9,512 6022 リアール リカップサッカー大会日本相談 (総理機器、平成24年度スポーツ庁 文化庁 166 9,512 6022 リアール リカップサッカー大会日本相談 (総理機器、平成24年度スポーツ庁 文化庁 166 9,512 6022 リアール リカル リカル リカル リカル リカル リカル リカル リカル リカル リカ				平成元年分 税務統計から見た民間給与の実態、第38回事務年報 昭和63年度
スポーツ庁 24 2.186 302年リールドウァブサッカー大会日本相談 後週襲書、平成24年度スポーツ庁 文化庁 166 9,512 202年リールドウァブサッカー大会日本相談 後週襲書、平成24年度スポーツ庁 文化庁 166 9,512 202年日本日本 (成り) 大田 (大田 大阪) 大田 (大田				国税庁 日本学校給食会法(運用基準・解釈) S38年度、日本復帰に関する措置S44
文化庁 166		<u> </u>		年度 2022年ワールドカップサッカー大会日本招致/総理親書、平成24年度スポーツ庁
厚生労働省 618 220,792 年金書金浩高間 1999年度)、地方最近貿金審議会開展 (2010年度) 中央労働委員会 10 196 (1990年度) 、地方最近貿金審議会開展 (2010年度) 中央労働委員会 10 196 (1990年度) 、平成2年 中労委事件合領 (1990年度) 、平成2年 地域2年 (1990年度) 、平成2年 地域2年 (1990年度) 、平成2年 地域2年 (1990年度) 、平成2年 中央交事件合領 (1990年度)				国立西洋美術館(設置)S34年度、文部大臣の主管に属する民法第34条の法
中央労働委員会 10 196 公益委員会議・審査委員会議事概要 (2010年度)、平成2年 中労委事件合優 (1900年度) 平成2年 中労委事件合優 (1900年度) 平成2年 中央経済作法 融通措置要綱等に関する文書、平成2 7年度花きに関する区 部行事に関する文書、平成2 7年度花きに関すると 部行事に関する文書、平成2 7年度花きに関する文書、本産庁 127 36,684 株の地域森林計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業林整備計画書、市町付業株を開業・新工業・中成2年度 (2014年度) 経済産業省 586 17,198 郭9回通商政策部会、日米フレームワーク協議の 合意文書 経済産業省 586 17,198 郭9回通商政策部会、日米フレームワーク協議の 合意文書 (第 2014年度) 特許庁 57 923 加財研マドリッド協定委員会(1991)、商標書表便覧改正 (平成2 2 年度) 中小企業庁 33 399 華名用書と書き書書 第 2014年度 (2014年度) 国土交通省 83 206,719 「物価問題開係協議会員 第 6 年度 (運賃改定)、平成19年度国土審議会主衛企業委員会 運輸安全委員会 18 1,568 南外展型原産の工作物に係る乗揚げ海雕の防止に関光を建設。 観光庁 0 21 1 気象庁 2,821 17,722 1975年~195年、建設製画を展開、銀和15年北大平洋天気図(1月、7月へ9月) 海上保安庁 9 19,008 中外系を選集を新生を新定・平成23年度 (第日経現業 (第日経現業) 第 2014年度 大変製造 原子力規制委員会 615 11,251 代別・大成25年度 (国産業会会) 東京経済の報告書 (1 C R、OC R、MB R、P I L 等) 財務業会会 10,771 昭和 5年度 (国産等資料 (関東的保護社会) 東京経済の報告 (関東の会員と同作さる書類) 計算するといいます。 13,362 3,072,621			·	
農林水産省 262 40,890 平成2年地域指定、融通措置要綱等に関する文書、平成27年度在きに関する国際が事に関する文書、平成27年度とに関する国際が事に関する文書、平成27年度 民名 株野庁 おちず年に関する文書 素料国際保険注意行今の一部を改正する数令の制定について、平成27年度 民名 株産庁 22 743 現成2年度 保養・				
林野庁 127 36,684 株の地族保討施行の一部を改正する数令の制定について、平成27年度 民格 株 物地族森林計画法 市町村森林整備計画書 木 産庁 22 743 調味の一部改正について 25 8 743 743 743 745 745 745 745 745 745 745 745 745 745				(1990年度) 平成2年地域指定、融通措置要綱等に関する文書、平成27年度花きに関する国
水産庁 22				際行事に関する文書 森林国営保険法施行令の一部を改正する政令の制定について、平成27年度 民有
大陸打 17,198			<u> </u>	
資源エネルギー庁 89 1,105 第3 次エネルギー基本計画(協議)、平成2年度ガス事業法施行令改正等(原 特許庁 57 923 知財研マドリツド協定委員会1(1991)、商標審査便覧改正(平成22年度) 中小企業庁 33 399 海外展開機能変量を選出 国土交通省 83 206,719 「物価問題関係関係会議」昭和62年度(運賃改定)、平成19年度国土審議会 に関する文書 運輸安全委員会 18 1,568 別する意見 18 1,568 別する意見 1975年~1995年 地震観測回数原薄、昭和15年北太平洋天気図(1月、7月~ 気象庁 2,821 17,722 9月) 海上保安庁 9 19,008 日中SAR協定 日ソSAR協定、平成23年度震災捜索 環境省 564 4,379 平成2年度 放射線審議会、国際規制物資の計量管理等の報告書(ICR、OC 原子力規制委員会 615 11,251 平成22年度 放射線審議会、国際規制物資の計量管理等の報告書(ICR、OC 防衛省 1,175 1,424,311 2012年 日米韓防衛交流、駐留軍提供財産四半期異動報告 平成27年度 防衛装備庁 33 8,020 平成25年度 旧軍等資料 会計検査院 42 10,771 昭和33年検査官会議決議録23、機時関係資料(関東防空演習に関する書類) 計 13,823 3,072,621	水産厅	22	743	
特許庁 57 923 知財研マドリツド協定委員会1(1991)、商標審査便覧改正(平成22年度) 中小企業庁 33 399 新外展開戦略支援事業 194 195 195 195 195 195 195 195 195 195 195	経済産業省	586	17, 198	
中小企業庁 33 399 平成 2 2 年度組合法団体法告示改正関係、平成 2 8 年度中小企業・小規模事業者 海外展開戦略支援事業 1206,719 「物価問題関係保険会議」昭和 6 2 年度(運賃改定)、平成 1 9 年度国土審議会	資源エネルギー庁	89	1, 105	
田土交通省 83 206,719 「物価問題関係開館会議」昭和62年度(運賃改定)、平成19年度国土審議会 運輸安全委員会 18 1,568 F成22年度航空事故調査経過報告、潜堤等の工作物に係る乗揚げ海難の防止に 関する意見 日本 21 21 22 22 22 23 23 24 24 24	特許庁	57	923	
国工交通音 18	中小企業庁	33	399	海外展開戦略支援事業
理制女主委員云 18	国土交通省	83	206, 719	
気象庁 2,821 17,722 1975年~1995年 地震観測回数原薄、昭和15年北太平洋天気図(1月、7月~9月) 19,008 日中SAR協定 日ソSAR協定、平成23年度震災捜索 環境省 564 4,379 平成元年度自然環境保全審議会野生生物部会、平成26年度 災害関係原義 (東日本人類災) 下成22年度 放射線審議会、国際規制物資の計量管理等の報告書(1 C R、O C R、MBR、P I L等) 下成22年度 放射線審議会、国際規制物資の計量管理等の報告書(1 C R、O C R、MBR、P I L等) 1,424,311 2012年日米韓防衛交流、駐留軍提供財産四半期異動報告 平成27年度 防衛装備庁 33 8,020 平成25年度 旧軍等資料 日本等資料 日本等資料 日本等資料 日本等資料 日本等資料 日本等資料 日本第15年 日本等資料 日本第15年 日本第15年 日本等資料 日本第15年 日本等資料 日本第15年 日本等資料 日本等資料 日本等資料 日本第15年 日本等資料 日本第15年 日本第15年 日本等資料 日本第15年 日本等資料 日本等資料 日本第15年 日本第15年 日本等資料 日本第15年 日本第15年 日本等資料 日本第15年 日本第15年 日本第15年 日本等資料 日本第15年 日本第15年 日本第15年 日本等資料 日本第15年	運輸安全委員会	18	1, 568	平成22年度航空事故調査経過報告、潜堤等の工作物に係る乗揚げ海難の防止に 関する意見
スポート 14 15 15 15 15 15 15 15	観光庁	0	21	_
環境省 564 4,379 平成元年度自然環境保全審議会野生生物部会、平成26年度 災害関係原義(東日原子力規制委員会 615 11,251 平成22年度 放射線審議会、国際規制物資の計量管理等の報告書(1 C R、 O C R、 MBR、 P I L 等) 防衛省 1,175 1,424,311 2012年 日米韓防衛交流、駐留軍提供財産四半期異動報告 平成 2 7年度 防衛装備庁 33 8,020 平成 2 5年度 旧軍等資料 会計検査院 42 10,771 昭和 3 3年検査官会議決議録23、戦時関係資料(関東防空演習に関する書類)(昭和 8 年) 計 13,823 3,072,621	気象庁	2, 821	17, 722	
株大震災 株大震災 株大震災 株大震災 株大震災 原子力規制委員会 615 11,251 平成22年度 放射線審議会、国際規制物資の計量管理等の報告書(I C R、O C R、MB R、P I L 等) 1,424,311 2012年 日米韓防衛交流、駐留軍提供財産四半期異動報告 平成27年度 防衛装備庁 33 8,020 平成25年度 旧軍等資料 会計検査院 42 10,771 昭和33年検査官会議決議録23、戦時関係資料(関東防空演習に関する書類) 計 13,823 3,072,621	海上保安庁	9	19, 008	日中SAR協定 日ソSAR協定 、平成23年度震災捜索
防衛省 1,175 1,424,311 2012年 日米韓防衛交流、駐留軍提供財産四半期異動報告 平成27年度 防衛装備庁 33 8,020 平成25年度 旧軍等資料 会計検査院 42 10,771 昭和33年検査官会議決議録23、戦時関係資料(関東防空液習に関する書類) (昭和8年) 13,823 3,072,621	環境省	564	4, 379	平成元年度自然環境保全審議会野生生物部会、平成26年度 災害関係原義(東日本大震災)
防衛省 1,175 1,424,311 2012年 日米韓防衛交流、駐留軍提供財産四半期異動報告 平成27年度 防衛装備庁 33 8,020 平成25年度 旧軍等資料 会計検査院 42 10,771 昭和33年検査官会議決議録23、戦時関係資料 (関東防空演習に関する書類) (昭和8年) 計 13,823 3,072,621	原子力規制委員会	615	11, 251	平成22年度 放射線審議会、国際規制物資の計量管理等の報告書(I C R 、O C R 、MB R 、P I L 等)
会計検査院 42 10,771 昭和3 3 年検査官会議決議録23、職時関係資料 (関東防空演習に関する書類) (昭和8 年) 計 13,823 3,072,621	防衛省	1, 175	1, 424, 311	
芸計快算院 42 10,771 (昭和8年) 計 13,823 3,072,621	防衛装備庁	33	8, 020	平成25年度 旧軍等資料
計 13,823 3,072,621	会計検査院	42	10, 771	
	計	13, 823	3, 072, 621	
(割合(%)) 0.4 100.0	(割合(%))	0.4	100.0	

資料6 廃棄に係る協議の状況

行政機関名	廃棄に係る協議数(令和	3年3月31日現在)		
11 以1成例右		同意	不同意	協議中
内閣官房	854	428	0	426
内閣法制局	161	114	0	47
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	2, 408	1,782	0	626
復興庁	0	0	0	0
内閣府	4, 414	0	0	4, 414
宮内庁	2,062	2, 062	0	0
公正取引委員会	1,307	1, 216	0	91
国家公安委員会	1	0	0	1
警察庁	0	0	0	0
個人情報保護委員会	68	67	0	1
金融庁	3, 106	0	0	3, 106
消費者庁	416	314	0	102
カジノ管理委員会	0	0	0	0
総務省	11,531	7, 083	0	4, 448
公害等調整委員会	88	88	0	0
消防庁	704	0	0	704
	120, 039	81, 975	0	38, 064
公安審査委員会	0	0	0	0
出入国在留管理庁	5, 735	3, 931	0	1, 804
公安調査庁	3, 192	0	0	3, 192
検察庁	44, 710	29, 496	0	15, 214
	7, 036	0	0	7,036
	84, 357	68, 629	0	15, 728
国税庁	574, 688	574, 688	0	0
文部科学省	6, 573	0	0	6, 573
スポーツ庁	922	0	0	922
文化庁	533	0	0	533
	180, 684	7	0	180, 677
中央労働委員会	186	0	0	186
農林水産省	38, 801	124	0	38, 677
 林野庁	36, 414	0	0	36, 414
	1, 314	0	0	1, 314
経済産業省	0	0	0	0
 資源エネルギー庁	0	0	0	0
特許庁	866	866	0	0
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	204, 201	56, 672	0	147, 529
運輸安全委員会	1,534	1, 534	0	0
	62	62	0	0
気象庁	14, 901	53	0	14, 848
海上保安庁	18, 993	1, 232	0	17, 761
環境省	3, 815	0	0	3, 815
原子力規制委員会	1, 847	0	0	1, 847
防衛省	1, 419, 023	0	0	1, 419, 023
防衛装備庁	6, 318	0	0	6, 318
計	2, 803, 864	832, 423	0	1, 971, 441
(割合(%))	100. 0	29. 7	0.0	70. 3

⁽注) 会計検査院は、協議対象でないことから、本表には含まれていない。

	保存期間を延	長した行政	文書ファイ	ル等数(百	掲)				(単位	: ファイル)
	771FI C X				に基づく延:	Ę	公文書管理法	施行令第9条	第2項に基づ	く延長
行政機関名			第1号に 基づくも	第2号に 基づくも	第3号に 基づくも	第4号に 基づくも			延長理由の例	
			型の (監査、 検査等)	盛の (訴訟手続)	を の (不服申 立手続)	を の (開示請求)		国会関係用務 に必要とする ため	法令の制定又 は改廃用務に 必要とするた め	災害等の緊急 事態対応のた め
内閣官房	633	21	20	0	0	1	612	43	1	0
内閣法制局	186	16	1	0	0	15	170	24	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	194	0	0	0	0	0	194	0	7	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	4, 700	2	0	0	0	2	4, 698	0	0	0
宮内庁	575	4	2	0	2	0	571	2	0	0
公正取引委員会	70	1	1	0	0	0	69	15	21	0
国家公安委員会	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0
警察庁	11, 366	2	0	0	0	2	11, 364	0	87	18
個人情報保護委員会	13	0	0	0	0	0	13	0	0	0
金融庁	1, 385	42	0	4	8	30	1, 343	299	5	0
消費者庁	9	0	0	0	0	0	9	0	0	0
カジノ管理委員会	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0
総務省	23, 264	13	11	0	0	2	23, 251	6	10	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	50, 887	21	0	0	3	18	50, 866	9	13	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	3, 216	11	0	8	0	3	3, 205	11	5	0
公安調査庁	1, 463	4	0	0	0	4	1, 459	0	0	0
検察庁	6, 905	220	179	25	0	16	6, 685	0	13	2
	939	8	3	0	0	5	931	0	0	0
財務省	3, 071	105	89	0	0	16	2, 966	65	423	2
国税庁	6, 708	144	8	39	6	91	6, 564	0	31	62
文部科学省	31, 244	0	0	0	0	0	31, 244	0	0	0
スポーツ庁	1, 240	0	0	0	0	0	1, 240	0	0	0
文化庁	8, 813	0	0	0	0	0	8, 813	0	0	0
厚生労働省	5, 483	27	14	1	0	12	5, 456	5	3	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	86	6	0	0	6	0	80	0	0	0
林野庁	143	2	2	0	0	0	141	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	16, 612	13	5	3	0	5	16, 599	6	122	10
資源エネルギー庁	1, 016	0	0	0	0	0	1,016	1	0	1
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	366	3	0	0	0	3	363	0	0	0
国土交通省	15, 392	949	888	6	2	53	14, 443	0	11	582
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	5, 651	0	0	0	0	0	5, 651	0	0	0
防衛省	5, 153	154	77	0	1	76	4, 999	25	44	0
防衛装備庁	87	1	0	0	0	1	86	0	1	0
会計検査院	2, 514	77	73	0	3	1	2, 437	6	12	0
計	209, 400	1, 846	1, 373	86	31	356	207, 554	517	809	677
(割合(%))	100. 0	0. 9	0. 7	0.0	0.0	0. 2	99. 1	0. 2	0. 4	0. 3

	公文書管理法施行令第		した行政文書ファイル	(単位:ファイル) 等数 (再掲)
クニュアト HW 目目 カフ		うち30年以上の 延長を行ったもの	うち通算の保存期間が 60年以上となるもの	2 + 7世世 · 李安坦 /2
行政機関名		延長を行うたもの	00年以上となるもの	うち破損、文字褪色、 製本不良のあった
				ファイル数
内閣官房	612	1	1	0
内閣法制局	170	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0
人事院	194	0	0	0
復興庁	0	0	0	0
内閣府	4, 698	7	6	0
宮内庁	571	91	142	0
公正取引委員会	69	16	16	0
国家公安委員会	7	0	3	0
警察庁	11, 364	0	25	7
個人情報保護委員会	13	0	0	0
金融庁	1, 343	0	0	0
消費者庁	9	0	0	0
カジノ管理委員会	3	0	0	0
総務省	23, 251	70	110	49
公害等調整委員会	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0
法務省	50, 866	30	54	0
公安審査委員会	0	0	0	0
出入国在留管理庁	3, 205	0	0	0
公安調査庁	1, 459	0	83	0
検察庁	6, 685	9	118	52
外務省	931	0	9	4
財務省	2, 966	22	158	8
国税庁	6, 564	41	40	9
文部科学省	31, 244	0	857	0
スポーツ庁	1, 240	0	4	0
文化庁	8, 813	0	1,871	0
厚生労働省	5, 456	0	4	1
中央労働委員会	0, 100	0	0	0
農林水産省	80	2	2	0
林野庁	141	41	40	0
水産庁	0	0	0	0
経済産業省	16, 599	15	16	0
資源エネルギー庁	1,016	0	0	0
特許庁	0	0	0	0
中小企業庁	363	0	0	0
国土交通省	14, 443	4, 221	3, 480	37
運輸安全委員会	0	0	0, 400	0
観光庁	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0
海上保安庁	6	0	0	0
環境省	0	0	0	0
原子力規制委員会	5, 651	0	0	0
防衛省	4, 999	19	39	0
防衛装備庁	4, 999	0	39	1
会計検査院		9		0
	2, 437		7 080	
計	207, 554	4, 594	7, 089	168

資料9-1 研修の実施状況 (研修の実施回数)

	研修の実施回数	ir						(単位:回)
行政機関名	別ドソ天旭四第	`			対象者別			
1] 攻械嵌石		一般職員	新規採用職員	文書管理者	文書管理担当者	監査担当者	転入者	その他
内閣官房	11	1	1	2	2	1	1	3
内閣法制局	5	1	0	1	1	0	0	2
原子力防災会議	1	0	0	0	1	0	0	0
人事院	4	1	1	0	0	0	0	2
復興庁	2	0	0	1	1	0	0	0
内閣府	4	1	1	1	1	0	0	0
宮内庁	56	23	13	8	11	1	0	0
公正取引委員会	22	1	2	4	4	3	1	7
国家公安委員会	4	1	0	1	1	1	0	0
警察庁	1, 500	770	34	38	549	3	62	44
個人情報保護委員会	21	2	3	2	2	2	8	2
金融庁	6	1	1	1	1	0	1	1
消費者庁	6	1	1	1	1	0	1	1
カジノ管理委員会	5	1	0	1	1	0	0	2
総務省	28	3	8	3	3	2	2	7
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	15	2	2	2	3	2	2	2
法務省	3, 182	722	488	655	687	120	157	353
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	62	11	23	13	13	0	1	1
公安調査庁	31	7	9	4	4	1	1	5
検察庁	742	76	86	152	155	52	52	169
外務省	21	9	3	2	4	0	2	1
財務省	652	292	87	67	63	50	45	48
国税庁	162	72	9	27	26	0	0	28
文部科学省	7	1	1	2	2	0	0	1
スポーツ庁	7	1	1	2	2	0	0	1
文化庁	7	1	1	2	2	0	0	1
厚生労働省	256	72	50	69	43	3	1	18
中央労働委員会	3	1	0	1	1	0	0	0
農林水産省	154	1	3	21	109	1	1	18
林野庁	16	1	3	2	3	1	1	5
水産庁	6	2	0	2	2	0	0	0
経済産業省	45	23	4	3	5	2	4	4
資源エネルギー庁	31	19	3	2	2	1	3	1
特許庁	7	2	1	2	2	0	0	0
中小企業庁	25	13	2	4	4	0	2	0
国土交通省	453	60	53	110	106	25	28	71
運輸安全委員会	10	1	0	3	3	0	0	3
観光庁	4	1	1	0	0	0	1	1
気象庁	4	0	2	1	1	0	0	0
海上保安庁	12	2	2	2	2	2	2	0
環境省	44	7	8	7	7	7	8	0
原子力規制委員会	10	1	1	2	2	0	2	2
防衛省	24, 134	20, 426	95	480	633	29	939	1,532
防衛装備庁	10	4	1	2	3	0	0	0
会計検査院	24	3	3	3	5	1	3	6
計	31, 811	22, 640	1,007	1, 708	2, 473	310	1, 331	2, 342
HI	51, 511	, 0 10	1,001	2,100	2, 110	010	1,001	1 2,012

資料9-2 研修の実施状況 (研修の実施内容)

(単位:人)

研修に参加 研修参加職員数									単位:人)	
	させた文書 管理者数						他の機	と関が実施す	る研修	
行政機関名	自任任奴	総括文書管 理者が実施 する研修	他の機関が 実施する研 修		総括文書管 理者が実施 する研修	人事院職員 研修	総務省のオ ンライン研 修	公文書館が	(独) 国立 公文書館以 外の国立公 文書館等が 実施する研 修	その他
内閣官房	150	142	25	708	650	0	12	44	0	2
内閣法制局	6	6	2	103	96	0	4	3	0	0
原子力防災会議	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0
人事院	34	33	34	607	469	0	126	12	0	0
復興庁	59	59	0	84	84	0	0	0	0	0
内閣府	288	288	45	628	564	0	21	43	0	0
宮内庁	31	31	19	1,427	1, 232	0	136	50	0	9
公正取引委員会	57	57	15	1,910	1, 883	0	8	19	0	0
国家公安委員会	1	1	0	16	16	0	0	0	0	0
警察庁	76	31	45	26, 248	26, 054	0	109	84	0	1
個人情報保護委員会	8	8	6	242	226	0	13	2	0	1
金融庁	84	84	7	2, 146	2, 132	0	7	7	0	0
消費者庁	11	11	3	104	95	0	0	9	0	0
カジノ管理委員会	5	5	0	138	136	0	2	0	0	0
総務省	463	463	151	8, 113	7, 839	0	202	50	0	22
公害等調整委員会	0	0	0	47	0	0	46	1	0	0
消防庁	15	15	15	482	109	0	21	2	0	350
法務省	1,852	1, 786	241	48, 497	47, 645	1	740	109	0	2
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	182	215	17	5, 940	5, 874	0	40	26	0	0
公安調査庁	102	102	71	2,662	2, 528	0	14	113	0	7
検察庁	896	896	241	16, 175	15, 162	0	769	10	0	234
外務省	358	358	67	7, 914	7, 571	0	283	46	0	14
財務省	1,047	1,047	8	20, 148	19, 248	0	11	888	0	1
国税庁	2, 892	2, 892	1	65, 463	65, 462	0	0	0	0	1
文部科学省	90	90	77	3, 651	3, 117	0	19	16	0	499
スポーツ庁	7	7	6	212	174	0	0	1	0	37
文化庁	14	14	11	593	483	0	2	1	0	107
厚生労働省	2, 108	2, 108	24	55, 884	54, 953	0	387	13	0	531
中央労働委員会	11	11	0	139	139	0	0	0	0	0
農林水産省	267	267	27	16,603	16, 408	0	168	11	0	16
林野庁	133	133	16	5, 238	5, 190	0	46	1	0	1
水産庁	17	15	2	40	37	0	3	0	0	0
経済産業省	495	495	13	7, 638	7, 601	0	20	15	0	2
資源エネルギー庁	22	22	22	645	644	0	1	0	0	0
特許庁	21	21	0	3, 689	93	0	3, 589	7	0	0
中小企業庁	19	19	1	526	523	0	0	3	0	0
国土交通省	4, 026	3, 912	683	37, 995	35, 998	2	1,970	23	0	2
運輸安全委員会	12	12	5	39	30	0	0	7	0	2
観光庁	11	11	0	309	307	0	2	0	0	0
気象庁	71	71	0	6, 686	595	0	428	32	0	5, 631
海上保安庁	600	554	208	7, 075	7,074	0	1	0	0	0
環境省	144	144	53	2, 323	1,849	0	340	134	0	100
原子力規制委員会	40	40	21	1, 295	1, 173	0	7 107	21	0	100
防衛省	5, 207	5, 207	1, 426	432, 426	423, 579	0	7, 187	1,660	0	0
防衛装備庁	68	68	16	2,702	2,672	0	0	20	0	10
会計検査院	52	52	21	1,947	1,858	0	7	29	0	53
計	22, 053	21, 803	3, 646	797, 458	769, 572	3	16, 735	3, 513	0	7, 635

(単位:人 %)

	文書管理者	数						(単位	:人 %)	
行政機関名		<u>~</u> 点検を 「	を点検の実施頻度点検を							
17.以機関名		思検を実施	毎月	3か月に	- ⁻	夫旭頻及 半年に	年に1回	その他	^点 快を 未実施	文書管理 担当者数
1.88.4.=	400	100		1回	1回	1回		·		
内閣官房	166	163	0	0	0	8	155	0	3	233
内閣法制局	6	6	0	0	0	0	6	0	0	6
原子力防災会議	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4
人事院	37	37	0	0	0	0	37	0	0	119
復興庁	59	59	0	0	0	0	59	0	0	132
内閣府	288	288	0	0	0	0	288	0	0	691
宮内庁	31	31	0	0	0	0	31	0	0	32
公正取引委員会	58	57	0	0	0	0	57	0	1	168
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0	5
警察庁	453	389	1	72	16	118	179	3	64	1, 726
個人情報保護委員会	8	8	0	0	0	0	8	0	0	37
金融庁	84	84	0	0	0	0	84	0	0	197
消費者庁	11	11	0	0	0	0	11	0	0	45
カジノ管理委員会	10	10	0	0	0	0	10	0	0	12
総務省	463	462	0	0	0	0	462	0	1	603
公害等調整委員会	1	1	0	0	0	0	1	0	0	11
消防庁	15	15	0	0	0	0	15	0	0	15
法務省	2, 036	2, 036	0	17	0	66	1, 953	0	0	3, 021
公安審査委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
出入国在留管理庁	233	233	0	0	0	0	233	0	0	512
公安調査庁	102	102	0	0	0	0	102	0	0	154
検察庁	896	896	0	0	0	0	896	0	0	1,098
外務省	358	358	0	0	0	0	358	0	0	381
財務省	1, 047	1,047	0	0	0	0	1, 047	0	0	2, 103
国税庁	2, 892	2, 892	0	0	0	0	2, 892	0	0	8, 360
文部科学省	90	90	0	0	0	0	90	0	0	342
スポーツ庁	7	7	0	0	0	0	7	0	0	23
文化庁	14	14	0	0	0	0	14	0	0	43
厚生労働省	2, 108	2, 108	0	0	0	0	2, 108	0	0	3, 218
中央労働委員会	11	11	0	0	0	0	11	0	0	16
農林水産省	267	267	1	2	3	48	213	0	0	1, 993
林野庁	133	133	0	0	0	0	133	0	0	442
水産庁	20	20	0	0	0	0	20	0	0	150
経済産業省	495	495	0	0	0	0	495	0	0	526
資源エネルギー庁	22	22	0	0	0	0	22	0	0	22
特許庁	21	21	0	0	0	0	21	0	0	21
中小企業庁	19	19	0	0	0	0	19	0	0	19
国土交通省	4, 841	4, 841	0	0	0	4, 841	0	0	0	6, 257
運輸安全委員会	13	13	0	0	0	0	13	0	0	26
観光庁	11	11	0	0	0	0	11	0	0	52
気象庁	275	275	0	0	0	40	235	0	0	409
海上保安庁	1, 038	1,038	0	0	0	0	1, 038	0	0	1,077
環境省	144	144	0	0	0	0	144	0	0	453
原子力規制委員会	40	40	0	0	0	0	40	0	0	89
防衛省	5, 207	5, 131	777	855	651	1,022	1,825	1	76	9, 994
防衛装備庁	68	68	0	0	0	0	68	0	0	202
会計検査院	52	52	0	0	0	0	52	0	0	315
計	24, 153	24, 007	779	946	670	6, 143	15, 465	4	146	45, 355
(割合)	100.0	99. 4	3.2	3. 9	2.8	25. 4	64. 0	0.0	0.6	-

資料11 監査の実施状況

行政機関名	実施した	指摘事項の有無	7/	監査の実施頻度
七眼点言	\sim		改善措置の実施の有無	F)7.1 🖂
内閣官房 	0	0	0	年に1回
内閣法制局	0	0	0	年に1回
原子力防災会議 ·	0	_	_	年に1回
人事院	0	0	0	その他
复興庁	_		_	
内閣府	0	0	0	年に1回
宮内庁	0	0	0	年に1回
公正取引委員会	0	0	0	年に1回
国家公安委員会	0		_	年に1回
警察庁 	0	0	0	年に1回
固人情報保護委員会	0	0	0	年に1回
金融庁	0	0	0	年に1回
当費者庁	0	0	0	年に1回
カジノ管理委員会	0	0	0	年に1回
総務省	0	0	0	年に1回
公害等調整委員会	0	0	0	年に1回
肖防庁	0	0	0	年に1回
上務省	0	0	0	年に1回
公安審査委員会	_	_	_	_
1入国在留管理庁	0	0	0	年に1回
公安調査庁	0	0	0	その他
食察庁	0	0	0	年に1回
卜務省	0	0	0	年に1回
才務省	0	0	0	年に1回
国税庁	0	0	0	年に1回
文部科学省	0	0	0	年に1回
スポーツ庁	0	0	0	年に1回
文化庁	0	0	0	年に1回
厚生労働省	0	0	0	年に1回
中央労働委員会	0	0	0	年に1回
 	0	0	0	※ その他
林野庁	0	0	0	※ その他
k産庁	0	0	0	※ その他
圣済産業省	0	0	0	その他
資源エネルギー庁	0	0	0	その他
	0	0	0	年に1回
中小企業庁	0	0	0	その他
国土交通省	0	0		<u>************************************</u>
重輸安全委員会	0	0		※ その他
見光庁	0	0		※ その他
(象庁	0	0	+	※ その他
手上保安庁	0	0	0	年に1回
境省	0	0	0	その他
《光····································	0	0	0	年に1回
方衛省 「衛省	0	0	0	その他
7與有 5衛装備庁	0	0	0	その他 その他
	0	0	0	その他 その他
計検査院	U	43		てツ他

⁽注)1 「監査の実施頻度」欄で「その他」のものは、毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査を数年で一巡させるなどの取組を行っているものである。また、※は本省に設置された監査責任者が監査対象としている機関である。

^{2 「}〇」は当該項目に該当するもの、「-」は当該項目に該当がないものを表す。

資料12 紛失、誤廃棄等の状況

	紛失等事	案の発生件	‡数					耳	案への対	応		(耳	单位:件)
					Ŧ	再発防止の	ための措					処分者	数(人)
行政機関名		紛失	誤廃棄	焼失等のき損	への注意	行政機関注 内の興定 適正 で の 知等	業務于 順、マ ニュアル	その他			懲戒処分 を行った 件数	本人	監督者
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	6	1	5	0	6	6	6	1	2	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	4	3	1	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	4	1	3	0	3	4	2	2	1	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	7	3	4	0	6	6	6	0	4	1	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	10	4	6	0	10	5	10	0	2	0	0	0	0
公安調査庁	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	12	10	2	0	12	10	5	1	5	0	0	0	0
外務省	2	1	1	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
財務省	19	9	10	0	18	18	8	2	8	0	0	0	0
国税庁	114	70	44	0	114	114	2	0	56	38	0	0	0
文部科学省	2	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	64	11	53	0	55	58	50	2	25	8	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	4	3	1	0	4	3	0	0	1	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁 特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁 国土交通省	0	0 2	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	1	0	1	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0
原子力規制委員会	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0
防衛省	12	6	6	0	9	9	4	0	7	0	0	0	0
防衛装備庁	12	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
会計検査院	3	0	3	0	3	2	2	0	0	2	0	0	0
云	272	126	145	1	253	248	101	11	115	54	0	0	0

⁽注) 再発防止策の「その他」には、個別の検討会を実施などがある。

資料13 その他の不適切な文書管理の状況

(単位:件)

		よ文書管理				事	案への対	応	(-)	<u> 4位:作)</u>
	を除く。) を行った何	に対して 牛数 ₁	懲戒処分	Ŧ	再発防止の	ための措置	置		処分者数	数(人)
行政機関名		文書作成義務違反	その他不 適切文書 管理	関係者等 への注意 喚起、指 導等	行政機関注 内へ喚配管 の の の の の の の の の の の の の	業務手 順、マ ニュアル 等の見直 し	その他	事案の公 表を行っ た件数	本人	監督者
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省 資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁 特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁 国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	2	2	2	2	0	2	2	0
П	4	U	4	4	4	۷	U		4	L

資料14 点検及び監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

	区分	指摘事項	改善等措置状況
作成			「政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等」の記録について、相手方への確認を行った場合、その旨を判別できる記載(年月日、所属、氏名等)を付し、「政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等」の記録について、相手方への確認を行っていない場合、その旨を判別できる記載(「相手方へ未確認」、「未定稿」等)を付すことを意識する必要するよう指摘した。
		背表紙の誤記,保存期間満了時期の未記載,分冊表示漏れが あった。	監査時に指導した。
整理	分類	異なる分類の行政文書が同一の行政文書ファイルに混在して編 綴されていた事例があった。	研修資料等を用いて、行政文書ファイルの編綴方法等につい て、改めて周知徹底を図った。
	名称	行政文書に対する名称付与ができていないものがあった。またフォルダの名称が「その他」など、保存すべき文書の種別や内容等が容易に判断できない名称のフォルダも確認された。	
	保存期間	保存期間表を公表していない課室がある。 保存期間表の内容に誤りがある課室がある。 保存期間表は公表されているが、制定した日付が記載されていない。 保存期間表に従った保存期間の設定がされていない。 保存期間表の見直しが必要であるにもかかわらず、見直しを 行っていない。	保存期間表を適切に公表するよう指導した。 定期的に保存期間表の見直しを行うよう指導した。
保存		行政文書ファイル等の保管場所が、行政文書ファイル管理簿に 記載された保管場所と異なる場所に保管しているものがあっ た。	行政文書の紛失や誤廃棄等を防止する観点からも、保存すべき 場所に行政文書ファイルを戻し適正に管理するよう指導し、改 善を進めている。
	電子文書の 保存場所・方 法		行政文書ファイルと個人文書を明確に区分して保管するよう周 知徹底を図った。
	引継手続	文書管理者の異動、部署の新設・廃止等に伴う引継に際し、規 定に則した引継が行われていない機関が多いので、あらためて 規定に則した引継の徹底を求めたところ。	点検・監査を通じ引き続き改善が図られるよう指導するととも に研修を実施している。
行政文書 ファイル管 理簿		行政文書ファイル管理簿に登載されている内容と実際の行政文書ファイル等の内容が一致していなかったり(登載内容の誤り)、未記載の行政文書ファイル等が存在していたり(登載漏れ)、当初から存在しない行政文書ファイル等が記載されていたり(誤登載)していた。	速やかに登載内容の誤りについては行政文書ファイル管理簿を 実際の行政文書ファイル等に合ったものに修正するよう指導 し、登載漏れについては行政文書ファイル管理簿は登載するよう指導し、誤登載については行政文書ファイル管理簿から削除 するよう指導し、そのとおり改善等の措置が講じられた。
移管、廃 棄又は保 存期間の	保存期間満 了時の措置	レコードスケジュールが未設定であるか又は、設定されていて も必要事項の記載に不備があった。	レコードスケジュールを適切に設定するよう指導し、その後改善 善を確認した。
延長	移管	移管が可能な行政文書ファイル等を管理していた一部の文書管 理者において、移管協議の手続が行われていない行政文書ファ イル等があった。	適時適切に移管協議を実施するよう指導した。
	廃棄	一部官署において、保存期間が満了している行政文書ファイル について総括文書管理者への廃棄協議の審査依頼がなされてい なかった。	保存期間が満了している行政文書ファイルについて, 速やかに 総括文書管理者へ廃棄協議の審査依頼をするよう指導した。
	延長	開示請求や訴訟等の対象になった行政文書ファイル等を管理していた文書管理者のうち一部の文書管理者において、該当の行政文書ファイル等の保存期間を延長する措置を行っていなかった。	
	紛失等への対応	行政文書ファイル等の紛失防止策が講じられておらず、保存中 の行政文書ファイルを紛失した。	いての部下職員への指導・教育を徹底するように指示し、幹部職員から部下職員に対して、適正な管理・廃棄手続の徹底を指導した。
研修		e-ラーニング研修について、一部の者が業務の都合等により 受講できておらず、その後も未受講となっていた。文書整理月 間などを通じて指導を徹底し、全職員を受講させるよう求めた ところ。	点検・監査を通じ引き続き改善が図られるよう指導するととも に研修を実施している。

(単位:件)

有機関係 与機能変換的な必要のでは容易 (方面を関係) 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360 <th></th> <th>令和2年度に新規作成・取得</th> <th>鼻した行政文書ファイル等の</th> <th>うち、秘密文書を含む行政文</th> <th>(単位:件) 書ファイル等数</th>		令和2年度に新規作成・取得	鼻した行政文書ファイル等の	うち、秘密文書を含む行政文	(単位:件) 書ファイル等数
內閣決別語	行政機関名				
原子力的安全機 0 0 0 0 0 2 2 世界時 2 2 0 0 0 0 2 2 世界時 2 2 0 0 0 0 0 2 2 世界時 2 2 0 0 0 0 0 2 2 世界時 2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	内閣官房	90	6	30	54
 人事院 22 0 0	内閣法制局	1	0	0	1
展集庁 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	原子力防災会議	0	0	0	0
内閣府	人事院	22	0	0	22
점內序 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	復興庁	0	0	0	0
○正彰 # 委員会 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	内閣府	10	2	1	7
国家公安委員会 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	宮内庁	0	0	0	0
警察庁 207 24 6 17 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	公正取引委員会	1	0	0	1
個人情報保護委員会 0 0 0 0 台灣者庁 1 0 0 0 台灣者庁 1 0 0 0 お答者 79 2 0 7 公客等調整員会 0 0 0 0 法務者 48 5 0 0 公安審委員会 0 0 0 0 大馬在留管理庁 5 0 0 0 公公審選挙 48 5 0 0 公公審查員会 0 0 0 0 公公審查員会 0 0 0 0 公公審查員会 0 0 0 0 公公審查員会会員会 0 0 0 0 公公審查員会会会員会 0 0 0 0 公公審查員会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	国家公安委員会	0	0	0	0
金融庁 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	警察庁	207	24	6	177
請責者庁	個人情報保護委員会	0	0	0	0
カジノ管理委員会 1 0 0 0 0 79 2 0 79 2 0 79 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	金融庁	1	0	0	1
総務省 79 2 0 0 7 7 2 1 0 7 3 3 3 3 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 5 3 5 5 3 3 4 3 3 3 3 3 5 5 5 3 3 3 0 5 3 3 3 3 5 5 5 3 3 3 0 5 3 3 3 3	消費者庁	1	0	0	1
 公古等測整委員会 0 <l< td=""><td>カジノ管理委員会</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></l<>	カジノ管理委員会	1	0	0	1
南防庁	総務省	79	2	0	77
技務省	公害等調整委員会	0	0	0	0
公安審查委員会 0 0 0 出入国在留管理庁 5 0 0 公安調査庁 346 6 261 7 検察庁 7 0 0 0 外務省 436 56 19 36 財務省 2 0 0 0 国税庁 0 0 0 0 文部科学省 7 0 0 0 スポーツ庁 0 0 0 0 マ化庁 0 0 0 0 マ生労働省 4,835 14 5 4,81 中央労働委員会 0 0 0 0 農林水産省 2 1 0 0 林野庁 0 0 0 0 養済産業省 5 3 0 0 資際エネルギー庁 0 0 0 0 特許庁 0 0 0 0 日本安連省 3 12 3 1 国本安連省 0 0 0 0	消防庁	0	0	0	0
出入国在留管理庁 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	法務省	48	5	0	43
公安調査庁 346 6 261 7 検察庁 7 0 0 0 外務省 436 56 19 36 財務省 2 0 0 0 国程庁 0 0 0 0 文化中 7 0 0 0 文化庁 0 0 0 0 厚生労働省 4,835 14 5 4,81 中央労働委員会 0 0 0 0 農林水産省 2 1 0 0 林野庁 0 0 0 0 経済産業省 5 3 0 0 資産エキルギー庁 0 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 0 日土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 0 現場庁 0 0 0 0 原上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 0 原子力規則委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 14	公安審査委員会	0	0	0	0
検察庁 7 0 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	出入国在留管理庁	5	0	0	5
外務省 436 56 19 36 財務省 2 0 0 0 国税庁 0 0 0 0 文部科学省 7 0 0 0 スポーツ庁 0 0 0 0 交化庁 0 0 0 0 原生労働省 4,835 14 5 4,81 中央労働委員会 0 0 0 0 林野庁 0 0 0 0 林野庁 0 0 0 0 経済産業省 5 3 0 0 資源工术ルギー庁 0 0 0 0 特許庁 0 0 0 0 0 日本教庁 0 0 0 0 0 日本教庁 0 0 0 0 0 0 日本教庁 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <	公安調査庁	346	6	261	79
財務省 2 0 0 国税庁 0 0 0 文部科学省 7 0 0 スポーツ庁 0 0 0 文化庁 0 0 0 原生労働者 4,835 14 5 4,81 中央労働委員会 0 0 0 0 農林水産省 2 1 0 0 0 株野庁 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <td>検察庁</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>7</td>	検察庁	7	0	0	7
国税庁	外務省	436	56	19	361
文部子学名 7 0 0 スポーツ庁 0 0 0 文化庁 0 0 0 厚生労働省 4,835 14 5 4,81 中央労働委員会 0 0 0 0 農林水産省 2 1 0 0 0 林野庁 0 0 0 0 0 0 経済産業省 5 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	財務省	2	0	0	2
スポーツ庁 0 0 0 文化庁 0 0 0 厚生労働省 4,835 14 5 4,81 中央労働委員会 0 0 0 0 農林水産省 2 1 0 0 林野庁 0 0 0 0 経済産業省 5 3 0 0 資源エネルギー庁 0 0 0 0 特許庁 0 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 0 観光庁 0 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 0 38,00 防衛者 146 0 0 0 14	国税庁	0	0	0	0
文化庁 0 0 0 厚生労働省 4,835 14 5 4,81 中央労働委員会 0 0 0 農林水産省 2 1 0 林野庁 0 0 0 経済産業省 5 3 0 資源エネルギー庁 0 0 0 特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 0 観光庁 0 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 58,00 防衛者 146 0 0 0 14	文部科学省	7	0	0	7
厚生労働省 4,835 14 5 4,81 中央労働委員会 0 0 0 農林水産省 2 1 0 林野庁 0 0 0 水産庁 0 0 0 経済産業省 5 3 0 資源エネルギー庁 0 0 0 特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 観光庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 14	スポーツ庁	0	0	0	0
中央労働委員会 0 0 0 農林水産省 2 1 0 林野庁 0 0 0 水産庁 0 0 0 経済産業省 5 3 0 資源エネルギー庁 0 0 0 特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 0 観光庁 0 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 0 0 38,00 防衛者備庁 146 0 0 0 14 0 0 14	文化庁	0	0	0	0
農林水産省 2 1 0 林野庁 0 0 0 水産庁 0 0 0 経済産業省 5 3 0 資源エネルギー庁 0 0 0 特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 0 観光庁 0 0 0 0 家庁 0 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛者 146 0 0 14	厚生労働省	4, 835	14	5	4, 816
林野庁 0 0 0 水産庁 0 0 0 経済産業省 5 3 0 資源エネルギー庁 0 0 0 特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 観光庁 0 0 0 気象庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛者 146 0 0 14	中央労働委員会	0	0	0	0
水産庁 0 0 経済産業省 5 3 0 資源エネルギー庁 0 0 0 特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 観光庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛者 146 0 0 14	農林水産省	2	1	0	1
経済産業省 5 3 0 資源エネルギー庁 0 0 0 特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 観光庁 0 0 0 気象庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14		0	0	0	0
資源エネルギー庁 0 0 0 特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 観光庁 0 0 0 気象庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	水産庁	0	0	0	0
特許庁 0 0 0 中小企業庁 0 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 0 観光庁 0 0 0 0 気象庁 0 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	経済産業省	5	3	0	2
中小企業庁 0 0 国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 観光庁 0 0 0 気象庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	資源エネルギー庁	0	0	0	0
国土交通省 34 12 3 1 運輸安全委員会 0 0 0 観光庁 0 0 0 気象庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	特許庁	0	0	0	0
運輸安全委員会 0 0 0 観光庁 0 0 0 気象庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	中小企業庁	0	0	0	0
観光庁 0 0 0 気象庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	国土交通省	34	12	3	19
気象庁 0 0 0 海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	運輸安全委員会	0	0	0	0
海上保安庁 2,732 60 9 2,66 環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	観光庁	0	0	0	0
環境省 6 0 0 原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	気象庁	0	0	0	0
原子力規制委員会 40 0 3 3 防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	海上保安庁	2, 732	60	9	2, 663
防衛省 38,001 0 0 38,00 防衛装備庁 146 0 0 14	環境省	6	0	0	6
防衛装備庁 146 0 0 14	原子力規制委員会	40	0	3	37
	防衛省	38, 001	0	0	38,001
会計檢查院 2 0 0	防衛装備庁	146	0	0	146
~ V	会計検査院	2	0	0	2
計 47,067 191 337 46,53	ᆥ	47, 067	191	337	46, 539



令和2年度における法人文書の管理の状況について

I 対象機関

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」 という。)第2条第2項に掲げる以下の独立行政法人等(192 法人)

【独立行政法人(87法人)】

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航 空研究開発機構、海技教育機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、科学技 術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教職員支援機構、勤労者退職金共済機 構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学 校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、 国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境 研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究 センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性 教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究 センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病 院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、 住宅金融支援機構、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・ 産業技術総合開発機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、製品評価技術基盤機構、 石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センタ 一、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建 設・運輸施設整備支援機構、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本医療研究開発 機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、 日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、年金積 立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業 振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料 研究機構、防災科学技術研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金簡易生命保 険管理・郵便局ネットワーク支援機構※、理化学研究所、量子科学技術研究開発機構、労働 者健康安全機構、労働政策研究・研修機構

【国立大学法人(85法人)】

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京藝術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜

国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、静岡大学、浜松医科大学、東海国立大学機構※、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

※令和2年4月1日付けで新規に設立

【大学共同利用機関法人(4法人)】

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研 究機構

【特殊法人(10法人)】

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、新関西国際空港株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園

【認可法人(5法人)】

外国人技能実習機構、原子力損害賠償·廃炉等支援機構、日本銀行、農水産業協同組合貯 金保険機構、預金保険機構

【その他の法人(1法人)】

日本司法支援センター

Ⅱ 対象期間

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の状況 時点を問うものは、令和3年3月31日時点の状況

Ⅲ 報告の概要

独立行政法人等は、行政機関と同様に、公的性格の強い業務を行っており、その諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務がある(公文書管理法第1条)ことから、独立行政法人等が作成・保有する法人文書についても、行政機関と同様に、適正に管理されることが必要である。

このため、公文書管理法では、独立行政法人等の国民への説明責任や適切な文書管理を十全に確保する観点から、法人文書ファイル管理簿の整備・公表(同法第11条第2項及び第3項)、歴史公文書等に該当する法人文書ファイル等(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。)の国立公文書館等への移管(同条第4項)、管理状況の報告(同法第12条)について、独立行政法人等に直接的に義務が課されている。

一方、独立行政法人等の行う業務は多岐にわたっており、その業務運営の過程において作成・保有する法人文書に関しては、法人文書の性格、内容等に応じて、当該独立行政法人等の自律性・自主性等も踏まえ、行政文書に係る規定(同法第4条から第6条まで)に準じて適正に管理することとされている(同法第11条第1項)。

また、独立行政法人等は、これらの規定に基づき法人文書の管理が適正に行われることを確保するため、行政機関における行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)に記載すべき事項を定めた同法第10条第2項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め(以下「法人文書管理規則」という。)を設け、これを公表しなければならないとされている(同法第13条)。

1 法人文書管理規則の制定及び公表状況

令和2年度における公文書管理法第13条に基づく法人文書管理規則の制定及び 公表状況をみると、全ての独立行政法人等がそれぞれの法人文書管理規則を制定 し、ホームページ等で公表している。

た、その規定内容をみると、総じて行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。)に準じた規則となっている。

2 法人文書ファイル管理簿の整備及び公表状況

法人文書ファイル等を適切に管理するため、公文書管理法第11条第2項及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「公文書管理法施行令」という。)第15条において、法人文書ファイル管理簿の記載事項として11事項(①分類、②名称、③保存期間、④保存期間の満了する日、⑤保存期

間が満了したときの措置、⑥保存場所、⑦法人文書を作成し、又は取得した日の属する年度その他これに準ずる期間、⑧前号の日(法人文書を作成し、又は取得した日)における文書管理者、⑨保存期間の起算日、⑩媒体の種別、⑪法人文書ファイル等に係る文書管理者)が定められている。

なお、公文書管理法施行令第15条第1項第7号から第11号までに定める5事項(上記⑦~⑩)については、情報システムの整備に相当の期間を要する等記載することが困難な場合は、当分の間、その記載することが困難な事項を記載しないことができることとされている(同施行令附則第5条)。

また、独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿を事務所に備えて一般の 閲覧に供するとともに、情報通信の技術を利用する方法により公表しなければ ならないこととされている(同法第11条第3項)。

これらの規定に基づき、全ての独立行政法人等が法人文書ファイル管理簿を 整備し、ホームページ等において公表している。

3 法人文書ファイル等の管理の状況

(1) 法人文書ファイル等の保有数

令和2年度における独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等の保有数は、表1のとおり、7,009,062ファイルで、その媒体の種別をみると、紙媒体が6,553,908ファイル (93.5%)、電子媒体が407,895ファイル (5.8%)、その他の媒体(マイクロフィルム等)が47,259ファイル (0.7%) となっている。

なお、令和2年度に新規に作成又は取得されたものは、735,904ファイル(全保有数の10.5%)となっている。

令和元年度と比べると、保有ファイル数が109,778ファイル(対前年度比1.5%) 増加している。また、電子媒体の保有数が73,210ファイル(対前年度比21.9%) 増加している。

表 1 法人文書ファイル等の保有数及び媒体の種別数

(単位:ファイル、%)

	法人文書ファイル	等数		
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
令和2年度	7, 009, 062	6, 553, 908	407, 895	47, 259
	(100.0)	(93. 5)	(5.8)	(0.7)
うち令和2年度新規	735, 904	653, 380	82, 482	42
作成・取得したもの	(100.0)	(88. 8)	(11. 2)	(0.0)
令和元年度	6, 899, 284	6, 517, 007	334, 685	47, 592
	(100.0)	(94. 5)	(4. 9)	(0.7)
平成30年度	6, 857, 573	6, 510, 765	298, 493	48, 315
	(100.0)	(94. 9)	(4. 4)	(0.7)

平成29年度	6, 905, 066	6, 544, 119	308, 367	52, 580
	(100.0)	(94. 8)	(4. 5)	(0.8)
平成28年度	6, 753, 235	6, 418, 181	281, 342	53, 712
	(100.0)	(95. 0)	(4. 2)	(0.8)
平成27年度	6, 745, 314	6, 399, 396	290, 696	55, 222
	(100.0)	(94.9)	(4. 3)	(0.8)
平成26年度	6, 619, 113	6, 305, 230	258, 734	55, 149
	(100.0)	(95.3)	(3.9)	(0.8)
平成25年度	6, 531, 929	6, 249, 002	227, 489	55, 438
	(100.0)	(95. 7)	(3.5)	(0.8)
平成24年度	6, 935, 380	6, 610, 649	256, 782	67, 949
	(100.0)	(95. 3)	(3.7)	(1.0)
平成23年度	7, 059, 354	6, 504, 018	483, 409	71, 927
	(100.0)	(92. 1)	(6. 9)	(1.0)

⁽注) 1 「その他の媒体」は、マイクロフィルム、写真フィルム、スライド、映画フィルム、録音 テープ、ビデオテープ等で管理される法人文書ファイル等を表す。

(参考1) 保有する法人文書ファイル等数の多い独立行政法人等

(単位:ファイル)

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
独立行政法人等	法人文書ファイル等数
都市再生機構	1, 267, 241
日本年金機構	719, 651
宇宙航空研究開発機構	336, 328
国際協力機構	217, 588
中小企業基盤整備機構	182, 738

(参考2) 電子媒体による法人文書ファイル等の保有数が多い独立行政法人等

独立行政法人等	法人文書ファイル等数(電子媒体)
都市再生機構	65, 575
宇宙航空研究開発機構	36, 703
情報処理推進機構	34, 161
水資源機構	32, 368
日本年金機構	25, 838

^{2 ()} 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考3) 電子媒体による法人文書ファイル等の保有割合が高い独立行政法人等

(単位:ファイル、%)

独立行政法人等名	ì	法人文書ファ	イル等数	
		紙媒体	電子媒体	その他の媒
				体
情報処理推進機構	35, 635	1, 474	34, 161	0
	(100.0)	(4. 1)	(95. 9)	(-)
うち令和2年度新規	5,000	111	4,889	0
作成・取得したもの	(100.0)	(-)	(97.8)	(-)
住宅金融支援機構	32, 706	18, 203	14, 503	0
	(100.0)	(55. 7)	(44. 3)	(-)
うち令和2年度新規	6, 531	1999	4532	0
作成・取得したもの	(100.0)	(30.6)	(69.4)	(-)
年金積立金管理運用独立行	2, 234	1, 339	895	0
政法人	(100.0)	(60.0)	(40.0)	(-)
うち令和2年度新規	323	1	322	0
作成・取得したもの	(100.0)	(0.3)	(99.7)	(-)
沖縄科学技術大学院大学学	5, 015	3, 063	1, 952	0
園	(100.0)	(61. 1)	(38.9)	(-)
うち令和2年度新規	518	83	435	0
作成・取得したもの	(100.0)	(16. 0)	(84. 0)	(-)
福井大学	16, 561	3, 063	1, 952	0
	(100.0)	(61.1)	(38.9)	(-)
うち令和2年度新規	2, 138	1, 052	1, 086	0
作成・取得したもの	(100.0)	(49. 2)	(50.8)	(-)

(注)() 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(2) 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況

独立行政法人等は、行政文書ファイル等に係る公文書管理法第5条第5項の規定に準じて、その保有する法人文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)として、歴史公文書等に該当するものにあっては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない(公文書管理法第11条第1項)こととされ、その措置について法人文書ファイル管理簿に記載しなければならないこととされている(同条第2項)。

令和2年度における独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等

7,009,062 ファイルについて、保存期間が満了したときの措置(移管又は廃棄)の設定状況をみると、表 2 のとおり、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしているものが 6,713,495 ファイル (95.8%)、未設定としているものが 295,567 ファイル (4.2%) となっている。

また、保存期間が満了したときの措置を設定済みとしている 6,713,495 ファイルについて、措置区分を「移管」としているものが 290,997 ファイル (4.3%)、措置区分を「廃棄」としているものが 6,422,498 ファイル (95.7%) となっているが、令和元年度と比べると移管としているものが 6,171 ファイル増加している (参考4参照)。

表2 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況

(単位:ファイル、%)

	法人文書ファイル等数 (再掲)					
		設定済み	未設定			
令和2年度	7, 009, 062	6, 713, 495 (95. 8)	295, 567			
	(100.0)		(4.2)			
うち令和2年度新規	735, 904	725, 781	10, 123			
作成・取得したもの	(100.0)	(98.6)	(1.4)			
令和元年度	6, 899, 284	6, 606, 465	292, 819			
	(100.0)	(95.8)	(4. 2)			
平成30年度	6, 857, 573	6, 561, 781	295, 792			
	(100.0)	(95. 7)	(4. 3)			
平成29年度	6, 905, 066	6, 610, 415	294, 651			
	(100.0)	(95. 7)	(4. 3)			
平成28年度	6, 753, 235	6, 453, 251	299, 984			
	(100.0)	(95. 6)	(4.4)			
平成27年度	6, 745, 314	6, 013, 550	731, 764			
	(100.0)	(89. 2)	(10.8)			
平成26年度	6, 619, 113	5, 864, 390	754, 723			
	(100.0)	(88.6)	(11.4)			
平成25年度	6, 531, 929	5, 766, 570	765, 359			
	(100.0)	(88. 3)	(11.7)			
平成24年度	6, 935, 380	6, 150, 063	785, 317			
	(100.0)	(88. 7)	(11.3)			
平成23年度	7, 059, 354	5, 558, 998	1, 500, 356			
	(100.0)	(78.7)	(21. 3)			

⁽注)() 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(参考4)保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を設定済みとしている法人文書ファイル等の措置区分状況

(単位:ファイル、%)

	設定済みとしている活	去人文書ファイル等数	
		移管	廃棄
令和2年度	6, 713, 495	290, 997	6, 422, 498
	(100.0)	(4.3)	(95. 7)
令和元年度	6, 606, 465	284, 826	6, 321, 639
	(100.0)	(4.3)	(95. 7)
平成30年度	6, 561, 781	274, 270	6, 287, 511
	(100.0)	(4.2)	(95. 8)
平成29年度	6, 610, 415	264, 814	6, 345, 601
	(100.0)	(4.0)	(96. 0)
平成28年度	6, 453, 251	248, 287	6, 204, 964
	(100.0)	(3.8)	(96. 2)
平成27年度	6, 013, 550	235, 206	5, 778, 344
	(100.0)	(3.9)	(96. 1)
平成26年度	5, 864, 390	219, 297	5, 645, 093
	(100.0)	(3.7)	(96. 3)
平成25年度	5, 766, 570	201, 534	5, 565, 036
	(100.0)	(3. 5)	(96. 5)
平成24年度	6, 150, 063	161, 585	5, 988, 478
	(100.0)	(2. 6)	(97.4)

(注)() 内は、法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

(3) 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況 ア 移管又は廃棄

独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴 史公文書等に該当するものにあっては国立公文書館等に移管し、それ以外の ものにあっては廃棄することとされている(公文書管理法第11条第4項)。

各独立行政法人等において、令和2年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等(当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。)は、表3のとおり1,210,456ファイルで、このうち、国立公文書館等に「移管」することとされたものは10,131ファイル(0.8%)、「廃棄」することとされたものは705,647ファイル(58.3%)となっている。残る494,678ファイル(40.9%)は、保存期間を「延長」し、新たな保存期間が満了するまで保有を継続することとされている。

表3 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管・廃棄等の状況

(単位:ファイル、%)

保存期間が満了した法人文書ファイル等数						
		移管	廃棄	延長		
令和2年度	1, 210, 456	10, 131	705, 647	494, 678		
	(100.0)	(0.8)	(58.3)	(40.9)		
令和元年度	1, 142, 775	9, 025	684, 966	448, 784		
	(100.0)	(0.8)	(59.9)	(39.3)		
平成30年度	1, 146, 068	9, 400	744, 664	392, 004		
	(100.0)	(0.8)	(65.0)	(34.2)		
平成29年度	1,009,635	10, 902	717, 347	281, 386		
	(100.0)	(1. 1)	(71.1)	(27.9)		
平成28年度	991, 492	8, 759	742, 740	239, 993		
	(100.0)	(0.9)	(74.9)	(24.2)		
平成27年度	912, 278	12, 124	706, 524	193, 630		
	(100.0)	(1.3)	(77.4)	(21. 2)		
平成26年度	849, 986	8, 015	659, 934	182, 037		
	(100.0)	(0.9)	(77.6)	(21.4)		
平成25年度	886, 982	10, 825	719, 482	156, 675		
	(100.0)	(1. 2)	(81. 1)	(17.7)		
平成24年度	945, 976	7, 046	758, 007	180, 923		
	(100.0)	(0.8)	(80. 1)	(19. 1)		
平成23年度	969, 678	6, 252	736, 246	227, 180		
	(100.0)	(0.7)	(75. 9)	(23.4)		

(注)() 内は、保存期間が満了した法人文書ファイル等数に占める割合を表す。

保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管先の国立公文書館等としては、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館(以下単に「国立公文書館」という。)のほかに、内閣総理大臣の指定(公文書管理法施行令第2条第1項第3号)を受けた施設(13施設)がある。内閣総理大臣の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等においては、保存期間が満了した当該法人の保有する法人文書ファイル等を当該施設へ移管し、その他の独立行政法人等は国立公文書館へ移管することとされている(同施行令第18条)。

令和2年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等のうち移管することとされた10,131ファイルの移管先をみると、表4のとおり、国立公文書館へ移管することとされたものは6ファイルであり、それ以外は、内閣総理大臣の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等から当該施設へ移管することとされている。

なお、国立公文書館へ法人文書ファイル等を移管した法人数は3法人となっている。

表 4 移管先及び移管数

国立公文書館等	移管数									
(移管先)	令和			平成						
(1) [1]	2年度	元年度	30 年度	29 年度	28 年度	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度	23 年度
国立公文書館	6	15	6	6	9	5	3	31	131	9
北海道大学大学文書館公文書室	51	42	88	205	30	_		_	_	_
東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室	481	509	479	451	373	224	292	68	243	84
筑波大学アーカイブズ	352	132	108	107	_	_	_	_	_	_
東京大学文書館	457	111	365	205	263	2, 721	_	_	_	_
東京外国語大学文書館	169	204	0	0	0	_		_	_	_
東京工業大学博物館資史料館部門公文書室	45	25	355	41	13	7	6	_	_	_
東海国立大学機構大学文書資料室	473	647	455	486	400	498	476	394	447	176
京都大学大学文書館	2, 724	3, 574	3, 435	3, 478	3, 027	4, 322	1, 443	3, 009	2, 685	3, 159
大阪大学アーカイブズ	1, 300	1, 133	1, 304	1, 423	1, 430	931	1, 566	2, 954	_	_
神戸大学大学文書史料室	1, 293	514	560	439	567	601	619	448	288	192
広島大学文書館	314	223	322	1, 936	530	847	1, 147	900	657	0
九州大学大学文書館	601	489	441	457	290	85	36	36	354	27
日本銀行金融研究所アーカイブ	1, 865	1, 407	1, 482	1, 668	1, 827	1, 883	2, 427	2, 985	2, 241	2, 605
計	10, 131	9, 025	9, 400	10, 902	8, 759	12, 124	8, 015	10, 825	7, 046	6, 252

⁽注) 実際の移管受入は翌年度に行われる。

(参考5) 国立公文書館へ移管したファイルの概要

(単位:ファイル、冊)

	法人文書ファイル等	ファイル数	簿冊数
郵便貯金簡易生命 保険管理・郵便局 ネットワーク支援 機構	平成二十七年度 東日本大震災関係 東北地方太平洋沖地震により被害を受けた 地方公共団体の貸付金に係る借入条件の改 定について(他2件) 借用証書別融資施設現況報告書による貸付 調査について	3	3
日本スポーツ振興センター	平成27年度東日本大震災復旧·復興支援助成交付申請書(移管対象) 平成27年度東日本大震災復旧·復興支援助成実績報告書(移管対象)	2	3
情報処理推進機構	調査/2015 年度ニューヨークだより/2015 情総第 9001 号	1	1

⁽注)「簿冊数」は、国立公文書館における受入冊数を表す。

イ 保存期間の延長状況

独立行政法人等が保有する法人文書ファイル等においても、行政文書ファイル等と同様に(公文書管理法第11条第1項に基づき同法第5条第4項に準じて)、現に監査、検査等の対象になっているもの、訴訟や不服申立てにおける手続上の行為に必要とされるもの、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)に基づく開示請求があったものといった事情がある場合には、保存期間満了後も、それぞれに対応するため当該事情が終了するまで法人文書ファイル等を保存しなければならないこととされている(公文書管理法施行令第9条第1項)。

また、独立行政法人等が職務の遂行上必要があると認める場合についても、一定の期間を定めて延長することができることとされている(同条第2項)。令和2年度に保存期間が満了する予定であった法人文書ファイル等のうち、保存期間を延長することとした494,678ファイルについて、その延長理由をみると、表5のとおり、492,156ファイル(99.5%)が公文書管理法施行令第9条第2項に基づくものとなっている。

この職務遂行上の必要性の内訳をみると、監査、検査、取締り用務、契約、交渉、争訟用務ないし調査研究用務に必要とするため、としている例が多い。その他の理由としては、事業(業務)において過去の経緯を確認する必要が

ある、事業(業務)に係る根拠や基礎となる文書のため、などとしている。

表 5 保存期間の延長理由

(単位:ファイル、%)

延長ファイル等数 (再掲)							
		公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長					公文書管理法施
			第1号	第2号	第3号	第4号	行令第9条第2
			監査・検査	(係属する訴訟)	(不服申立て)	(開示請求)	項ご基づく延長
令和2年度	494, 678	2, 522	1, 409	939	11	163	492, 156
	(100.0)	(0.5)	(0.3)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(99.5)
令和元年度	448, 784	2, 794	1, 552	984	223	35	445, 990
	(100.0)	(0.6)	(0.3)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(99.4)
平成 30 年度	392, 004	2, 329	1, 235	773	166	155	389, 675
	(100.0)	(0.6)	(0.3)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(99.4)
平成 29 年度	281, 386	1, 435	689	632	105	9	279, 951
	(100.0)	(0.5)	(0.2)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(99. 5)
平成 28 年度	239, 993	2,005	964	992	0	49	237, 988
	(100.0)	(0.8)	(0.4)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(99. 2)
平成 27 年度	193, 630	1,062	663	385	3	11	192, 568
	(100.0)	(0.5)	(0.3)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(99. 5)
平成 26 年度	182, 037	1, 167	823	244	53	47	180, 870
	(100.0)	(0.6)	(0.5)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(99.4)
平成 25 年度	156, 675	1, 517	995	394	83	45	155, 158
	(100.0)	(1.0)	(0.6)	(0.3)	(0.1)	(0.0)	(99. 0)
平成 24 年度	180, 923	2, 448	2, 216	147	6	79	178, 475
	(100.0)	(1.4)	(1.2)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(98. 6)
平成 23 年度	227, 180	2, 300	2, 033	211	0	56	224, 880
	(100.0)	(1.0)	(0.9)	(0.1)	(-)	(0.0)	(99. 0)

⁽注)() 内は、延長ファイル等数に占める割合を表す。

(4) 法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針の整備状況

ガイドラインでは、総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとするとされている。また、集中管理の推進について、当初は「総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、当該行政機関における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする」とされ、平成27年1月23日付け改正により「行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする」とされているところである。

独立行政法人等の場合についても、これに準じて法人文書ファイル保存要 領及び集中管理の推進に関する方針を定めることとされている。

その整備状況については、表6のとおり、法人文書ファイル保存要領については、192法人中181法人(94.3%)が作成している。

また、集中管理の推進に関する方針については、192法人中104法人(54.2%)が策定しているが、約半数が未策定の状況となっている。これは、集中管理を行うことのできる十分な書庫スペースの確保ができない、事務所が各地に点在しているなどの理由により、集中管理の目途が立っていないことから方針策定が進んでいないものである。

表 6 法人文書ファイル保存要領及び集中管理の推進に関する方針の整備状況

	法人数	法人文書ファイル保存要領	集中管理の推進に関する方針
令和2年度	192	181 (94. 3%)	104 (54. 2%)
令和元年度	193	183 (94. 8%)	103 (53. 4%)
平成 30 年度	193	183 (94. 8%)	103 (53. 4%)
平成 29 年度	193	181 (93. 8%)	103 (53. 4%)
平成 28 年度	193	176 (91. 2%)	103 (53. 4%)
平成 27 年度	202	180 (89. 1%)	94 (46. 5%)
平成 26 年度	202	175 (86. 6%)	89 (44. 1%)
平成 25 年度	203	169 (83. 3%)	81 (39. 9%)
平成 24 年度	206	170 (82. 5%)	52 (25. 2%)

4 研修の実施状況

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解するとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、公文書管理法第32条第1項では、独立行政法人等は職員に必要な研修を行うこととされている。

令和2年度における各独立行政法人等における研修の実施状況を見ると、表7のとおり、他の機関が実施する研修への参加も含め182法人(94.3%)が研修を実施しており、研修に参加した人数は、延べ161,752人となっている。研修の内容としては、公文書管理制度の目的・概要、法人文書管理規則の内容、文書管理状況の点検方法等に関するものなどとなっている。研修方法としては、本部等での集合研修だけでなく、内閣府が作成・配布したe-ラーニング教材を利用した研修が多くの独立行政法人等において実施された。

表 7 研修の実施状況

(単位:法人、回、人)

研修の	実施法人数(他の機関への参加を含む。)	令和2年度	182 法人
		令和元年度	183 法人
		平成 30 年度	187 法人
		平成 29 年度	187 法人
		平成 28 年度	187 法人
		平成 27 年度	192 法人
		平成 26 年度	193 法人
		平成 25 年度	198 法人
		平成 24 年度	196 法人
		平成 23 年度	187 法人
各独立	行政法人等が行う研修の実施回数		3, 739
	一般職員		1, 454
	新規採用職員		452
	文書管理者		617
	文書管理担当者		684
	監査担当者		110
	転入者		233
	その他		189
研修に	参加した職員数		161, 752
	各独立行政法人等が行う研修に参加した職員数		159, 888
	他の機関が実施する研修に参加した職員数		1,864

5 点検及び監査の実施状況

ガイドラインでは、各行政機関における文書管理の実施責任者たる文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、 点検を行うこととされている。また、各行政機関における文書管理に関するコン プライアンスを確保するための責任者たる監査責任者は、行政文書の管理状況に ついて、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている。

独立行政法人等においても、行政文書管理規則を参酌して、法人文書管理規則に点検及び監査の実施について規定することとされている。

(1) 点検の実施状況

令和2年度における各独立行政法人等の点検の実施状況をみると、表8のと おり、192法人に設置されている文書管理者14,746人のうち、全192法人の 14,394人(97.6%)の文書管理者が点検を実施したとしている。点検の内容 としては、「作成すべき法人文書が適切に作成されているか」、「法人文書ファイル等の保存場所は適切か」、「保存場所において法人文書と個人文書の混在はないか」、「保存期間満了時の措置が適切か」、「保存期間延長が適切か」、「法人文書ファイル管理簿に分類、名称等が適切に記載されているか」などである。一方、点検未実施の文書管理者は19法人の352人(2.4%)であった。

なお、点検により、指摘された主な事項と各文書管理者等において実施された改善措置等は資料9のとおりである。

また、点検は、大半の法人が「年に1回」実施(13,177 人、89.4%) としているが、「半年に1回」実施(805 人、5.5%) や「毎月」実施(142 人、1.0%) としている法人もある。

表8 点検の実施状況

(単位:人、%)

文書管理者数									
		点検を実	施						点検を未 実施
					点検の領	 実施頻度			天旭
			毎月	3 か月	4 か月	半年に	年に	その他	
				に1回	に1回	1回	1回		
令和2年度	14, 746	14, 394	142	70	92	805	13, 177	104	352
	(100.0)	(97. 6)	(1.0)	(0.5)	(0.6)	(5. 5)	(89. 4)	(0.7)	(2.4)
令和元年度	14, 612	14, 416	140	47	65	800	13, 254	110	196
	(100.0)	(98.7)	(1.0)	(0.3)	(0.4)	(5. 5)	(90.7)	(0.8)	(1.3)
平成 30 年度	14, 565	14, 395	112	37	5	824	13, 342	75	170
	(100.0)	(98.8)	(0.8)	(0.3)	(0.0)	(5. 7)	(91.6)	(0.5)	(1.2)
平成 29 年度	14, 723	14, 510	102	39	29	625	13, 589	126	213
	(100.0)	(98.6)	(0.7)	(0.3)	(0.2)	(4. 2)	(92. 3)	(0.9)	(1.4)
平成 28 年度	13, 318	13, 148	90	44	19	474	12, 245	276	170
	(100.0)	(98.7)	(0.7)	(0.3)	(0.1)	(3. 6)	(91. 9)	(2.1)	(1.3)
平成 27 年度	12, 992	12, 711	96	46	22	626	11, 692	229	281
	(100.0)	(97.8)	(0.7)	(0.4)	(0.2)	(4.8)	(90.0)	(1.8)	(2.2)
平成 26 年度	12, 613	12, 184	97	33	17	547	11, 301	189	429
	(100.0)	(96. 6)	(0.8)	(0.3)	(0.1)	(4. 3)	(89. 6)	(1.5)	(3.4)
平成 25 年度	12, 418	11, 998	94	38	140	474	11, 124	128	420
	(100.0)	(96. 6)	(0.8)	(0.3)	(1. 1)	(3. 9)	(89. 6)	(1.0)	(3.4)
平成 24 年度	12, 128	11, 129	66	26	22	263	10, 512	240	999
	(100.0)	(91.8)	(0.5)	(0.2)	(0.2)	(2. 2)	(86. 7)	(2.0)	(8. 2)

平成 23 年度	11, 746	10, 482	71	56	_	412	9, 608	294	1, 264
	(100.0)	(89. 2)	(0.6)	(0.4)	(-)	(3.5)	(81.8)	(2.5)	(10.7)

(注) () 内は、文書管理者数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

令和2年度における各独立行政法人等における監査の実施状況をみると、表9のとおり、185 法人(96.4%)で文書管理に係る監査が実施されたとしている。未実施の理由としては、コロナ感染症対策業務を優先したため監査を行えなかった等が挙げられている。

実施した監査の結果、法人文書ファイル管理簿への誤記載・記載漏れがある、 法人文書ファイル背表紙の記載内容の情報が不足又は不正確である、個人の執 務参考資料が共用の書棚で保存されている、保存期間が満了している文書が廃 棄されていなかったなどの指摘事項があり、これら指摘事項に対して改善措置 等が行われたとしている(資料9参照)。なお、いずれの法人も、監査はおおむ ね年1回実施されていた。

表 9 監査の実施状況

(単位:法人)

監査を実施した法人	令和2年度	185 法人(192 法人)
(()内は全法人数)	令和元年度	187 法人(193 法人)
	平成 30 年度	188 法人(193 法人)
	平成 29 年度	183 法人(193 法人)
	平成 28 年度	179 法人(193 法人)
	平成 27 年度	182 法人(202 法人)
	平成 26 年度	171 法人(202 法人)
	平成 25 年度	172 法人(203 法人)
	平成 24 年度	172 法人(206 法人)
	平成 23 年度	143 法人(205 法人)

6 法人文書ファイル等の紛失等の状況

ガイドラインでは、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄については、被害の拡大防止や業務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告することとされており、独立行政法人等においても、法人文書ファイル等の紛失、誤廃棄等が判明した場合には、同様に措置されることが望ましい。

令和2年度に独立行政法人等において、法人文書ファイル等の紛失・誤廃棄等 があったとして各独立行政法人等の総括文書管理者に報告された事案は、表10 のとおり、34件である。これらの事案は、点検等の結果、ファイルの紛失が判明 したものや、文書を探索していたところ、ファイルの所在が不明であり紛失が判 明したものなどであり、いずれも各独立行政法人等において、関係者等への注意 喚起、指導等の再発防止策のための措置が採られたとしている(表 11 参照)。

○紛失等及び再発防止策の事例

- ・保存期間が満了する法人文書ファイルの確認を行ったところ保存期間が経過した法人文書ファイル1冊の所在が不明であることが判明。保存期間満了時に廃棄されたものと思われるが、重要文書廃棄台帳への記録及び文書管理システムへの廃棄登録を失念したと推測される。
 - ⇒文書廃棄時においては、文書(現物)と重要文書廃棄台帳の突合・ダブルチェック、文書管理システムのダブルチェックを徹底する。グループミーティングにおいて本件事案を共有し、事務リスク顕在化事例等が発生した場合又は発生の懸念がある場合は、速やかに上司に報告するよう注意喚起を行った。
- ・毎年度1回の点検を行ったところ、所在が不明であり、外部に持ち出していないことも確認された。文書を大量にシュレッダー等で処分した際に紛れ込んだと考えられる。
 - ⇒改訂した規程のとおりに取り扱うことを周知徹底した。
- ・毎年度1回の自己点検において、電子媒体の法人文書がサーバー内の共有フォルダから無くなっていることが判明した。組織改編やサーバー入れ替えの際に 紛失したものと考えられる。
 - ⇒法人文書管理マニュアルにおいて、法人文書ファイルに該当する電子ファイル/共有フォルダには、法人文書識別番号や保存年数、保存期間満了日を記載するように指示されているところ、それが実施されていなかったため、このルールを周知徹底するとともに、組織全体に対しても研修等を通じて注意喚起を行った。また、関係者に対しては、保存場所が分散することによって紛失リスクが高まることを防ぐため、日々の業務において特定のフォルダ内に整理して保存するよう指導した。

表 10 紛失等の状況

(単位:件、人)

紛失等事案の	職員の処分者数						
		紛失	誤廃棄	焼失等の	その他(文		
				毀損	書の不適切 管理)	本人	監督者
令和2年度	34	8	26	0	0	0	0
令和元年度	46	12	34	0	0	1	0
平成 30 年度	38	13	24	0	1	1	0
平成 29 年度	35	19	14	2	0	1	0
平成 28 年度	50	22	28	0	0	0	0
平成 27 年度	53	23	30	0	0	0	0
平成 26 年度	68	56	12	0	0	1	2
平成 25 年度	97	74	22	0	1	2	8
平成 24 年度	96	79	17	0	0	0	0
平成 23 年度	37	21	16	0	0	4	0

⁽注)「処分」とは、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条による懲戒処分及び懲戒処分相当によるものを表す。

表 11 事案への対応

(単位:件)

紛失等事案の	件数		再発防止の	復旧措置	事案の公		
	紛失等	関係者等	法人内への	業務手順、	その他	を行った	表を行っ
	事案数	への注意	注意喚起、	マニュアル		件数	た件数
		喚起、指	適正管理の	等の見直し			
		導等	徹底周知等				
令和2年度	34	30	20	13	2	11	4
令和元年度	46	45	24	23	1	20	9
平成 30 年度	38	38	16	14	4	11	9
平成 29 年度	35	34	25	20	6	12	3
平成 28 年度	50	50	33	30	5	17	1
平成 27 年度	53	53	27	28	0	15	1
平成 26 年度	68	68	52	19	0	36	37
平成 25 年度	97	97	90	31	0	75	63

平成24年度	96	96	77	25	4	71	41
平成 23 年度	37	37	37	4	5	3	1

(法人文書の管理の状況)

<資料>

独立行政法人等別内訳表

- 資料1 法人文書ファイル等の保有数等
- 資料2 保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)の設定状況
- 資料3 移管又は廃棄等の状況
- 資料4 保存期間の延長理由
- 資料 5 研修の実施状況
- 資料6 点検の実施状況
- 資料 7 監査の実施状況
- 資料8 紛失等の状況
- 資料 9 点検及び監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

	Γ			(半)	立:ファイル)		
	l	媒体の種別					
			令和2年度				
V4-4-2	法人文書				新規作成・		
独立行政法人等	ファイル等			その他の媒	取得法人文		
		紙媒体	電子媒体	体	書ファイル		
				1/45	数		
奄美群島振興開発基金	466	466	0	0	86		
医薬基盤・健康・栄養研究所	1, 679	1,671	8	0	229		
医薬品医療機器総合機構	11, 628	9, 279	2, 349	0	1,871		
宇宙航空研究開発機構	336, 328	260, 228	36, 703	39, 397	11, 030		
海技教育機構	12, 376	11, 827	549	0	1, 782		
海上・港湾・航空技術研究所 海洋研究開発機構	3, 781	3, 588	193 2, 170	0 2	493		
科学技術振興機構	21, 618 82, 321	19, 446 76, 898	5, 349	74	1, 120 4, 372		
家畜改良センター	11, 669	11, 573	96	0	1, 303		
環境再生保全機構	7, 315	7, 271	40	4	604		
教職員支援機構	635	618	17	0	107		
勤労者退職金共済機構	19, 098	18, 747	351	0	1, 459		
空港周辺整備機構	1,000	834	166	0	154		
経済産業研究所	2, 055	1, 673	382	0	263		
建築研究所	2, 362	2, 125	237	0	292		
工業所有権情報・研修館	1,050	852	198	0	189		
航空大学校	2, 502	2, 395	107	0	316		
高齢・障害・求職者雇用支援機構	157, 418	152, 894	4, 517	7	26, 618		
国際観光振興機構	2, 938	2, 509	429	0	476		
国際協力機構	217, 588	216, 571	1,017	0	18, 460		
国際交流基金	35, 407	35, 235	91	81	2, 384		
国際農林水産業研究センター	1,835	1, 835	0	0	186		
国民生活センター	2,700	2, 363	337	0	354		
国立印刷局 国立科学博物館	14, 689 2, 999	14, 350 2, 967	337 32	2 0	1, 821 271		
国立程子時初期 国立環境研究所	3, 488	3, 453	35	0	519		
国立がん研究センター	18, 365	16, 403	1, 962	0	4, 660		
国立高等専門学校機構	147, 620	141, 853	5, 765	2	17, 305		
国立公文書館	2, 401	2, 178	223	0	306		
国立国際医療研究センター	2, 382	2, 114	268	0	496		
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	889	886	3	0	186		
国立循環器病研究センター	1, 918	1,814	104	0	392		
国立女性教育会館	1, 242	1,065	177	0	158		
国立成育医療研究センター	1, 339	1, 308	31	0	293		
国立青少年教育振興機構	27, 556	27, 361	194	1	3, 685		
国立精神・神経医療研究センター	1, 281	1, 270	11	0	229		
国立長寿医療研究センター	995	892 2, 295	103	0	213		
国立特別支援教育総合研究所 国立美術館	2, 412 7, 085	2, 295 7, 060	116 25	1 0	286 727		
国立病院機構	120, 932	114, 369	6, 558	5	24, 270		
国立外院機構	120, 932	12, 432	193	112	1, 047		
産業技術総合研究所	111, 189	109, 859	1, 330	0	9, 352		
自動車技術総合機構	40, 611	29, 167	11, 444	0	4, 959		
自動車事故対策機構	13, 487	13, 300	183	4	2, 023		
住宅金融支援機構	32, 706	18, 203	14, 503	0	6, 531		
酒類総合研究所	1, 194	1, 185	9	0	187		
情報処理推進機構	35, 635	1, 474	34, 161	0	5,000		
情報通信研究機構	24, 136	16, 071	8, 065	0	1, 235		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	25, 326	21, 663	3, 663	0	2, 799		
森林研究・整備機構	84, 695	84, 692	3	0	8, 258		
水産研究・教育機構	9, 208	8, 768	440	0	1, 292		
製品評価技術基盤機構	9, 170	7, 355	1, 815	0	1,079		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	34, 893	32, 462	2, 417	14	1, 941		

Г	Ī			(単1	立:ファイル)
			媒体の種別		令和2年度
VI 1 (= -1) 1 1 16	法人文書				新規作成・
独立行政法人等	ファイル等			7.01404	取得法人文
) / 1/1	紙媒体	電子媒体	その他の媒	書ファイル
		71 (2)(1)	12 7 %(1)	体	数
					<i>></i> ^
	6, 256	6, 213	43	0	1, 129
大学改革支援・学位授与機構	3, 710	3, 565	145	0	457
大学入試センター	4, 524	4, 521	3	0	336
地域医療機能推進機構	51, 702	47, 045	4,639	18	10, 313
中小企業基盤整備機構	182, 738	174, 195	8, 543	0	4, 980
駐留軍等労働者労務管理機構	6, 524	4, 664	1,860	0	1, 146
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	36, 925	36, 389	515	21	3, 212
統計センター	2, 447	1, 959	488	0	432
都市再生機構	1, 267, 241	1, 201, 666	65, 575	0	54, 381
土木研究所	8, 405	7, 581	824	0	1, 578
日本医療研究開発機構	10, 807	8, 047	2, 760	0	2, 204
日本学術振興会	6,717	6, 475	242	0	836
日本学生支援機構	11, 109	7, 367	3, 742	0	1, 760
日本芸術文化振興会	8, 159	7, 805	298	56	527
日本原子力研究開発機構	82, 856	80, 559	2, 282	15	7, 793
日本高速道路保有・債務返済機構	1,478	1, 096	382	0	176
日本スポーツ振興センター	10, 132	9, 746	386	0	1, 224
日本貿易振興機構	32, 884	29, 454	3, 314	116	4, 348
年金積立金管理運用独立行政法人	2, 234	1, 339	895	0	323
農業者年金基金	2, 649	1, 719	63	867	214
農業·食品産業技術総合研究機構	32, 845	32, 115	730	0	4, 465
農畜産業振興機構	5, 330	5, 330	0	0	697
農林漁業信用基金	2, 123	1, 776	347	0	249
農林水産消費安全技術センター	21, 636	21, 512	124	0	943
福祉医療機構	117, 530	115, 016	2, 460	54	61, 651
物質・材料研究機構	29, 638	19, 735	9, 903	0	2, 236
防災科学技術研究所	12, 809	12, 779	30	0	1, 174
北方領土問題対策協会	1, 120	1, 120	0	0	165
水資源機構	149,073	115, 353	32, 368	1, 352	13, 678
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	18, 498	16, 928	34	1,536	866
理化学研究所	19, 575	15, 498	4,075	2	2, 321
量子科学技術研究開発機構	16, 618	15, 435	1, 145	38	1, 913
労働者健康安全機構	119, 239	116, 211	2, 923	105	14, 431
労働政策研究·研修機構	2, 294	2, 122	172	0	273
北海道大学	66, 486	64, 617	1,866	3	8, 065
北海道教育大学	25, 252	24, 836	412	4	2,820
室蘭工業大学	5, 083	4, 936	146	1	683
小樽商科大学	3, 079	2, 912	167	0	431
帯広畜産大学	5, 442	5, 032	408	2	639
旭川医科大学	6,662	6, 495	167	0	653
北見工業大学	4, 112	4, 053	58	1	620
弘前大学	25, 456	24, 743	711	2	2,641
岩手大学	9, 562	9, 457	105	0	1, 378
東北大学	54, 775	54, 196	575	4	5, 872
宮城教育大学	3,690	3, 575	115	0	570
秋田大学	19, 499	18, 528	971	0	2, 471
山形大学	13, 190	13, 106	84	0	1, 681
福島大学	8, 112	7,800	312	0	929
茨城大学	19, 160	18, 936	224	0	2, 386
筑波大学	30, 977	30, 977	0	0	2, 844
筑波技術大学	6, 413	6,010	403	0	643
宇都宮大学	10, 108	9, 779	329	0	1, 241
群馬大学	32, 244	31, 745	499	0	3, 832

		媒体の種別					
			保体の性別	T	令和2年度		
独立行政法人等	法人文書				新規作成•		
	ファイル等	紙媒体	電子媒体	その他の媒	取得法人文		
		州殊件	电丁殊件	体	書ファイル 数		
					奴		
埼玉大学	10, 244	8, 905	1, 335	4	1, 582		
千葉大学	25, 082	24, 593	486	3	2, 663		
東京大学	90, 274	87, 004	3, 230	40	5, 458		
東京医科歯科大学	7, 983	6, 911	1,072	0	1, 141		
東京外国語大学	9, 025	8, 994	31	0	1,073		
東京学芸大学	11, 501	10, 985	515	1	1, 487		
東京農工大学	10, 629	10, 480	149	0	1, 150		
東京藝術大学 東京工業大学	8, 700 22, 229	8, 642 18, 574	56 3, 655	2 0	660 3, 087		
東京海洋大学	5, 435	5, 339	96	0	741		
お茶の水女子大学	6, 053	5, 974	79	0	668		
電気通信大学	4, 623	4, 494	129	0	562		
一橋大学	10, 567	10, 320	245	2	1, 272		
横浜国立大学	15, 178	14, 826	352	0	1,649		
新潟大学	30, 142	29, 420	649	73	4, 376		
長岡技術科学大学	6, 144	5, 719	425	0	942		
上越教育大学	7, 413	7, 370	43	0	634		
富山大学	38, 327	38, 047	276	4	4, 292		
金沢大学	28, 207	27, 612	594	1	2,833		
福井大学 山梨大学	16, 561	10, 909	5, 650	2	2, 138		
信州大学	16, 078 15, 761	13, 059 14, 514	3, 018 1, 246	<u>1</u>	2, 089 1, 988		
静岡大学	24, 353	22, 628	1, 725	0	2, 422		
浜松医科大学	8, 078	7, 782	296	0	1, 005		
東海国立大学機構	108, 552	108, 241	300	11	10, 909		
愛知教育大学	14, 204	13, 965	239	0	1, 731		
名古屋工業大学	9, 071	8,710	360	1	1, 110		
豊橋技術科学大学	7, 259	7, 139	120	0	889		
三重大学	18, 053	16, 749	1, 304	0	1, 689		
滋賀大学	12, 681	12, 628	53	0	1, 281		
滋賀医科大学 京都大学	15, 217 134, 010	14, 813 133, 947	404	0 14	1, 938 4, 915		
京都教育大学	7, 027	6, 970	57	0	959		
京都工芸繊維大学	9, 298	9, 168	122	8	1,066		
大阪大学	88, 024	83, 964	4, 035	25	11, 324		
大阪教育大学	12, 038	11, 721	312	5	1,570		
兵庫教育大学	6, 401	6, 226	175	0	952		
神戸大学	29, 330	28, 487	843	0	3, 629		
奈良教育大学	3, 258	3, 252	6	0	452		
奈良女子大学	7, 498	7, 471	27	0	937		
和歌山大学	9, 154	9, 048	106	0	1, 244		
鳥取大学 島根大学	17, 093 28, 178	16, 685 27, 190	408 987	0	2, 331 4, 256		
岡山大学	27, 290	26, 244	1, 046	0	3, 074		
広島大学	53, 197	53, 041	123	33	4, 427		
山口大学	28, 197	26, 669	1, 528	0	3, 196		
徳島大学	27, 683	25, 732	1, 951	0	4, 160		
鳴門教育大学	7, 992	7, 766	222	4	1,043		
香川大学	15, 105	15, 087	17	1	2, 081		
愛媛大学	15, 025	14, 777	248	0	1,811		
高知大学	19, 855	18, 852	840	163	2, 928		
福岡教育大学	8, 523	8, 496	1 150	0	1, 469		
九州大学	57, 563	56, 405	1, 158	0	5, 011		

				(- - -	L. 2) 1 /2)
			今和 0年度		
独立行政法人等	法人文書 ファイル等	紙媒体	電子媒体	その他の媒 体	令和2年度 新規作成 表 表 表 ス ア 数 数
九州工業大学	6, 757	6, 503	254	0	794
佐賀大学	16, 449	16, 004	445	0	2, 167
長崎大学	44, 955	44, 269	669	17	6, 014
熊本大学	34, 873	29, 519	5, 177	177	5, 022
大分大学	19,778	19, 377	401	0	2,876
宮崎大学	18, 452	17, 498	954	0	1, 836
鹿児島大学	30, 587	29, 694	893	0	3, 953
鹿屋体育大学	3, 346	3, 302	44	0	399
琉球大学	24, 635	24, 254	381	0	2, 694
政策研究大学院大学	3, 478	3, 283	195	0	348
総合研究大学院大学	6, 328	6, 328	0	0	558
北陸先端科学技術大学院大学	5, 461	5, 257	181	23	764
奈良先端科学技術大学院大学	7, 329	5, 835	1, 494	0	954
人間文化研究機構	14, 304	13, 891	413	0	1,862
自然科学研究機構	18, 713	17, 952	511	250	2, 178
高エネルギー加速器研究機構	5, 040	4, 533	507	0	726
情報・システム研究機構	10, 573	9,618	955	0	1, 158
沖縄科学技術大学院大学学園	5, 015	3, 063	1, 952	0	518
沖縄振興開発金融公庫	12, 901	12, 877	24	0	2, 291
株式会社国際協力銀行	49, 512	49, 511	1	0	6, 375
株式会社日本政策金融公庫	31, 772	25, 225	6, 536	11	6, 905
株式会社日本貿易保険	22, 076	22, 051	25	0	1, 691
新関西国際空港株式会社	2, 897	2, 519	378	0	30
日本私立学校振興・共済事業団	2, 400	2, 399	1	0	388
日本中央競馬会	45, 482	45, 261	163	58	7, 725
日本年金機構	719, 651	693, 813	25, 838	0	85, 870
放送大学学園	26, 575	26, 368	207	0	3, 638
外国人技能実習機構	4, 138	3, 912	226	0	1, 156
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	887	801	86	0	131
日本銀行	162, 301	153, 815	6, 066	2, 420	28, 476
農水産業協同組合貯金保険機構	660	660	0	0	75
預金保険機構	5, 997	5, 719	278	0	734
日本司法支援センター	54, 901	53, 018	1,883	0	8,806
計	7,009,062	6, 553, 908	407, 895	47, 259	735, 904

		保存	期間満了時の	の措置の設定が	::ファイル)
			2771. 411 4 4 4	.00	
	法人文書		<u> </u>	区分	
独立行政法人等	ファイル等	設定済み			未設定
	数	ix /C i/I v /	移管	廃棄	/\\
			<i>D</i> II	700710	
金美群島振興開発基金	466	466	0	466	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	1,679	1,679	0	1, 679	0
医薬品医療機器総合機構	11, 628	11, 628	134	11, 494	0
宇宙航空研究開発機構	336, 328	161, 447	621	160, 826	174, 881
海技教育機構	12, 376	12, 376	0	12, 376	0
海上・港湾・航空技術研究所	3, 781	3, 781	4	3, 777	0
海洋研究開発機構	21,618	21, 618	1	21, 617	0
科学技術振興機構	82, 321	82, 321	688	81, 633	0
家畜改良センター	11, 669	11,669	0	11, 669	0
環境再生保全機構	7, 315	7, 315	0	7, 315	0
教職員支援機構	635	635	0	635	0
勤労者退職金共済機構	19, 098	19, 098	0	19, 098	0
空港周辺整備機構	1,000	1,000	6	994	0
経済産業研究所	2, 055	2, 055	17	2, 038	0
建築研究所工業系表格は根本では終	2, 362	2, 362	2	2, 360	0
工業所有権情報·研修館 航空大学校	1, 050 2, 502	1, 050 2, 502	0	1, 050 2, 502	0
加至八子仪 高齢・障害・求職者雇用支援機構	157, 418	2, 502 157, 418	3, 465	2, 502 153, 953	0
国際観光振興機構	2, 938	2, 938	3, 403	2, 930	0
国際協力機構	217, 588	2, 938	137	217, 451	0
国際交流基金	35, 407	35, 407	49	35, 358	0
国際農林水産業研究センター	1,835	1, 835	12	1, 823	0
国民生活センター	2, 700	2, 700	17	2, 683	0
国立印刷局	14, 689	14, 689	61	14, 628	0
国立科学博物館	2, 999	2, 525	56	2, 469	474
国立環境研究所	3, 488	3, 488	21	3, 467	0
国立がん研究センター	18, 365	16, 643	0	16, 643	1,722
国立高等専門学校機構	147, 620	144, 579	652	143, 927	3, 041
国立公文書館	2, 401	2, 400	257	2, 143	1
国立国際医療研究センター	2, 382	2, 255	0	2, 255	127
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	889	889	0	889	0
国立循環器病研究センター	1, 918	1, 918	0	1, 918	0
国立共教育会館	1, 242	1, 242	0	1, 242	0
国立成育医療研究センター 国立青少年教育振興機構	1, 339 27, 556	1, 328 27, 556	0 69	1, 328 27, 487	11
国立情少年教育振興機構 国立精神・神経医療研究センター	1, 281	1, 281	09	1, 281	0
国立長寿医療研究センター	995	995	0	995	0
国立特別支援教育総合研究所	2, 412	2, 412	0	2, 412	0
国立美術館	7, 085	7, 085	11	7, 074	0
国立病院機構	120, 932	120, 932	0	120, 932	0
国立文化財機構	12, 737	12, 737	0	12, 737	0
産業技術総合研究所	111, 189	111, 189	3	111, 186	0
自動車技術総合機構	40, 611	40, 611	56	40, 555	0
自動車事故対策機構	13, 487	13, 487	1	13, 486	0
住宅金融支援機構	32, 706	32, 706	0	32, 706	0
酒類総合研究所	1, 194	1, 187	60	1, 127	7
情報処理推進機構	35, 635	35, 635	7	35, 628	0
情報通信研究機構	24, 136	23, 958	16	23, 942	178
新エネルギー・産業技術総合開発機構	25, 326	25, 326	3	25, 323	0
森林研究・整備機構	84, 695	84, 695	1	84, 694	0
水産研究・教育機構	9, 208	9, 208	3	9, 205	0

		保存	期間満了時の	の措置の設定状	況
	法人文書		Þ	(分)	
独立行政法人等	ファイル等	設定済み			未設定
	数		移管	廃棄	八队人
			D 11	7515710	
製品評価技術基盤機構	9, 170	9, 170	49	9, 121	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	34, 893	34, 893	0	34, 893	0
造幣局	6, 256	6, 256	17	6, 239	0
大学改革支援・学位授与機構	3,710	3, 710	11	3, 699	0
大学入試センター	4, 524	4, 524	0	4, 524	0
地域医療機能推進機構	51, 702	51, 700	0	51, 700	2
中小企業基盤整備機構	182, 738	182, 738	0	182, 738	0
駐留軍等労働者労務管理機構	6, 524	6, 524	14	6, 510	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	36, 925	36, 925	75	36, 850	0
統計センター	2, 447	2, 447	19 707	2, 428	0
都市再生機構	1, 267, 241	1, 267, 241	12, 787	1, 254, 454	0
土木研究所 日本医療研究開発機構	8, 405 10, 807	8, 404 10, 807	13 53	8, 391 10, 754	1 0
日本学術振興会	6, 717	6, 717	49	6,668	0
日本学生支援機構	11, 109	10, 994	6	10, 988	115
日本芸術文化振興会	8, 159	8, 159	0	8, 159	0
日本原子力研究開発機構	82, 856	82, 856	8,636	74, 220	0
日本高速道路保有・債務返済機構	1, 478	1, 478	22	1, 456	0
日本スポーツ振興センター	10, 132	10, 132	77	10, 055	0
日本貿易振興機構	32, 884	32, 884	58	32, 826	0
年金積立金管理運用独立行政法人	2, 234	2, 234	0	2, 234	0
農業者年金基金	2,649	2, 649	0	2, 649	0
農業·食品産業技術総合研究機構	32, 845	32, 845	0	32, 845	0
農畜産業振興機構	5, 330	5, 330	0	5, 330	0
農林漁業信用基金	2, 123	2, 123	0	2, 123	0
農林水産消費安全技術センター	21, 636	21, 636	31	21, 605	0
福祉医療機構	117, 530	117, 530	0	117, 530	0
物質・材料研究機構 防災科学技術研究所	29, 638	29, 638	401	29, 237	0
的灰科字技術研究所 北方領土問題対策協会	12,809	12, 809	73	12,736	0
北万限工问题对求 <i>励云</i> 水資源機構	1, 120 149, 073	1, 120 149, 073	0 2	1, 120 149, 071	0
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	18, 498	18, 498	114	18, 384	0
理化学研究所	19, 575	19, 209	467	18, 742	366
量子科学技術研究開発機構	16, 618	16, 618	74	16, 544	0
労働者健康安全機構	119, 239	119, 239	0	119, 239	0
労働政策研究・研修機構	2, 294	2, 294	0	2, 294	0
北海道大学	66, 486	43, 016	0	43, 016	23, 470
北海道教育大学	25, 252	25, 252	0	25, 252	0
室蘭工業大学	5, 083	5, 083	30	5, 053	0
小樽商科大学	3, 079	3, 079	58	3, 021	0
带広畜産大学	5, 442	5, 442	0	5, 442	0
旭川医科大学	6, 662	6,662	0	6, 662	0
北見工業大学	4, 112	4, 112	2	4, 110	0
弘前大学 思手士学	25, 456	25, 456	2 37	25, 454	0
岩手大学 東北大学	9, 562 54, 775	9, 562 6, 674	734	9, 525 5, 940	48, 101
<u>東北八子</u> 宮城教育大学	3, 690	3, 690	122	3, 568	48, 101
新田大学 秋田大学	19, 499	19, 423	0	19, 423	76
山形大学	13, 190	13, 190	0	13, 190	0
福島大学	8, 112	8,002	110	7, 892	110
茨城大学	19, 160	19, 160	8	19, 152	0

		保存	期間満了時の	の措置の設定状	::ファイル) : :況
		r	_		
X+	法人文書		<u>></u>	区分	
独立行政法人等	ファイル等 数	設定済み			未設定
	3 X		移管	廃棄	
筑波大学	30, 977	30, 803	2,662	28, 141	174
筑波技術大学	6, 413	6, 413	107	6, 306	0
宇都宮大学	10, 108	10, 108	0	10, 108	0
群馬大学	32, 244	32, 244	9	32, 235	0
埼玉大学	10, 244	10, 244	25	10, 219	1 007
千葉大学 東京大学	25, 082 90, 274	23, 155 89, 434	27 4, 096	23, 128 85, 338	1, 927 840
東京医科歯科大学	7, 983	7, 983	12	7, 971	040
東京外国語大学	9, 025	8, 314	1, 149	7, 165	711
東京学芸大学	11, 501	11, 501	26	11, 475	0
東京農工大学	10, 629	10, 629	2	10, 627	0
東京藝術大学	8, 700	8, 700	0	8, 700	0
東京工業大学	22, 229	21, 683	1, 300	20, 383	546
東京海洋大学	5, 435	5, 435	6	5, 429	0
お茶の水女子大学 電気通信大学	6, 053	5, 301	0	5, 301	752 521
电 <u>利</u> 地信人子 一橋大学	4, 623 10, 567	4, 102 10, 567	0	4, 102 10, 567	0
横浜国立大学	15, 178	15, 178	26	15, 152	0
新潟大学	30, 142	30, 142	390	29, 752	0
長岡技術科学大学	6, 144	6, 144	4	6, 140	0
上越教育大学	7, 413	7, 413	0	7, 413	0
富山大学	38, 327	38, 327	414	37, 913	0
金沢大学	28, 207	28, 207	15	28, 192	0
福井大学	16, 561	16, 561	1,035	15, 526	0
山梨大学 信州大学	16, 078 15, 761	15, 478 15, 761	145 22	15, 333 15, 739	600
静岡大学	24, 353	24, 353	11	24, 342	0
浜松医科大学	8, 078	8,078	0	8, 078	0
東海国立大学機構	108, 552	108, 552	18, 562	89, 990	0
愛知教育大学	14, 204	14, 204	10	14, 194	0
名古屋工業大学	9,071	9, 071	0	9, 071	0
豊橋技術科学大学	7, 259	7, 259	80	7, 179	0
三重大学	18, 053	18, 053	1 072	18, 036	0
滋賀大学 滋賀医科大学	12, 681 15, 217	12, 676 15, 149	1, 973 94	10, 703 15, 055	5 68
京都大学	134, 010	134, 010	118, 353	15, 657	00
京都教育大学	7, 027	7, 027	115, 555	6, 912	0
京都工芸繊維大学	9, 298	9, 298	225	9,073	0
大阪大学	88, 024	88, 024	28, 691	59, 333	0
大阪教育大学	12, 038	10, 095	38	10, 057	1, 943
兵庫教育大学	6, 401	6, 401	0	6, 401	0
神戸大学 奈良教育大学	29, 330	25, 659	5, 111 0	20, 548	3, 671
宗良教育人子 奈良女子大学	3, 258 7, 498	3, 258 6, 222	0	3, 258 6, 222	1, 276
<u> </u>	9, 154	9, 154	0	9, 154	1, 270
鳥取大学	17, 093	15, 703	18	15, 685	1, 390
島根大学	28, 178	28, 178	116	28, 062	0
岡山大学	27, 290	27, 171	136	27, 035	119
広島大学	53, 197	53, 197	25, 302	27, 895	0
山口大学	28, 197	21, 102	0	21, 102	7, 095
徳島大学	27, 683	27, 683	178	27, 505	0

		保存	期間満了時の	の措置の設定状	[:ファイル) 治別
		NV17	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<u> </u>	\/U
	法人文書	Г		区分	
独立行政法人等	ファイル等		<u> </u>		
<u> </u>	数数	設定済み			未設定
	200		移管	廃棄	
鳴門教育大学	7, 992	7, 992	31	7, 961	0
香川大学	15, 105	15, 105	101	15, 004	0
愛媛大学	15, 025	15, 025	4	15, 021	0
高知大学	19, 855	19, 855	14	19, 841	0
福岡教育大学	8, 523	8, 523	4	8, 519	0
九州大学	57, 563	37, 028	3, 756	33, 272	20, 535
九州工業大学	6, 757	6, 757	673	6, 084	0
佐賀大学	16, 449	16, 449	11	16, 438	0
長崎大学	44, 955	44, 955	74	44, 881	0
熊本大学	34, 873	34, 873	36	34, 837	0
大分大学	19, 778	19, 109	16	19, 093	669
宮崎大学	18, 452	18, 452	4	18, 448	0
鹿児島大学	30, 587	30, 587	0	30, 587	0
鹿屋体育大学	3, 346	3, 346	0	3, 346	0
琉球大学	24, 635	24, 635	65	24, 570	0
政策研究大学院大学	3, 478	3, 478	0	3, 478	0
総合研究大学院大学	6, 328	6, 328	731	5, 597	0
北陸先端科学技術大学院大学	5, 461	5, 461	218	5, 243	0
奈良先端科学技術大学院大学	7, 329	7, 329	31	7, 298	0
人間文化研究機構	14, 304	14, 270	2	14, 268	34
自然科学研究機構	18, 713	18, 713	1,543	17, 170	0
高エネルギー加速器研究機構	5, 040	5, 040	25	5, 015	0
情報・システム研究機構	10, 573	10, 573	11	10, 562	0
沖縄科学技術大学院大学学園	5, 015	5, 015	39	4, 976	0
沖縄振興開発金融公庫	12, 901	12, 893	7	12, 886	8
株式会社国際協力銀行	49, 512	49, 512	3	49, 509	0
株式会社日本政策金融公庫	31, 772	31, 772	147	31, 625	0
日本貿易保険	22, 076	22, 076	0	22, 076	0
新関西国際空港株式会社	2, 897	2, 897	424	2, 473	0
日本私立学校振興・共済事業団	2, 400	2, 400	0	2, 400	0
日本中央競馬会	45, 482	45, 482	4	45, 478	0
日本年金機構	719, 651	719, 651	0	719, 651	0
放送大学学園	26, 575	26, 575	6	26, 569	0
外国人技能実習機構	4, 138	4, 138	3	4, 135	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	887	887	0	887	0
日本銀行	162, 301	162, 301	41, 578	120, 723	0
農水産業協同組合貯金保険機構	660	660	53	607	0
預金保険機構	5, 997	5, 997	279	5, 718	0
日本司法支援センター	54, 901	54, 901	13	54, 888	0
計	7, 009, 062	6, 713, 495	290, 997	6, 422, 498	295, 567

				位:ファイル)
独立行政法人等	保存期間	引が満了した 治	上人文書ファイ	ル等数
独立1] 政伝八寺		移管	廃棄	延長
奄美群島振興開発基金	94	0	94	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	225	0	225	0
医薬品医療機器総合機構	1, 330	0	1, 240	90
宇宙航空研究開発機構	17, 529	0	10, 705	6,824
海技教育機構	1,727	0	1, 726	1
海上・港湾・航空技術研究所	372	0	372	0
海洋研究開発機構	1,875	0	1,646	229
科学技術振興機構	10, 777	0	10, 172	605
家畜改良センター	1, 416	0	1, 416	0
環境再生保全機構	926	0	0	926
教職員支援機構	97	0	97	0
勤労者退職金共済機構	1,609	0	1, 302	307
空港周辺整備機構	114	0	114	0
経済産業研究所 27.40年	421	0	391	30
建築研究所	266	0	266	0
工業所有権情報・研修館	171	0	171	0
航空大学校	296	0	296	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	20, 825	0	20, 143	682
国際観光振興機構	456	0	454	5 600
国際協力機構	30, 476	0	24, 778	5, 698
国際交流基金	2, 728	0	2, 127	601
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0
国民生活センター 国立印刷局	378	0	307	71
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1, 517	0	1, 447	70
国立科学博物館 国立環境研究所	265 397	0	265 378	0 19
国立環境研究別 国立がん研究センター	3, 849	0	3, 849	0
国立が心切れてングで国立高等専門学校機構	21, 916	0	21, 477	439
国立向寺寺门子仪城侍 国立公文書館	401	0	226	175
国立国際医療研究センター	472	0	472	0
国立国际区が明九ピック 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	180	0	180	0
国立循環器病研究センター	373	0	373	0
国立女性教育会館	166	0	166	0
国立成育医療研究センター	295	0	295	0
国立青少年教育振興機構	3, 967	0	3, 965	2
国立精神・神経医療研究センター	223	0	223	0
国立長寿医療研究センター	210	0	210	0
国立特別支援教育総合研究所	640	0	596	44
国立美術館	599	0	599	0
国立病院機構	24, 473	0	24, 344	129
国立文化財機構	969	0	949	20
産業技術総合研究所	8, 122	0	7, 913	209
自動車技術総合機構	3, 817	0	3, 817	0
自動車事故対策機構	7, 094	0	7, 046	48
住宅金融支援機構	5, 863	0	5, 309	554
酒類総合研究所	166	0	166	0
情報処理推進機構	5, 140	1	4, 765	374
情報通信研究機構	3, 112	0	2, 915	197
新エネルギー・産業技術総合開発機構	4, 282	0	3, 753	529
森林研究・整備機構	7, 707	0	7, 669	38
水産研究・教育機構	1, 591	0	1, 566	25
製品評価技術基盤機構	1,072	0	1, 027	45
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8, 660	0	2, 152	6, 508
造幣局	195	0	195	0

	/□ / + ++n =	用が出プレチン		位:ファイル)
独立行政法人等	保仔期[前か満 「した石	上人文書ファイ	ル等数
<u>海土自然區</u> 八哥		移管	廃棄	延長
大学改革支援・学位授与機構	438	0	434	4
大学入試センター	601	0	600	1
地域医療機能推進機構	8, 769	0	8, 761	8
中小企業基盤整備機構	20, 336	0	18, 078	2, 258
駐留軍等労働者労務管理機構	836	0	831	5
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	36, 965	0	36, 850	115
統計センター	401	0	378	23
都市再生機構	63, 914	0	46, 284	17,630
土木研究所	1,656	0	1, 637	19
日本医療研究開発機構	224	0	219	5
日本学術振興会	1,049	0	1, 029	20
日本学生支援機構	1,531	0	1, 527	4
日本芸術文化振興会	739	0	617	122
日本原子力研究開発機構	6, 195	0	6, 165	30
日本高速道路保有・債務返済機構	362	0	110	252
日本スポーツ振興センター	1, 545	2	971	572
日本貿易振興機構	5, 862	0	5, 059	803
年金積立金管理運用独立行政法人	230	0	228	2
農業者年金基金	202	0	146	56
農業·食品産業技術総合研究機構	5, 574	0	5, 464	110
農畜産業振興機構	1, 170	0	752	418
農林漁業信用基金	176	0	176	0
農林水産消費安全技術センター	2,012	0	1, 977	35
福祉医療機構 物質・材料研究機構	3, 938	0	3, 932	6 30
物員・材材研五機構 防災科学技術研究所	6, 185 1, 854	0	6, 155 1, 315	539
北方領土問題対策協会	129	0	129	0
水資源機構	12, 305	0	11, 052	1, 253
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	1,064	3	1,061	0
理化学研究所	3, 877	0	3, 793	84
量子科学技術研究開発機構	1, 648	0	1, 643	5
労働者健康安全機構	19, 798	0	16, 250	3, 548
労働政策研究・研修機構	402	0	354	48
北海道大学	6, 749	51	5, 872	826
北海道教育大学	2,675	0	2, 675	0
室蘭工業大学	702	0	702	0
小樽商科大学	367	0	367	0
帯広畜産大学	1,050	0	1, 047	3
旭川医科大学	626	0	626	0
北見工業大学	612	0	600	12
弘前大学	3, 971	0	3, 264	707
岩手大学	1,094	0	1, 075	19
東北大学	5, 281	481	4, 743	57
宮城教育大学	542	0	542	0
秋田大学	2, 382	0	2, 363	19
山形大学 福島大学	1, 659	0	1, 656 4, 287	<u>3</u>
^{悔 局 人 子} 茨城大学	5, 100 1, 959	0	4, 287 1, 957	813
次級八子 筑波大学	1, 939	352	3, 058	6, 795
筑波入于 筑波技術大学	624	0	621	3
宇都宮大学	1, 050	0	1, 050	0
群馬大学	2,800	0	2, 800	0
埼玉大学	1, 548	0	1, 538	10
千葉大学	2, 495	0	2, 471	24
1 7177 7 4	=, 100	<u> </u>	-, 111	<i>-</i> 1

	保存期間	間が満了した沒	・	<u>位:ファイル)</u> ル等数
独立行政法人等	., ,,,,,,,	移管	廃棄	延長
	18, 940	457	5, 279	13, 204
東京医科歯科大学	8, 627	0	8, 584	43
東京外国語大学	1, 134	169	888	77
東京学芸大学	1, 930	0	1, 930	0
東京農工大学	975	0	971	4
東京藝術大学	826	0	737	89
東京工業大学	3, 513	45	3, 382	86
東京海洋大学	779	0	779	0
お茶の水女子大学	874	0	462	412
電気通信大学	489	0	488	1
一橋大学	1, 192	0	1, 192	0
横浜国立大学	2, 502	0	1,610	892
新潟大学	3,803	0	3, 797	6
長岡技術科学大学	864	0	864	0
上越教育大学	636	0	636	0
富山大学	3, 430	0	3, 426	4
金沢大学	2,722	0	2, 618	104
福井大学	1,823	0	1,823	0
山梨大学	1,724	0	1, 724	0
信州大学	1,858	0	1, 849	9
静岡大学	2, 440	0	2, 440	0
浜松医科大学	843	0	840	3
東海国立大学機構	9, 591	473	8, 957	161
愛知教育大学	1, 511	0	1, 499	12
名古屋工業大学	1,002	0	995	7
豊橋技術科学大学	570	0	569	1
三重大学	1,664	0	1, 663	1
滋賀大学	1, 202	0	801	401
滋賀医科大学	1, 372	0	1, 372	0
京都大学	17, 586	2,724	10, 983	3, 879
京都教育大学	1,009	0	1,009	0
京都工芸繊維大学	943	0	943	0
大阪大学	15, 793	1,300	9, 926	4, 567
大阪教育大学	1,411	0	1, 411	0
兵庫教育大学	964	0	923	41
神戸大学	4,069	1,293	2, 591	185
奈良教育大学 奈良女子大学	329 762	0	329 762	0
和歌山大学	985			25
仲畝山入子		0	960 1, 993	
<u>局</u> 取八子 島根大学	1, 993 3, 884	0	3, 697	0 187
岡山大学 一	3, 207	0	3, 158	49
広島大学 広島大学	6, 182	314	4, 316	1, 552
<u>山口大学</u>	3, 340	0	3, 340	0
徳島大学	3, 332	0	3, 332	0
鳴門教育大学	984	0	978	6
香川大学	1, 996	0	1, 871	125
愛媛大学	1, 549	0	1, 501	48
高知大学	2,873	0	2, 815	58
福岡教育大学	1, 322	0	1, 317	5
九州大学	4, 511	601	3, 264	646
九州工業大学	756	0	756	0
佐賀大学	1, 572	0	1, 572	0
長崎大学	4, 928	0	4, 928	0
E > : : 4 / > 4	1,020	J	1, 020	<u> </u>

独立行政法人等	保存期	間が満了した流	去人文書ファイ	ル等数
<u>烟五门</u> 或伍八寺		移管	廃棄	延長
熊本大学	2,067	0	1,821	246
大分大学	2,881	0	2, 862	19
宮崎大学	1,770	0	1, 368	402
鹿児島大学	3, 593	0	2,850	743
鹿屋体育大学	301	0	301	0
琉球大学	293	0	0	293
政策研究大学院大学	285	0	285	0
総合研究大学院大学	607	0	516	91
北陸先端科学技術大学院大学	651	0	651	0
奈良先端科学技術大学院大学	865	0	740	125
人間文化研究機構	1,618	0	1,602	16
自然科学研究機構	10, 319	0	10, 319	0
高エネルギー加速器研究機構	511	0	511	0
情報・システム研究機構	5, 208	0	5, 208	0
沖縄科学技術大学院大学学園	132	0	132	0
沖縄振興開発金融公庫	2, 386	0	2, 355	31
株式会社国際協力銀行	10,011	0	7,660	2, 351
株式会社日本政策金融公庫	8, 258	0	7, 511	747
株式会社日本貿易保険	1,936	0	1,863	73
新関西国際空港株式会社	228	0	79	149
日本私立学校振興・共済事業団	184	0	134	50
日本中央競馬会	6, 851	0	6, 566	285
日本年金機構	455, 865	0	64, 537	391, 328
放送大学学園	3, 476	0	3, 467	9
外国人技能実習機構	115	0	115	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	46	0	43	3
日本銀行	37, 137	1,865	27, 618	7,654
農水産業協同組合貯金保険機構	81	0	81	0
預金保険機構	933	0	552	381
日本司法支援センター	9, 413	0	9, 410	3
計	1, 210, 456	10, 131	705, 647	494, 678

(注) 1. 太字の独立行政法人等は、国立公文書館等が設置されている法人等である。

	/日本#1887	、7元 巨	1 ナーフ	- 1 n	*/-									(半江	:ファ	1 1//)
	保存期間を					下百リア	ı									
		公文書 基づく		施行令	9条1	垻に	公文書	管理法	施行令	9条2	項に基	づく延	長			
			第1号	第2号		第4号				延-	長理由	(複数回	可答あり	n)		
独立行政法人等			に基づ くもの	に基づ くもの		に基づ くもの		災害等	国会関	法令や	監査、	試験用	契約、	調査研	人事管理	その他
低立11 政伝八寺			(監 査、検	(訴訟 手続)	(不服 申立手	(開示 請求)		の緊急	係用務 に必要	内規の	検査、 取締り	務に必 要とす	交渉、	究用務 に必要	用務に必 要とする	- ,-
			査等)	3 1/967	続)	нгэ-з-у		応のた	とする	は改廃	用務に	るため	務に必	とする	ため	
								め	ため		必要と するた		要とす るため	ため		
										するため	め					
<u> </u>																
奄美群島振興開発基金医薬基盤・健康・栄養研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品医療機器総合機構	90	0	0	0	0	0	90	0	0	0	1	0	0	79	10	0
宇宙航空研究開発機構	6, 824	1	0	0	0	1	6, 823	0	0	0	11	0	0	0	0	6,812
海技教育機構	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
海上・港湾・航空技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海洋研究開発機構	229	0	0	0	0	0	229	0	0	0	0	0	3	31	0	195
科学技術振興機構	605	0	0	0	0	0	605	1	0	9	24	0	139	217	119	96
家畜改良センター 環境再生保全機構	926	9	0	0	0 8	0	917	0	0	0	0 42	0	0	0	0 5	0 867
教職員支援機構	920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者退職金共済機構	307	0	0	0	0	0	307	0	0	92	20	0	148	34	7	6
空港周辺整備機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業研究所	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	1	22	4	3
建築研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業所有権情報・研修館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航空大学校 高齢・障害・求職者雇用支援機構	0 682	0	0	0	0	0	0 682	0	0 2	0	0	0	63	2	0 28	0 585
国際観光振興機構	2	2	0	0	2	0	002	0	0	0	0	0	0.5	0	0	000
国際協力機構	5, 698	121	115	6	0	0	5, 577	16	41	708	676	0	128	820	166	3, 022
国際交流基金	601	0	0	0	0	0	601	0	0	0	0	0	0	0	0	601
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民生活センター	71	0	0	0	0	0	71	2	6	7	36	1	0	1	16	2
国立印刷局	70	0	0	0	0	0	70	0	0	4	0	1	5	6	12	42
国立科学博物館 国立環境研究所	0 19	0	0	0	0	0	0 19	0	0	0	0	0	0	0	0 19	0
国立塚児研究別国立がん研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	439	4	4	0	0	0	435	3	0	1	50	0	43	176	86	76
国立公文書館	175	0	0	0	0	0	175	0	0	0	0	0	0	0	54	121
国立国際医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立循環器病研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立女性教育会館 国立成育医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立成員医療研究とグター 国立青少年教育振興機構	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
国立精神・神経医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立長寿医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立特別支援教育総合研究所	44	0	0	0	0	0	44	0	0	0	34	0	0	10	0	0
国立美術館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120
国立病院機構 国立文化財機構	129 20	0	0	0	0	0	129 20	0	0	0	119	0	7	0	3	20
産業技術総合研究所	209	0	0	0	0	0	209	0	0	1	35	21	7	5	1	139
自動車技術総合機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車事故対策機構	48	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	48	0	0	0
住宅金融支援機構	554	0	0	0	0	0	554	0	23	17	22	0	0	0	0	492
酒類総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報処理推進機構	374 197	94	94	0	0	0	374 103	0	0	0	1.4	0	136	92	0 23	374 0
情報通信研究機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構	529	94 15	94	10	0	5	514	0	0	0	14	0	136	496	18	0
森林研究・整備機構	38	0	0	0	0	0	38	0	0	5	2	0	23	15	0	0
水産研究・教育機構	25	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	25	0
製品評価技術基盤機構	45	0	0	0	0	0	45	0	0	0	2	0	0	43	0	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6, 508	973	828	145	0	0		83	111	43	672	6	1,594	1,640	125	1, 261
造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学改革支援・学位授与機構	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
大学入試センター 地域医療機能推進機構	1 8	0	0	0	0	0	1 8	0	0	0	0	0	0	0	0	0 5
中小企業基盤整備機構	2, 258	20	20	0	0		2, 238	3	0	61	177	0	1,880	72	45	0
17 上木公皿正開 灰 青	4, 400	20	20	V	V	V	4,400	J	V	01	111	V	1,000	14	40	_

	保存期間を	. 延 E.	1 たつ	1 i	.*hr									(単位	:ファ	イル)
	体行列目で			が施行令		丁百 1 ァ	Т									
		基づく	延長				公文書	管理法	施行令	9条2	項に基	づく延	長			
			第1号に基づ	第2号に基づ		第4号に基づ				延	長理由	(複数回	回答あ	り)		
独立行政法人等				くもの (訴訟		くもの (開示		災害等 の緊急	国会関 係用務	法令や 内規の	監査、 検査、	試験用 務に必	契約、 交渉、	調査研 究用務	人事管理 用務に必	その他
			查、検	手続)	申立手			事態対	に必要	制定又	取締り	要とす	争訟用	に必要	要とする ため	
			査等)		続)			応のた め	とするため		必要と	るため	務に必要とす	とする ため		
										必要と するた	するた め		るため			
										b T						
駐留軍等労働者労務管理機構	5	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	115	0	0	0	0	0	115	0	0	0	0	0	0	0	0	115
統計センター	23	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	15	8	0
都市再生機構 土木研究所	17, 630 19	60	17 0	7	0	36 0	17, 570 19	0	11	29	68 0	0	911	108 19	71	16, 372 0
日本医療研究開発機構	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
日本学術振興会	20	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	20	0	0
日本学生支援機構	4	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	2	0	0	0
日本芸術文化振興会	122	1	0	1	0	0	121	4	1	6	46	0	17	47	0	0
日本原子力研究開発機構 日本高速道路保有・債務返済機構	30 252	4	0	4	0	0	26 252	7	0	7	10	0	0 12	39	0	200
日本スポーツ振興センター	572	1	0	1	0	0	571	1	0	34	51	0	159	11	47	268
日本貿易振興機構	803	2	0	0	0	2	801	0	0	8	155	0	81	22	69	466
年金積立金管理運用独立行政法人	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1
農業者年金基金	56	0	0	0	0	0	56	0	0	1	0	0	53	0	2	0
農業·食品産業技術総合研究機構	110	0	0	0	0	0	110	0	0	0	110	0	0	0	0	0
農畜産業振興機構農林漁業信用基金	418	26 0	25 0	1 0	0	0	392 0	5	0	5 0	0	0	11	0	56 0	315 0
農林水産消費安全技術センター	35	0	0	0	0	0	35	0	0	0	2	2	0	0	0	33
福祉医療機構	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
物質・材料研究機構	30	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	10	0	16	4
防災科学技術研究所	539	0	0	0	0	0	539	0	0	0	20	0	0	61	458	0
北方領土問題対策協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水資源機構 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	1, 253 0	0	0	0	0	0	1, 253	6	0	16 0	1 0	0	70	104	0	1,056
理化学研究所	84	19	19	0	0	0	65	0	0	0	2	0	0	0	0	63
量子科学技術研究開発機構	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0	2	0
労働者健康安全機構	3, 548	1	1	0	0	0	3, 547	6	0	133	1,309	8	58	324	543	1, 166
労働政策研究・研修機構	48	0	0	0	0	0	48	0	0	4	0	0	0	0	36	8
北海道大学 北海道教育大学	826 0	0	0	0	0	0	826 0	0	0	0	0	0	0	52 0	29	745 0
室蘭工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽商科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯広畜産大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0
旭川医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北見工業大学	12	0	0	0	0	0	12 707	0	0	0 47	115	0	0	0	220	12 215
弘前大学 岩手大学	707 19	0	0	0	0	0	19	0	0	0	115	0	0	0	330	19
東北大学	57	0	0	0	0	0	57	0	0	1	31	0	8	0	4	13
宮城教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田大学	19	17	17	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
山形大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福島大学 茨城大学	813	0	0	0	0	0	813	0	0	0	0	513	6	27 0	3	270
次級八子 筑波大学	6, 795	0	0	0	0	0	6, 795	0	0	0	0	0	0	0	0	6, 795
筑波技術大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
宇都宮大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉大学 	10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10	0	0 24
千葉大学 東京大学	24 13, 204	0	0	0	0	0	24 13, 203	0	0	0	0	0	0	0	0	13, 203
東京医科歯科大学	43	6	6	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	19	0	18
東京外国語大学	77	0	0	0	0	0	77	0	0	0	0	0	15	5	12	45
東京学芸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京農工大学	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	89	0	0	0	0	0	89	0	0	0	0	0	0	0	0	89
東京藝術大学 東京工業大学	86	0	0	0	0	0	86	0	0	5	2	0	44	8	2	25

	保存期間を	~ 延長	したフ	ァイル	/数									(辛世	:ファ	-1 / -/
				施行令		項に	/\ - -	AA PIII VL	.+/- A	0.70	7517 H	7	F			
		基づく	延長				公文書	管埋法	施行令	•		づく延				
			第1号 に基づ	第2号 に基づ	に基づ	第4号 に基づ				延	長理由	(複数回	回答あり	り)		
独立行政法人等			くも (監 を を を を を を を を を を を を を	くもの (訴訟 手続)	くもの (不服 申立手 続)	くもの (開示 請求)		災の事態 事態が あため	国係にとため	用務に 必要と	監検取用必すめ、、りにとた	試務要る	争訟用 務に必	調究にとたとため	人事管理 用務にする ため	その他
お茶の水女子大学	412	0	0	0	0	0	412	0	0	0	0	0	0	0	0	412
電気通信大学	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
一橋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜国立大学	892	0	0	0	0	0	892	0	0	0	0	0	0	0	0	892
新潟大学	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
長岡技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上越教育大学 富山大学	0 4	0	0 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢大学	104	0	0	0	0	0	104	2	0	0	0	0	0	0	2	100
福井大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信州大学	9	1	1	0	0	0	8	0	0	0	0	0	6	0	2	0
静岡大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松医科大学	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	1
東海国立大学機構	161	9	1	0	0	8	152	0	0	0	0	0	0	1	0	151
愛知教育大学	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	12	0	0
名古屋工業大学	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
豊橋技術科学大学 三重大学	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
滋賀大学	401	0	0	0	0	0	401	0	0	0	0	0	17	0	1	383
滋賀医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3, 879	263	231	32	0	0		0	0	0	0	0	1	139	3	3, 473
京都教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都工芸繊維大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	4, 567	77	0	1	0	76	4, 490	7	0	193	177	411	142	1,617	888	1,056
大阪教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫教育大学	41	0	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0	3	0	9	29
神戸大学	185	0	0	0	0	0	185	0	0	0	0	0	0	0	0	185
奈良教育大学 奈良女子大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山大学	25	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	25	0	0	0
鳥取大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
島根大学	187	0	0	0	0	0	187	0	0	0	103	0	0	0	2	82
岡山大学	49	0	0	0	0	0	49	0	0	0	0	0	0	1	0	48
広島大学	1, 552	0	0	0	0	0	1,552	0	0	0	0	0	0	0	0	1,552
山口大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳴門教育大学	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
香川大学 愛媛大学	125 48	0	0	0	0	0	125 48	0	0	13 4	0	0	0	5 0	47	59 43
高知大学	58	0	0	0	0	0	58	0	0	0	0	20	3	4	2	29
福岡教育大学	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	1	2	2	0	0
九州大学	646	0	0	0	0	0	646	0	0	0	1	0	91	9	4	541
九州工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本大学	246	0	0	0	0	0	246	0	0	122	0	0	0	0	0	124
大分大学	19	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	2	0	17
宮崎大学 鹿児島大学	402 743	731	0	731	0	0	402 12	2	0	0	0 12	0	0	22	0	378 0
鹿兄島八字 鹿屋体育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0
琉球大学	293	0	0	0	0	0	293	0	0	3	0	5	61	221	3	0
政策研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合研究大学院大学	91	0	0	0	0	0	91	0	0	1	7	0	20	29	15	19
北陸先端科学技術大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良先端科学技術大学院大学	125	0	0	0	0	0	125	0	0	0	0	0	3	122	0	0
人間文化研究機構	16	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	16
自然科学研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

														(半世	::ファ	1/1/
	保存期間を	延長	したフ	アイル	数											
		公文書 基づく	延長	:施行令	9条1	項に	公文書	管理法	施行令	9条2	項に基	づく延	長			
			第1号 に基づ	第2号に基づ		第4号 に基づ				延:	長理由	(複数[回答あ	り)		
独立行政法人等			くもの (監	(もの) (訴訟) 手続)	くもの (不服 申立手 続)	くもの (開示		災害等急 の事態対 応の め		制定又 は改廃 用務に	監検取用必すめ、、りにとた	試験用必するため	務に必	調究にとすめ	人事管理 用務に必 要とする ため	その他
高エネルギー加速器研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報・システム研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄科学技術大学院大学学園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄振興開発金融公庫	31	0	0	0	0	0	31	0	0	3	14	0	0	0	0	14
株式会社国際協力銀行	2, 351	0	0	0	0	0	2, 351	0	0	0	0	0	0	0	0	2, 351
株式会社日本政策金融公庫	747	0	0	0	0	0	747	0	360	217	2	0	0	4	0	164
株式会社日本貿易保険	73	0	0	0	0	0	73	0	0	45	2	0	26	0	0	0
新関西国際空港株式会社	149	0	0	0	0	0	149	0	0	0	0	0	0	149	0	0
日本私立学校振興・共済事業団	50	0	0	0	0	0	50	0	0	4	1	0	10	7	0	28
日本中央競馬会	285	0	0	0	0	0	285	0	0	0	90	0	12	2	159	22
日本年金機構	391, 328	0	0	0	0	0	391, 328	0	0	0	0	0	0	0	0	391, 328
放送大学学園	9	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国人技能実習機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
日本銀行	7, 654	35	3	0	1	31	7,619	37	0	253	766	0	118	339	78	6,028
農水産業協同組合貯金保険機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
預金保険機構	381	22	21	0	0	1	359	0	8	1	9	0	13	9	0	328
日本司法支援センター	3	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	494, 678	2,522	1,409	939	11	163	492, 156	189	563	2, 109	5,049	989	6, 242	7, 354	3,672	466, 296

	(単位:回、人) 研修の実施状況												(人)	
							4月1多	V) 天旭	14/1/16			I		
				4	计象者是	11				総括文書	11 - W 77			
独立行政法人等	研修の実					-			文書管理 に関する	管理者が 実施する	他の機関 が実施す	研修に	統括文書 管理者が	他の機関
	の実 施回	一般	新規	文書	文書 管理	監査	転入	その	研修に職 員を参加	研修に職	る研修に 職員を参	参加し	実施する	が実施す る研修に
	数	職員	採用	管理 者	担当	担当者	者	他	させた文書管理者	員を参加 させた文	加させた 文書管理	た職員 数	研修に参 加した職	参加した 職員数
			職員	白	者	白			数	書管理者 数	者数	90	員数	机兵奴
奄美群島振興開発基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	1	1	0	0	0	0	0	0	36	36	0	87	87	0
医薬品医療機器総合機構 宇宙航空研究開発機構	6 54	1 28	1 26	1 0	0	0	1 0	0	32 28	32 28	0	100 96	100 96	0
海技教育機構	6	3	0	2	1	0	0	0	4	0	4	12	7	5
海上・港湾・航空技術研究所	15	2	3	2	2	2	2	2	31	31	1	1, 126	1, 123	3
海洋研究開発機構 科学技術振興機構	2 81	7	2 19	0 11	7	7	0 19	0 11	14 106	9	9	52 641	29 641	23
家畜改良センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境再生保全機構	8	1	2	1	1	1	1	1	19	19	3	161	154	7
教職員支援機構 勤労者退職金共済機構	0 8	0	0	0	0	0	0	0	30	30	0	404	404	0
空港周辺整備機構	12	1	2	2	2	1	1	3	5	5	1	52	46	6
経済産業研究所 建築研究所	11 12	1	1 2	2	2	1	1	3	8 12	0 12	8 2	76 154	38 152	38
工業所有権情報・研修館	11	1	1	2	2	1	1	3	9	9	0	95	95	0
航空大学校	2	1	1	0	0	0	0	0	11	11	1	35	34	1
高齢・障害・求職者雇用支援機構 国際観光振興機構	19 15	7	4 6	2	2	1	0	2 5	462 31	462 29	0 2	9, 789 464	9, 789 452	0 12
国際協力機構	14	4	1	0	0	0	9	0	184	182	2	187	185	2
国際交流基金	23	10	2	5	0	0	0	6	3	3	1	88	85	3
国際農林水産業研究センター 国民生活センター	0 10	0	0	2	3	0	0	2	1 12	0 12	0 2	1 188	0 182	6
国立印刷局	20	2	2	3	7	1	1	4	16	16	6	3, 987	3, 976	11
国立科学博物館	7	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	0	1
国立環境研究所 国立がん研究センター	7	1 0	0	1 0	1 0	1 0	1 0	0	15 0	15 0	6	805 0	794	11
国立高等専門学校機構	31	22	9	0	0	0	0	0	211	230	10	2, 967	2, 941	26
国立公文書館	7	1	1	1	1	1	1	1	6	6	5	194	161	33
国立国際医療研究センター 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	7	1 0	1 0	0	0	0	1 0	0	36	36	0	86 7	84	7
国立循環器病研究センター	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立女性教育会館	6	3	1	0	1	0	1	0	4	3	4	21	8	13
国立成育医療研究センター 国立青少年教育振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0 21	0 16	<u>0</u> 5	0 52	0 28	24
国立精神・神経医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
国立長寿医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立特別支援教育総合研究所 国立美術館	4	0	1	0	0	0	0	0	30 15	29 15	1 4	84 56	82 51	2 5
国立病院機構	152	34	73	16	14	0	11	4	423	422	1	7,068	7,066	2
国立文化財機構 産業技術総合研究所	7	0	0	0	0	0	0	0	4 100	100	<u>4</u> 1	9 6, 413	6 409	9
自動車技術総合機構	8	1	1	1	2	1	1	1	100	100	0	0, 413	6, 409	0
自動車事故対策機構	3	0	0	2	0	0	1	0	47	47	0	48	47	1
住宅金融支援機構 酒類総合研究所	12	1 1	2	2	2	2	1	0	122 7	122 7	1	1, 357	1, 356 86	1 3
情報処理推進機構	ა 5	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	228	228	0
情報通信研究機構	12	1	2	2	2	1	1	3	70	70	0	1, 379	1, 379	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構 森林研究・整備機構	10 61	1 19	1 4	0 15	16	2	8	2	27 100	27 100	1 4	1, 450 1, 360	1, 448 1, 318	42
水産研究・教育機構	7	19	1	13	10	1	1	1	13	13	8	1, 791	1, 775	16
製品評価技術基盤機構	7	1	1	1	1	1	1	1	88	88	0	642	641	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 造幣局	8	3 6	1	0	0	0	0	0	69 33	69 23	3	3 68	0 64	3 4
大学改革支援・学位授与機構	18	2	2	3	3	2	2	4	15	25 15	3	210	204	6
大学入試センター	7	1	1	1	1	1	1	1	7	7	1	141	140	1
地域医療機能推進機構 中小企業基盤整備機構	3	0	3 2	0	0	0	0	0	24 56	0 56	24	45 106	103	45 3
駐留軍等労働者労務管理機構	8	1	2	1	1	1	1	1	23	15	8	644	320	324

	ı											(<u>E</u>	单位:巨	1、人)
							研修	の実施	状況					
	研修			文	対象者別	<u>[1]</u>			文書管理	総括文書 管理者が	他の機関		統括文書	
独立行政法人等	の実				文書				に関する研修に職	実施する	が実施す る研修に	研修に	管理者が	他の機関 が実施す
	施回	一般	新規	文書	管理	監査	転入	その	員を参加	研修に職 員を参加	職員を参	参加し た職員	実施する 研修に参	る研修に
	数	職員	採用職員	管理 者	担当	担当者	者	他	させた文 書管理者	させた文	加させた 文書管理		加した職	参加した 職員数
			椒貝	18	者	-18			数	書管理者 数	者数	3/	員数	1943-434
鉄道建設·運輸施設整備支援機構	2	0	1	0	1	0	0	0	55	54	1	55	54	1
統計センター	1	0	1	0	0	0	0	0	9	7	2	17	15	2
都市再生機構	11	10	1	0	0	0	0	0	49	48	6	317	305	12
土木研究所	8	1	2	1	1	1	1	1	27	27	1	523	521	2
日本医療研究開発機構 日本学術振興会	7	1	0	0	0	0	0	0	36 19	36 19	1 6	612 138	611 127	1 11
日本学生支援機構	5	1	0	1	1	1	0	1	22	22	1	879	875	4
日本芸術文化振興会	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0	3
日本原子力研究開発機構	16	2	3	2	2	3	2	2	392	392	13	9,007	8,990	17
日本高速道路保有・債務返済機構 日本スポーツ振興センター	1 0	1	0	0	0	0	0	0	63	8 63	1 15	65 202	62 179	3 23
日本貿易振興機構	8 27	1	3 5	6	11	1	0	3	03	03	15	3, 751	3, 751	0
年金積立金管理運用独立行政法人	18	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0, 101	10
農業者年金基金	11	1	1	2	2	1	1	3	9	9	0	103	103	0
農業·食品産業技術総合研究機構	6	1	0	1	4	0	0	0	66	66	39	1,872	1,833	39
農畜産業振興機構 農林漁業信用基金	1	0	0	0	0	0	0	0	6 12	5 12	0	8 22	6 22	2
農林水産消費安全技術センター	7	1	1	1	1	1	1	1	8	8	0	2	0	2
福祉医療機構	7	1	2	1	1	1	0	1	36	36	3	276	273	3
物質・材料研究機構	1	1	0	0	0	0	0	0	3	3	1	32	31	1
防災科学技術研究所 北方領土問題対策協会	7 9	1	1 2	1 2	1	1	1	1	30	30	0	117 34	117 33	0
北方領工问題对東協会 水資源機構	10	1	2	2	2	1	0	2 1	251	251	0	1,673	1, 673	1 0
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	6	1	1	1	1	1	1	0	8	8	1	50	49	1
理化学研究所	3	0	1	1	1	0	0	0	73	73	0	144	144	0
量子科学技術研究開発機構	8	1	2	1	1	1	1	1	201	201	4	1, 598	1, 587	11
労働者健康安全機構 労働政策研究・研修機構	35 0	17	13	2	3	0	0	0	46	44	0	522 0	518 0	4
北海道大学	5	1	1	1	1	1	0	0	149	149	1	2, 703	2, 701	2
北海道教育大学	12	1	2	2	2	1	1	3	45	45	0	56	56	0
室蘭工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
小樽商科大学 帯広畜産大学	11 8	1	1	2	2	1	1	3 2	7 12	7 12	1	85 122	84 121	1
旭川医科大学	1	0	1	0	0	0	0	0	4	4	0	5	5	0
北見工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	6	0	6
弘前大学	1	1	0	0	0	0	0	0	32	32	0	148	148	0
岩手大学 東北大学	1 5	0	1 2	0	0	0	0	0	5 2	5	0 2	6 353	6	0 353
宮城教育大学	5 5	1	0	1	1	1	0	1	13	13	0	120	120	353
秋田大学	17	2	3	3	3	2	2	2	47	47	0	3, 547	3, 547	0
山形大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	971	0	1
茨城大学 筑波大学	8	1	2	1	1	1 1	1	1 1	24 54	24 54	4 2	271 1, 167	266 1, 164	5 3
筑波技術大学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1, 107	0	1
宇都宮大学	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	4	0	4
群馬大学	8	1	2	1	1	1	1	1	24	24	3	589	582	7
埼玉大学 千葉大学	14	0	4	2	2	0	0	3 1	23 40	23 40	3	526 924	525 921	1 3
東京大学	1	0	0	0	1	0	0	0	0	75	0	75	75	0
東京医科歯科大学	1	0	1	0	0	0	0	0	26	17	9	44	29	15
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3	0	3
東京学芸大学 東京農工大学	2	0	0	0	0	0	1 0	0	0	3	0	6	0	2
東京藝術大学	1	0	1	0	0	0	0	0	8	8	3	14	8	6
東京工業大学	3	1	0	1	1	0	0	0	70	57	13	98	85	13
東京海洋大学	13	2	1	2	3	1	1	3	0	16	1	276	274	2
お茶の水女子大学	12	1	2	2	2	1	1	3	14	14	4	75	71	4
電気通信大学	11	1	1	2	2	1	1	3	14	14	2	73	71	2

												()	单位:叵	1、人)
							研修	の実施	状況					
				Ż	対象者別	;[]			文書管理	総括文書	他の機関	1		
独立行政法人等	研修の安								に関する	管理者が 実施する	が実施す	研修に	統括文書 管理者が	他の機関
33-11-5(12) ()	の実 施回	Án.	新規	文書	文書	監査	+ -	7	研修に職 員を参加	研修に職	る研修に 職員を参	参加し	実施する	が実施す る研修に
	施回 数	一般	採用	管理	管理 担当	担当	転入	その	貝を参加させた文	員を参加	加させた	た職員	研修に参	参加した
	<i>></i> ^	職員	職員	者	担当者	者	者	他	書管理者 数	させた文 書管理者	文書管理 者数	数	加した職 員数	職員数
										数				
一橋大学 横浜国立大学	8	1	1	2	2	1	1	0	16	16	4	126	117	9
新潟大学	8 2	0	0	2	2 1	0	0	3	19 27	19 20	1 12	812 48	809 29	3 19
長岡技術科学大学	7	1	1	1	1	1	1	1	22	22	12	160	159	19
上越教育大学	2	0	0	1	1	0	0	0	0	13	1	29	26	3
富山大学	2	0	0	1	1	0	0	0	37	37	1	79	78	1
金沢大学	12	1	2	2	2	1	1	3	71	71	0	2, 789	2, 789	0
福井大学	8	1	2	1	1	1	1	1	73	73	1	529	528	1
山梨大学	15	2	3	2	2	2	2	2	29	29	1	427	426	1
信州大学 静岡大学	1 7	1	0	0	0	0	0	0	21	18 0	3 2	63 478	56 475	7 3
	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	478	0	9
東海国立大学機構	12	2	2	2	2	2	1	1	70	70	27	8, 905	8, 888	17
愛知教育大学	7	1	1	1	1	1	1	1	21	21	2	313	306	7
名古屋工業大学	11	1	2	1	4	1	1	1	16	16	2	382	376	6
豊橋技術科学大学	1	1	0	0	0	0	0	0	5	5	0	12	12	0
三重大学	7	1	1	2	1	1	1	0	57	57	15	2,050	2,022	28
滋賀大学	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2	102	2
滋賀医科大学 京都大学	7	0	1 0	0	0	0	0	1	16 6	16 6	1 2	105	103	2 5
京都教育大学	2	0	0	1	1	0	0	0	46	46	1	14 81	80	1
京都工芸繊維大学	13	1	2	2	2	2	1	3	13	13	0	215	215	0
大阪大学	10	1	1	2	1	1	1	3	91	91	5	3,679	3,672	7
大阪教育大学	11	1	1	2	2	1	1	3	37	37	1	189	186	3
兵庫教育大学	1	0	1	0	0	0	0	0	11	10	2	31	29	2
神戸大学	7	1	1	1	1	1	1	1	50	50	2	134	132	2
奈良教育大学	10	1	1	2	1	1	1	3	8	8	1	116	113	3
奈良女子大学 和歌山大学	7	0	0	0	0	0	0	0	0 12	0 12	0	0 164	0 164	0
鳥取大学	2	1	1	0	0	0	0	0	19	19	4	44	35	9
島根大学	7	1	1	1	1	1	1	1	45	45	1	2, 499	2, 498	1
岡山大学	5	1	2	1	1	0	0	0	87	87	0	1, 246	1, 246	0
広島大学	2	1	1	0	0	0	0	0	34	33	1	130	117	13
山口大学	19	2	3	4	3	2	1	4	33	33	1	274	273	1
徳島大学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2	1	0	0	1	0	0	0	31	31	4	120	114	6
鳴門教育大学 香川大学	12	0	2	2 1	2 1	0	0	3	27	27 30	0	435 78	435 78	0
愛媛大学	12	1	2	2	2	1	1	3	42	42	0	1, 097	1, 097	0
高知大学	7	1	1	1	1	1	1	1	45	45	0	2, 115	2, 115	0
福岡教育大学	12	1	2	2	2	1	1	3	12	12	2	231	228	3
九州大学	12	1	2	2	2	1	1	3	194	194	2	922	918	4
九州工業大学	11	1	1	2	2	1	1	3	22	22	1	330	328	2
佐賀大学 長崎大学	12	0	12	0	0	0	0	0	12	12	<u>0</u> 5	126	12	0
長崎天字 熊本大学	9	1	1 2	2 1	2 1	1	1	1	42 68	42 68	1	136 818	128 815	8
大分大学	3	1	1	1	0	0	0	0	23	23	0	64	64	0
宮崎大学	2	0	2	0	0	0	0	0	8	8	0	11	11	0
鹿児島大学	11	1	1	2	2	1	1	3	41	41	4	1, 461	1, 457	4
鹿屋体育大学	1	1	0	0	0	0	0	0	19	19	6	60	54	6
琉球大学	436	326	12	18	80	0	0	0	35	35	14	466	436	30
政策研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
総合研究大学院大学 北陸先端科学技術大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	2 14	0 14	2	3 202	200	3 2
不是尤端科学技術大学院大学奈良先端科学技術大学院大学	11	1	1	2	2	1	1	3	20	20	1	195	192	3
人間文化研究機構	4	0	1	1	1	0	0	1	27	27	12	91	61	30
自然科学研究機構	9	2	2	2	1	1	1	0	38	36	4	1, 380	1, 367	13
高エネルギー加速器研究機構	12	1	2	2	2	1	1	3	35	26	9	323	308	15
情報・システム研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
沖縄科学技術大学院大学学園	36	12	24	0	0	0	0	0	49	47	2	295	287	8

							研修	の実施	i状況			•	<u> </u>	
	研修			文	计象者员	ij			文書管理	総括文書 管理者が	他の機関		佐杯 李書	
独立行政法人等	が実施数	一般職員	新規 採用 職員	文書 管理 者	文書 管理 担者	監査 担当 者	転入者	その 他	に関する職員と書 数 をせき要 数	実施する研修に職	が実施す	研修に 参加し た職員	官垤有が	他の機関する研修した 参加し数 職員数
沖縄振興開発金融公庫	1	0	0	0	1	0	0	0	19	19	0	37	37	0
株式会社国際協力銀行	14	3	2	2	2	1	1	3	49	49	1	872	867	5
株式会社日本政策金融公庫	210	206	3	0	1	0	0	0	397	397	2	7,470	7, 466	4
株式会社日本貿易保険	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
新関西国際空港株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本私立学校振興・共済事業団	11	1	1	2	2	1	1	3	29	29	2	208	205	3
日本中央競馬会	8	1	1	4	2	0	0	0	194	194	0	2,022	2,015	7
日本年金機構	1, 141	380	0	380	380	1	0	0	1,742	1,742	2	22,687	22, 683	4
放送大学学園	1	0	1	0	0	0	0	0	58	58	1	159	157	2
外国人技能実習機構	16	2	2	3	3	2	2	2	23	23	8	1, 279	1, 262	17
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	4
日本銀行	371	226	45	1	2	3	94	0	112	112	42	9, 180	9,015	165
農水産業協同組合貯金保険機構	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	18	17	1
預金保険機構	8	1	2	1	1	1	1	1	51	51	1	500	499	1
日本司法支援センター	8	3	1	2	2	0	0	0	71	71	22	1,880	1,842	38
= +	3, 739	1, 454	452	617	684	110	233	189	9, 358	9,350	562	161, 752	159,888	1,864

		令和2年 度に点検			実施	頻度別				令和2年 度文書管 理推進期	令和2年 度監査の
独立行政法人等	文書管理 者数	を実施した文書管理者数	毎月実施	3か月 に1回 実施	4か月 に1回 実施	半年に 1回実 施	1回実施	その他	未実施 数	間の実施 (実施は 1、未実 施は0)	実施状況 (実施は 1、未実 施は0)
奄美群島振興開発基金	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	1
医薬基盤・健康・栄養研究所	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
医薬品医療機器総合機構	32	32	0	0	0	0	32	0	0	0	1
宇宙航空研究開発機構	28	28	0	0	0	0	28	0	0	0	1
海技教育機構	48	48	0	0	0	0	48	0	0	0	1
海上·港湾·航空技術研究所 海洋研究開発機構	31 32	31 32	0	0	0	0	31 32	0	0	0	1
科学技術振興機構	127	127	0	0	0	0	127	0	0	0	1
家畜改良センター	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
環境再生保全機構	19	16	0	0	0	0	16	0	3	0	1
教職員支援機構	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	1
勤労者退職金共済機構	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	1
空港周辺整備機構	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	1
経済産業研究所	15	14	0	0	0	0	14	0	1	0	1
建築研究所	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
工業所有権情報・研修館	9	9	0	0	0	0	9	0	0	1	1
航空大学校	16	16	0	0	0	0	16	0	0	0	1
高齢・障害・求職者雇用支援機構国際観光振興機構	462 29	462 29	0	0	0	0	462 29	0	0	0	1
国際協力機構	411	391	0	0	0	0	391	0	20	1	1
国際交流基金	67	67	0	0	0	0	67	0	0	1	1
国際農林水産業研究センター	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1
国民生活センター	12	12	0	0	0	12	0	0	0	0	1
国立印刷局	16	15	0	0	0	0	15	0	1	1	1
国立科学博物館	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
国立環境研究所	15	15	0	0	0	0	15	0	0	0	1
国立がん研究センター	56	56	0	0	0	0	56	0	0	0	1
国立高等専門学校機構	536	536	0	0	0	15	519	2	0	0	1
国立公文書館国立国際医療研究センター	36	6 36	0	0	0	0	6	0	0	0	1
国立国际医療研究とクラー国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	6	6	0	0	0	0	36 6	0	0	0	1
国立循環器病研究センター	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1
国立女性教育会館	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	1
国立成育医療研究センター	17	17	0	0	0	0	17	0	0	0	1
国立青少年教育振興機構	41	41	0	0	0	0	41	0	0	0	1
国立精神・神経医療研究センター	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
国立長寿医療研究センター	15	15	0	0	0	0	15	0	0	0	1
国立特別支援教育総合研究所	29	29	0	0	0	0	29	0	0	0	1
国立美術館 国立病院機構	15 1, 396	15 1, 396	0	0	12	0 17	15 1, 303	63	0	0	1
国立外院機構	1, 390	1, 390	0	0	0	0	1, 303	0	0	0	1
産業技術総合研究所	100	100	0	0	0	0	100	0	0	0	1
自動車技術総合機構	107	107	0	0	0	0	107	0	0	1	1
自動車事故対策機構	88	88	0	0	0	0	88	0	0	0	1
住宅金融支援機構	122	122	0	0	0	0	122	0	0	0	1
酒類総合研究所	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	1
情報処理推進機構	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1
情報通信研究機構	70	70	0	0	0	0	70	0	0	1	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構	27	27	0	0	0	0	27	0	0	0	1
森林研究・整備機構 水産研究・教育機構	100	100	0	0	0	0	100	0	0	0	1
水産研究・教育機構 製品評価技術基盤機構	88	13	0	0	0	0	13	0	87	1	1
表面計価技術を盗機博 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	69	1	0	0	0	0	1	0	68	1	0
造幣局	44	44	0	0	0	0	44	0	0	0	1
大学改革支援・学位授与機構	15	11	0	0	0	0	11	0	4	0	1
大学入試センター	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	1
地域医療機能推進機構	707	707	0	1	0	0	705	1	0	0	1
中小企業基盤整備機構	121	121	0	0	0	0	121	0	0	0	1
駐留軍等労働者労務管理機構	23	23	0	0	0	0	23	0	0	0	1

		令和2年 度に点検			実施	頻度別				令和2年 度文書管 理推進期	令和2年 度監査の
独立行政法人等	文書管理 者数	を実施した文書管理者数	毎月実施	3か月 に1回 実施	4か月 に1回 実施	半年に 1回実 施	1回実施	その他	未実施 数	間の実施 (実施は 1、未実 施は0)	実施状況 (実施は 1、未実 施は0)
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	206	206	0	0	0	0	206	0	0	0	1
統計センター	16	16	0	0	0	0	16	0	0	0	1
都市再生機構	85	85	0	0	0	0	85	0	0	1	1
土木研究所	27	27	0	0	0	0	27	0	0	0	1
日本医療研究開発機構 日本学術振興会	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
日本学生支援機構	19 22	19 22	0	0	0	3	19 18	1	0	0	1
日本芸術文化振興会	46	46	0	0	0	0	46	0	0	0	1
日本原子力研究開発機構	392	392	2	6	10	195	179	0	0	1	1
日本高速道路保有・債務返済機構	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
日本スポーツ振興センター	63	63	0	0	0	0	63	0	0	1	1
日本貿易振興機構	198	179	0	0	0	0	179	0	19	0	1
年金積立金管理運用独立行政法人	19	19	0	0	0	0	18	1	0	1	1
農業者年金基金	9	9	0	0	0	0	9	0	0	0	1
農業·食品産業技術総合研究機構 農畜産業振興機構	66 36	48 36	0	0	0	0	48 36	0	18	0	1
晨留座業振興機構 農林漁業信用基金	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	<u> </u>
農林水産消費安全技術センター	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
福祉医療機構	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
物質·材料研究機構	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
防災科学技術研究所	30	1	0	0	0	0	1	0	29	0	1
北方領土問題対策協会	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	1
水資源機構	251	251	0	0	0	251	0	0	0	1	1
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
理化学研究所	73	73	0	0	0	0	73	0	0	0	1
量子科学技術研究開発機構 労働者健康安全機構	201 837	201 837	0	0	0	0	201 837	0	0	0	1
労働政策研究・研修機構	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	1
北海道大学	149	149	0	0	0	0	149	0	0	0	1
北海道教育大学	45	38	6	2	1	7	22	0	7	1	1
室蘭工業大学	32	8	0	0	0	0	8	0	24	0	0
小樽商科大学	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	1
带広畜産大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
旭川医科大学 北見工業大学	12 8	12 8	0	0	0	0	12 8	0	0	0	1
<u>北兄工来八子</u> 弘前大学	98	98	0	0	0	0	98	0	0	0	1
岩手大学	21	21	0	0	0	0	21	0	0	0	1
東北大学	79	79	0	0	0	0	79	0	0	0	1
宮城教育大学	40	40	0	0	0	0	40	0	0	0	1
秋田大学	47	47	0	0	0	0	47	0	0	1	1
山形大学	32	32	0	0	0	0	32	0	0	0	1
福島大学 茨城大学	42 24	42 24	0	0	0	0	42 24	0	0	0	1
次城八字 筑波大学	54 54	54	0	0	0	0	54	0	0	0	1 1
筑波技術大学	6	6	0	0	0	0	6	0	0	0	1
宇都宮大学	21	21	0	0	0	0	21	0	0	0	1
群馬大学	24	24	0	0	0	0	24	0	0	0	1
埼玉大学	23	23	0	0	0	0	23	0	0	0	1
千葉大学	56	56	0	0	0	0	56	0	0	0	1
東京大学	99	99	0	0	0	0	99	0	0	0	0
東京医科歯科大学	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
東京外国語大学 東京学芸大学	15 35	15 35	0	0	0	0	15 35	0	0	0	1
東京農工大学	27	27	0	0	0	0	27	0	0	0	1
東京藝術大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
東京工業大学	70	70	0	0	0	0	70	0	0	0	1
東京海洋大学	16	16	0	0	0	0	16	0	0	0	1
お茶の水女子大学	15	15	0	0	0	0	15	0	0	0	1
電気通信大学	14	14	0	0	0	0	14	0	0	0	1

	~ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	令和2年 度に点検			実施	頻度別				令和2年 度文書管 理推進期	令和2年度監査の
独立行政法人等	文書管理 者数	を実施し た文書管 理者数	毎月実 施	3か月 に1回 実施	4か月 に1回 実施	半年に 1回実 施	1 回実 施	その他	未実施 数	間の実施 (実施は 1、未実 施は0)	実施状況 (実施は 1、未実 施は0)
一橋大学	22	22	0	0	0	0	22	0	0	0	1
横浜国立大学	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1
新潟大学	84	84	0	0	0	0	84	0	0	0	1
長岡技術科学大学	22	12	0	0	0	0	12	0	10	0	1
上越教育大学	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
富山大学	36	36	0	0	0	0	36	0	0	0	1
金沢大学	71	71	0	0	0	0	71	0	0	0	1
福井大学	73	73	0	0	0	0	73	0	0	0	1
山梨大学	29	29	0	0	0	0	29	0	0	1	1
信州大学	30	30	0	0	0	0	30	0	0	0	1
静岡大学	76	76	0	0	0	0	76	0	0	0	1
浜松医科大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
東海国立大学機構	70	69	0	0	0	0	69	0	1	0	1
愛知教育大学	21	21	0	0	0	0	21	0	0	0	1
名古屋工業大学	16 9	16 9	0	0	0	0	16 9	0	0	0	1
豊橋技術科学大学	_		0					·	0		1
三重大学 滋賀大学	57 15	42 15	0	0	0	0	42 15	0	15 0	0	1 1
滋賀医科大学						0					
京都大学	16 158	16 158	0	0	0	158	16	0	0	0	1
京都教育大学	46	46	0	0	0	158	46	0	0	0	1 1
京都工芸繊維大学	13	13	0	1	0	0	12	0	0	0	1
大阪大学	91	91	0	0	0	1	90	0	0	0	1
大阪教育大学	37	37	0	0	0	0	37	0	0	0	1
兵庫教育大学	22	22	0	0	0	0	22	0	0	0	1
神戸大学	50	50	0	0	0	0	50	0	0	0	1
奈良教育大学	8	8	0	0	0	0	8	0	0	0	1
奈良女子大学	34	34	0	0	0	0	34	0	0	0	1
和歌山大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
鳥取大学	34	34	0	0	0	0	34	0	0	0	1
島根大学	45	45	0	0	0	0	45	0	0	0	1
岡山大学	87	70	0	0	0	0	70	0	17	0	1
広島大学	56	56	0	0	0	0	56	0	0	0	1
山口大学	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
徳島大学	49	49	0	0	0	0	49	0	0	0	1
鳴門教育大学	27	27	0	0	0	0	27	0	0	0	1
香川大学	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
愛媛大学	42	42	0	0	0	0	42	0	0	0	1
高知大学	45	39	0	0	0	0	39	0	6	0	1
福岡教育大学	12	12	0	0	0	0	12	0	0	0	1
九州大学	194	194	0	0	0	0	194	0	0	0	1
九州工業大学	22	22	0	0	0	0	22	0	0	0	1
佐賀大学	61	61	0	0	0	0	61	0	0	1	1
長崎大学	42	42	0	0	42	0	0	0	0	0	1
熊本大学	68	68	0	0	0	0	64	0	0	0	1
大分大学	41	41	0	0	0	0	41	0	0	0	1
宮崎大学	28	28	0	0	0	0	28	0	0	0	1
鹿児島大学	41	41	0	0	0	0	41	0	0	0	1
鹿屋体育大学	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	1
琉球大学	35	35	0	0	0	0	35	0	0	0	1
政策研究大学院大学	5 6	5 6	0	0	0	0	5 6	0	0	0	1
総合研究大学院大学	35			0		1.4			21	0	1
北陸先端科学技術大学院大学 奈良先端科学技術大学院大学	20	14 20	0	0	0	14 20	0	0	0	0	1 1
人間文化研究機構	33	33	0	0	0	0	33	0	0	0	1
人间文化研先機構 自然科学研究機構	150	150	7	3	1	22	117	0	0	1	1
日然件子切九機構 高エネルギー加速器研究機構	26	26	0	0	0	0	26	0	0	0	1
情報・システム研究機構	24	24	0	0	0	0	24	0	0	0	1
沖縄科学技術大学院大学学園		75	0	0	0	0	75	0	0	0	1

資料6 点検の実施状況(4/4)

										令和2年	A = 0 =
	Ltr. boketre	令和2年 度に点検			実施頻	頻度別			1	度文書管 理推進期	令和2年 度監査の
独立行政法人等	文書管理 者数	を実施した文書管理者数	毎月実 施	3か月 に1回 実施	4か月 に1回 実施	半年に 1回実 施	1回実 施	その他	未実施 数	間の実施 (実施は 1、未実 施は0)	実施状況 (実施は 1、未実 施は0)
沖縄振興開発金融公庫	19	19	0	0	0	0	19	0	0	0	0
株式会社国際協力銀行	49	48	0	0	0	0	48	0	1	1	1
株式会社日本政策金融公庫	397	397	0	0	0	0	397	0	0	1	1
株式会社日本貿易保険	33	33	0	0	0	0	33	0	0	1	0
新関西国際空港株式会社	7	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0
日本私立学校振興・共済事業団	29	29	0	0	0	0	29	0	0	0	1
日本中央競馬会	194	194	0	0	0	0	194	0	0	0	1
日本年金機構	1,742	1,742	84	52	26	62	1, 482	36	0	0	1
放送大学学園	67	67	0	0	0	0	67	0	0	0	1
外国人技能実習機構	23	23	0	0	0	0	23	0	0	0	1
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	10	10	0	0	0	10	0	0	0	1	1
日本銀行	114	114	7	5	0	18	84	0	0	1	1
農水産業協同組合貯金保険機構	5	5	5	0	0	0	0	0	0	1	0
預金保険機構	51	51	0	0	0	0	51	0	0	0	1
日本司法支援センター	71	71	0	0	0	0	71	0	0	0	1
計	14, 746	14, 394	142	70	92	805	13, 177	104	352	29	185

指摘事項の有無	
	査の実施頻度
医薬品医療機器総合機構	
医薬品医療機器総合機構	年に1回
 医薬品医療機器総合機構 宇宙航空研究開発機構 一 一 海技教育機構 一 一 一 海洋研究開発機構 一 一 一 一 海洋研究開発機構 一 日 上 上	年に1回
宇宙航空研究開発機構	年に1回
 海技教育機構 一 二 上 <l< td=""><td>年に1回</td></l<>	年に1回
 毎洋研究開発機構 一 一 三家音改良センター 一 回 回<td>年に1回</td>	年に1回
科学技術振興機構 - - - - 家畜改良センター - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	年に1回
家畜改良センター - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	年に1回
環境再生保全機構	年に1回
数職員支援機構	年に1回
勤労者退職金共済機構	年に1回
空港周辺整備機構	年に1回
経済産業研究所	年に1回
建築研究所	年に1回
工業所有権情報・研修館	年に1回
	年に1回 年に1回
高齢・障害・求職者雇用支援機構	年に1回
国際観光振興機構	<u> 年に1回</u> 年に1回
国際協力機構	年に1回
国際交流基金	年に1回
国際農林水産業研究センター	年に1回
国民生活センター	年に1回
国立印刷局 ○ ○ 国立科学博物館 ○ ○ 国立環境研究所 ○ ○ 国立がん研究センター ○ ○ 国立高等専門学校機構 ○ ○ 国立国際医療研究センター ○ ○ 国立国際医療研究センター ○ ○ 国立構環器病研究センター ○ ○ 国立大性教育会館 ○ ○ 国立大性教育会館 ○ ○ 国立市少年教育振興機構 ○ ○ 国立精神・神経医療研究センター ○ ○ 国立長寿医療研究センター ○ ○ 国立特別支援教育総合研究所 ○ ○ 国立大化財機構 ○ ○ 国立文化財機構 ○ ○ 国立文化財機構 ○ ○ 国立技術総合研究所 ○ ○ 自動車技術総合機構 ○ ○	年に1回
国立科学博物館 国立環境研究所 国立高等専門学校機構 国立公文書館 国立国際医療研究センター 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 国立循環器病研究センター 国立大性教育会館 国立成育医療研究センター 国立青少年教育振興機構 国立長寿医療研究センター 国立長寿医療研究センター 国立特別支援教育総合研究所 国立大化財機構 国立文化財機構 国立文化財機構 自動車技術総合機構	年に1回
国立環境研究所 ○ ○ ○ 国立がん研究センター ○ - - 国立高等専門学校機構 ○ - - 国立公文書館 ○ - - 国立国際医療研究センター ○ - - 国立循環器病研究センター ○ - - 国立大性教育会館 ○ ○ - 国立大性教育会館 ○ ○ - 国立青少年教育振興機構 ○ - - 国立精神・神経医療研究センター ○ - - 国立特別支援教育総合研究所 ○ ○ - 国立美術館 ○ ○ - 国立大化財機構 ○ ○ - 産業技術総合研究所 ○ - - 自動車技術総合機構 ○ ○ -	年に1回
国立高等専門学校機構 - - - 国立立家庭療研究センター - - - 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 - - - 国立循環器病研究センター - - - 国立女性教育会館 ○ - - 国立成育医療研究センター ○ - - 国立青少年教育振興機構 - - - 国立精神・神経医療研究センター ○ - - 国立特別支援教育総合研究所 ○ - - 国立美術館 ○ - - 国立文化財機構 ○ ○ - 国立文化財機構 ○ - - 直動車技術総合機構 ○ - -	年に1回
国立公文書館 - - - 国立国際医療研究センター - - - 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 - - - 国立循環器病研究センター - - - 国立女性教育会館 - - - 国立成育医療研究センター - - - 国立青少年教育振興機構 - - - 国立持神・神経医療研究センター - - - 国立特別支援教育総合研究所 - - - 国立特別支援教育総合研究所 - - - 国立方院機構 - - - 国立文化財機構 - - - 直動車技術総合機構 - - -	年に1回
国立国際医療研究センター - - - 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 - - - 国立循環器病研究センター - - - 国立女性教育会館 0 - - 国立成育医療研究センター 0 - - 国立青少年教育振興機構 0 - - 国立持神・神経医療研究センター 0 - - 国立特別支援教育総合研究所 0 - - 国立特別支援教育総合研究所 0 - - 国立方化財機構 0 0 - 重業技術総合研究所 0 - - 自動車技術総合機構 0 0 -	年に1回
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 - - - 国立循環器病研究センター - - - 国立女性教育会館 ○ - - 国立成育医療研究センター ○ - - 国立青少年教育振興機構 ○ - - 国立持神・神経医療研究センター ○ - - 国立長寿医療研究センター ○ - - 国立特別支援教育総合研究所 ○ - - 国立病院機構 ○ ○ - 国立文化財機構 ○ - - 直動車技術総合機構 ○ - -	年に1回
国立循環器病研究センター - - - 国立女性教育会館 ○ - - 国立成育医療研究センター ○ - - 国立青少年教育振興機構 ○ - - 国立精神・神経医療研究センター ○ - - 国立特別支援教育総合研究所 ○ - - 国立美術館 ○ - - 国立方院機構 ○ ○ - 国立文化財機構 ○ - - 自動車技術総合機構 ○ ○ -	年に1回
国立女性教育会館 ○ ○ ○ 国立成育医療研究センター ○ - - 国立青少年教育振興機構 ○ - - 国立精神・神経医療研究センター ○ - - 国立特別支援教育総合研究所 ○ - - 国立特別支援教育総合研究所 ○ - - 国立美術館 ○ - - 国立方化財機構 ○ ○ - 重業技術総合研究所 ○ - - 自動車技術総合機構 ○ ○ -	年に1回
国立成育医療研究センター - - - 国立青少年教育振興機構 - - - 国立精神・神経医療研究センター - - - 国立長寿医療研究センター - - - 国立特別支援教育総合研究所 - - - 国立美術館 - - - 国立病院機構 - - - 国立文化財機構 - - - 産業技術総合研究所 - - - 自動車技術総合機構 - - -	年に1回
国立青少年教育振興機構 - - 国立精神・神経医療研究センター ○ - 国立長寿医療研究センター - - 国立特別支援教育総合研究所 ○ - 国立美術館 - - 国立病院機構 ○ ○ 国立文化財機構 ○ ○ 産業技術総合研究所 ○ - 自動車技術総合機構 ○ ○	年に2回
国立精神・神経医療研究センター ○ ○ ○ 国立長寿医療研究センター ○ - - 国立特別支援教育総合研究所 ○ ○ - 国立美術館 ○ - - 国立病院機構 ○ ○ ○ 国立文化財機構 ○ ○ ○ 産業技術総合研究所 ○ - - 自動車技術総合機構 ○ ○ ○	年に1回
国立長寿医療研究センター 0 - - 国立特別支援教育総合研究所 0 - - 国立美術館 0 - - 国立病院機構 0 0 国立文化財機構 0 0 産業技術総合研究所 0 - - 自動車技術総合機構 0 0	年に1回
国立特別支援教育総合研究所 ○ ○ 国立美術館 ○ - 国立病院機構 ○ ○ 国立文化財機構 ○ ○ 産業技術総合研究所 ○ - 自動車技術総合機構 ○ ○	年に1回
国立美術館 - - - 国立病院機構 ○ ○ ○ 国立文化財機構 ○ ○ ○ 産業技術総合研究所 ○ - - 自動車技術総合機構 ○ ○ ○	年に1回
国立病院機構 ○ ○ 国立文化財機構 ○ ○ 產業技術総合研究所 ○ - - 自動車技術総合機構 ○ ○ ○	年に1回 年に1回
国立文化財機構 ○ ○ 産業技術総合研究所 ○ - - 自動車技術総合機構 ○ ○ ○	<u>年に1回</u> 年に1回
産業技術総合研究所 0 - - 自動車技術総合機構 0 0	年に1回
自動車技術総合機構	年に1回
	年に1回
自動車事故対策機構 〇 〇 〇	年に1回
住宅金融支援機構	年に1回
酒類総合研究所	年に1回
情報処理推進機構 〇 一 一	年に1回
情報通信研究機構 〇 - - -	年に1回
新エネルギー・産業技術総合開発機構 〇 〇 〇	年に1回
森林研究・整備機構	年に1回
水産研究・教育機構	年に1回
製品評価技術基盤機構	年に1回
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 - ー ー	
造幣局 O	年に2回
大学改革支援・学位授与機構 一 一	年に1回
大学入試センター O	年に1回
地域医療機能推進機構	年に1回
中小企業基盤整備機構	年に1回
駐留軍等労働者労務管理機構 - - 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ○ ○	年に1回 年に1回

		監査の	実施状況	
X+1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -				
独立行政法人等	実施した			監査の実施頻度
		指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
統計センター	0	_	_	年に1回
都市再生機構	Ö	_	_	年に1回
土木研究所	0	_	_	年に1回
日本医療研究開発機構	0	_	_	年に1回
日本学術振興会	0	0	0	年に1回
日本学生支援機構	0	0	0	年に1回
日本芸術文化振興会	0	0	0	年に1回
日本原子力研究開発機構	0	0	0	年に1回
日本高速道路保有・債務返済機構	0	_	_	年に1回
日本スポーツ振興センター	0	0	0	年に1回
日本貿易振興機構	0	0	0	年に1回
年金積立金管理運用独立行政法人	0	_	_	年に1回
農業者年金基金 農業·食品産業技術総合研究機構	0		_ O	年に1回 年に1回
農畜産業振興機構	0	0	0	年に1四 随時実施
農林漁業信用基金	0	0	0	- 随时天旭 年に1回
農林水産消費安全技術センター	0	_		年に1回
福祉医療機構	0	0	0	年に1回
物質・材料研究機構	0	0	0	年に1回
防災科学技術研究所	0	<u> </u>	_	年に1回
北方領土問題対策協会	Ö	_	_	年に1回
水資源機構	0	_	_	年に1回
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	0	0	0	年に1回
理化学研究所	0	0	0	年に1回
量子科学技術研究開発機構	0	_	_	年に1回
労働者健康安全機構	0	0	0	年に1回
労働政策研究・研修機構	0	_	_	年に1回
北海道大学	0	_		年に1回
北海道教育大学	0	_	_	年に1回
室蘭工業大学	_	_	_	左 1 同
小樽商科大学 帯広畜産大学	0	_	_	年に1回 年に1回
旭川医科大学	0			年に1回
北見工業大学	0	_	_	年に1回
弘前大学	0	_	_	年に1回
岩手大学	0	_	_	年に1回
東北大学	Ö	0	0	年に1回
宮城教育大学	Ö	_	_	年に1回
秋田大学	0	0	0	年に1回
山形大学	0	0	0	年に1回
福島大学	0	0	0	年に1回
茨城大学	0	0	0	年に1回
筑波大学	0	_	_	年に1回
筑波技術大学	0	0	0	年に1回
宇都宮大学	0	0	0	年に1回
群馬大学	0	0	0	年に1回
埼玉大学 千葉大学	0	0	0	年に1回 年に1回
東京大学		<u> </u>	_	十に1四
東京医科歯科大学	0	_	_	ー 年に1回
東京外国語大学	0	0	0	年に1回
東京学芸大学	0	0	0	年に1回
東京農工大学	0	Ö	0	年に1回
東京藝術大学	Ö	_	_	年に1回
東京工業大学	Ö	0	0	年に1回
東京海洋大学	0	0	0	年に1回
お茶の水女子大学	0	0	0	年に1回
電気通信大学	0	0	0	年に1回
一橋大学	0	_	_	年に1回 年に1回
横浜国立大学	\cap	_	_	

		監査の	実施状況	
独立行政法人等				
	実施した	指摘事項の有無		監査の実施頻度
Transaction in the second		-	改善措置の実施の有無	
新潟大学	0	0	0	年に1回
長岡技術科学大学	0	0	0	年に1回
上越教育大学 富山大学	0		_ 	年に1回 年に1回
金沢大学	0	0	0	年に1回
福井大学	0	Ö	0	年に1回
山梨大学	Ö	Ö	Ö	年に1回
信州大学	0	_	_	年に1回
静岡大学	0	_	_	年に1回
浜松医科大学	0	0	0	年に1回
東海国立大学機構	0	0	0	年に1回
愛知教育大学 名古屋工業大学	0	0	0	年に1回 年に1回
<u> </u>	0	<u> </u>	_	年に1回
三重大学	Ö	0	0	年に1回
滋賀大学	Ö	_	_	年に1回
滋賀医科大学	0	0	0	年に1回
京都大学	0	0	0	年に1回
京都教育大学	0	_	_	年に1回
京都工芸繊維大学	0	0	0	年に1回
大阪大学 大阪教育大学	0	<u> </u>		年に1回 年に1回
<u> </u>			_	年に1回
神戸大学	0	0	0	年に1回
奈良教育大学	Ö	_	_	年に1回
奈良女子大学	0	_	_	年に1回
和歌山大学	0	_	_	年に1回
鳥取大学	0	0	0	年に1回
島根大学	0	_	_	年に1回
岡山大学 広島大学	0	0	0	年に1回 年に1回
<u> </u>	0	0	0	年に1回
徳島大学	0	0	0	年に1回
鳴門教育大学	Ö	Ö	Ö	年に1回
香川大学	0	0	0	年に1回
愛媛大学	0	_	_	年に1回
高知大学	0	_	_	年に1回
福岡教育大学	0	0	0	年に1回
九州大学 九州工業大学	0	<u> </u>	<u> </u>	年に1回 年に1回
<u>九州工業人子</u> 佐賀大学	0	0	0	年に1回年に2回
長崎大学	Ö	0	0	年に1回
熊本大学	Ö	Ö	Ö	年に1回
大分大学	0	0	0	年に1回
宮崎大学	0	_	_	年に1回
鹿児島大学	0	0	0	年に1回
鹿屋体育大学	0	_	_	年に1回
琉球大学 政策研究大学院大学	0	0	0	年に1回 年に1回
総合研究大学院大学	0		_	年に1回
北陸先端科学技術大学院大学	0	_	_	年に1回
奈良先端科学技術大学院大学	0	0	0	年に1回
人間文化研究機構	0	_	_	年に1回
自然科学研究機構	0	_	_	年に1回
高エネルギー加速器研究機構	0	0	0	年に1回
情報・システム研究機構	0		_	年に1回
沖縄科学技術大学院大学学園 沖縄振興開発金融公庫	_		_	年に1回 -
株式会社国際協力銀行	0		_	年に1回
株式会社日本政策金融公庫	0	0	0	年に1回
				, , – ⊢

資料7 監査の実施状況(4/4)

		監査の	実施状況	
独立行政法人等	実施した	化控す項の左無		監査の実施頻度
		指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
株式会社日本貿易保険	_	_		_
新関西国際空港株式会社		_		_
日本私立学校振興・共済事業団	\circ			年に1回
日本中央競馬会	0	0	0	年に1回
日本年金機構	\circ	\circ	0	年に1回
放送大学学園	0	_		年に1回
外国人技能実習機構	0	0	0	年に1回
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	\circ	\circ	0	年に1回
日本銀行	0	0	0	年に複数回
農水産業協同組合貯金保険機構	ı			_
預金保険機構	0	0	0	年に1回
日本司法支援センター	0	0	0	年に1回
計	185	95	95	

(単位:件)

						紛	失等事	案の件	数				(単位	· IT/
			事案の	つ内容					事多	をへのす	対応			
		紛失	誤廃棄	毀損	その	再発	防止の	ための	措置	復旧措	事案の	懲戒処分	を行った事	案の件数
独立行政法人等					他適な書理	等への 注意喚 起、指	法へ 意、管徹知の周辺の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	ル等の 見直し	その 他	置ったまでの	公行の数		処分	者数
							川川村						本人	監督者
奄美群島振興開発基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬基盤・健康・栄養研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品医療機器総合機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇宙航空研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海技教育機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上・港湾・航空技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海洋研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
科学技術振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家畜改良センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境再生保全機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教職員支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者退職金共済機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空港周辺整備機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建築研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業所有権情報・研修館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
航空大学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	3	0	3	0	0	0	2	3	0	1	0	0	0	0
国際観光振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際協力機構	1	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
国際交流基金	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
国際農林水産業研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国民生活センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立印刷局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立科学博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立環境研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立がん研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	3	0	3	0	0	3	3	3	1	2	0	0	0	0
国立公文書館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立国際医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立重度知的障害者総合施設のぞみの 園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立循環器病研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立女性教育会館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立成育医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立青少年教育振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	紛失等事案の件数													
			事案の	つ内容		事案への対応								
		紛失	誤廃棄		その	再発	防止の	ための		復旧措	事案の	懲戒処分	を行った事	案の件数
独立行政法人等					他適な書理	関 等 注 起 、 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	法人内 への注 意喚	業務 順、ニュ ル等の	その 他	置行事なたの件数	公表を行った件数		処分	者数
													本人	監督者
国立精神・神経医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立長寿医療研究センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立特別支援教育総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立美術館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立病院機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立文化財機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
産業技術総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車技術総合機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車事故対策機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅金融支援機構	4	4	0	0	0	4	4	0	0	1	3	0	0	0
酒類総合研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報処理推進機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林研究・整備機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産研究・教育機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製品評価技術基盤機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
造幣局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学改革支援・学位授与機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学入試センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域医療機能推進機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業基盤整備機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
駐留軍等労働者労務管理機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市再生機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本医療研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本学術振興会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本学生支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本芸術文化振興会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本原子力研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本高速道路保有・債務返済機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本スポーツ振興センター	2	1	1	0	0	2	2	1	0	2	0	0	0	0

	紛失等事案の件数													
			事案の	つ内容		事案への対応								
		紛失	誤廃棄		その	再発	防止の	ための		復旧措	事案の公表を	懲戒処分	を行った事	案の件数
独立行政法人等					他適な書理	等への 注意喚 起、指	への注 意喚	ル等の	他	直行事業 件数	行った		処分	↑者数
							, , , , ,						本人	監督者
日本貿易振興機構	2	2	0	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0
年金積立金管理運用独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業者年金基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業・食品産業技術総合研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農畜産業振興機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業信用基金	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
農林水産消費安全技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉医療機構	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
物質・材料研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防災科学技術研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北方領土問題対策協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水資源機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
理化学研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量子科学技術研究開発機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働者健康安全機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働政策研究・研修機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
室蘭工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽商科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯広畜産大学	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0
旭川医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北見工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弘前大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑波技術大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		紛失等事案の件数 事案の内容 事案への対応												
			事案の	り内容		事案への対応								
		紛失	誤廃棄	毀損	その	再発	防止の	ための	措置	復旧措 置を	事案の 公表を	懲戒処分	を行った事	案の件数
独立行政法人等					他適な書理	等への 注意喚 起、指	法へ意、管徹知 内注 ・適理底等	ニュア ル等の	他	単行事件数 件数	行った		処分	者数
													本人	監督者
群馬大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京医科歯科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
東京学芸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京農工大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京藝術大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京海洋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お茶の水女子大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気通信大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一橋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜国立大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長岡技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上越教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡大学	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
浜松医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊橋技術科学大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀医科大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都工芸繊維大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	紛失等事案の件数													
			事案の	つ内容		事案への対応								
		紛失	誤廃棄		その	再発	防止の	ための		復旧措	事案の公表を	懲戒処分	を行った事	案の件数
独立行政法人等					他適な書理	等への 注意 起、指	への注 意喚	ニュア ル等の	他	単行事件数 件数	行った		処分	
													本人	監督者
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良女子大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳴門教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡教育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿屋体育大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
琉球大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政策研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合研究大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北陸先端科学技術大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良先端科学技術大学院大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人間文化研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自然科学研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ー 高エネルギー加速器研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料8 紛失等の状況(6/6)

						紛	失等事	案の件	数					
			事案の	つ内容		事案への対応								
		紛失	誤廃棄	毀損	その 他不	再発防止のための措 関係者 法人内 業務手 そ				直を		懲戒処分を行った事案の件数		
独立行政法人等					適な書理	等への 注意 起 導等	への注	順、マ ニュア ル等の	その 他	行った事業件数			処分	者数
													本人	監督者
情報・システム研究機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄科学技術大学院大学学園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄振興開発金融公庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社国際協力銀行	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
株式会社日本政策金融公庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社日本貿易保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新関西国際空港株式会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本私立学校振興・共済事業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本中央競馬会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	9	0	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0
放送大学学園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国人技能実習機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本銀行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農水産業協同組合貯金保険機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
預金保険機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本司法支援センター	3	1	2	0	0	3	3	1	0	2	0	0	0	0
計	34	8	26	0	0	30	20	13	2	11	4	0	0	0

⁽注) 件数は、総括文書管理者に同時期に報告したものを1件とカウントしている。

	区 分	指摘事項	改善等措置状況
管理体制			総括文書管理者の指示により、次期文書監査 における点検項目の見直し・検討を行った。
作成		作成することとされている文書が作成されていなかった。	文書不作成が判明した時点で直ちに作成した。
整理	分類	一つのファイルにまとめるべき複数の文書 が、まとめられていないものがあった。	直ちに一つのファイルにまとめた。
	名称	ファイルの内容が分かりづらい名称があっ た。	分かり易い名称を付し直した。
			ファイル名称を見直し、ファイルの内容を表す名称に修正することとした。
	保存期間	既存の標準文書保存期間基準に該当しない新たな法人文書を作成した際、標準文書保存期間基準の更新がなされていない事例があった。	
		定されている。	標準文書保存期間基準に沿って保存期間を設 定した。
保存	紙文書の保存 場所・方法	法人文書ファイル等の保存場所に個人の参考文書が混在して保存されていた。	文書ファイル等のみを保存するように指示 し、整理を行った。
		背表紙に保存期間満了日が記載されていない ものや、文書管理者に誤りがあったものが あった。	速やかに背表紙の修正を行った。
	電子文書の保 存場所・方法	アクセス制限が必要な電子媒体の文書を保存したフォルダに、アクセス制限がかけられていない。	電子媒体の文書を保存するフォルダには、必要に応じてアクセス制限が必要であることを 周知した。
	引継ぎ	ファイルの引継ぎ後に、文書管理者の変更を 行っていない。	
法人文書ファイル管		存在しないファイルが法人文書ファイル管理 簿に掲載されていた。	法人文書ファイル管理簿に誤って登録しているファイルを削除した。
理簿		法人文書ファイルが管理簿に二重掲載されていた。	管理簿から当該ファイルを削除した。
		保存されている法人文書ファイルの中に、法 人文書ファイル管理簿に掲載されていないも のがあった。	
		法人文書ファイルの背表紙が付けられていない。	速やかに背表紙を付けた。
		法人文書ファイル管理簿の管理者が法人文書 ファイル等を現に管理している文書管理者と なっていなかった。	速やかに改善を行った。
		保存期間満了文書がファイル管理簿に記載されたままになっている。	保存期間満了日を超過した法人文書ファイル については移管・廃棄簿に記載し、適切に廃 棄するよう指導した。
		管理の媒体種別が変更になったものについて、法人文書ファイル管理簿の媒体の種別が変更されていなかった。	媒体の種別を直ちに修正した。
		法人文書ファイル管理簿に個人情報が明示されていた。	速やかに適切な名称に訂正するよう指示し、 その後改善状況を確認した。
又は保存	時の措置	法人文書ファイル管理簿の保存期間満了時の 措置が誤っていた。	
期間の延 長	廃棄	保存期間満了日以降に行政文書ファイル管理 簿から削除していたが、廃棄されていない文 書があった。	廃棄未処理のファイルの有無について点検を 行い、適宜廃棄を実施した。
		廃棄した法人文書ファイル等で法人文書ファイル管理簿から削除し,移管・廃棄簿に記載していないものがあった。	速やかに改善を行った。
	延長	法人文書ファイルの保存期間延長手続きがな されていないものがあった。	速やかに延長措置を行った。
研修		研修資料・マニュアル等の整備と共有を行い、文書管理についての継続的な周知を行うことが適切。	文書管理関連マニュアル等の整備を行い、研 修等での活用を図る。

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

令和2年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理 法」という。)第2条第3項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。)第2条第1項各 号に規定する「国立公文書館等」(16 施設)

- 公文書管理法第2条第3項第1号 独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館(以下単に「国立公文書館」という。)
- 公文書管理法第2条第3項第2号

行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものと して政令で定めるもの

(公文書管理法施行令第2条第1項)

第1号 宮内庁の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を 行う施設として宮内庁長官が指定したもの

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館(以下「宮内公文書館」という。)

第2号 外務省の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を 行う施設として外務大臣が指定したもの

外務省大臣官房総務課外交史料館(以下「外交史料館」という。)

第3号 独立行政法人等の施設であって、法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等 の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第2条第3項 第1号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの

国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室(以下「北海道大学」という。)

国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室(以下「東北大学」という。)

国立大学法人筑波大学アーカイブズ(以下「筑波大学」という。)

国立大学法人東京大学文書館(以下「東京大学」という。)

国立大学法人東京外国語大学文書館(以下「東京外国語大学」という。)

国立大学法人東京工業大学博物館資史料館部門公文書室(以下「東京工業大学」という。)

国立大学法人東海国立大学機構大学文書資料室(以下「東海国立大学機構」という。)

国立大学法人京都大学大学文書館(以下「京都大学」という。)

国立大学法人大阪大学アーカイブズ(以下「大阪大学」という。)

国立大学法人神戸大学大学文書史料室(以下「神戸大学」という。)

国立大学法人広島大学文書館(以下「広島大学」という。)

国立大学法人九州大学大学文書館(以下「九州大学」という。)

日本銀行金融研究所アーカイブ(以下「日銀アーカイブ」という。)

Ⅱ 対象期間

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 時点を問うものは、令和3年3月31日時点の状況

Ⅲ 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書 その他の文書(以下「歴史公文書等」という。)の適切な保存及び利用等を図 り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明 する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った 基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管(第8条第1項)
- ② 独立行政法人等からの移管(第11条第4項)
- ③ 国の機関(行政機関を除く。)からの移管(第14条第4項)
- ④ 法人その他の団体(国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。)又は個人からの寄贈又は寄託(第2条第7項第4号)による受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

1 保存の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている(公文書管理法第15条第1項及び第2項)。

「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定、令和4年1月25日一部改正。以下「特定歴史公文書等ガイドライン」という。)では、行政機関及び独立行政法人等から受入れを行った歴史公文書等は、生物被害への対処、簡単な措置(例えば、ドライクリーニング、皺伸ばし、不要な付せん・クリップ・ホチキスの針の取外し、綴じ直し)、電子媒体へのコンピュータウイルス対策、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架

を行うこととされている(第2章第1節第3条(留意事項))。また、法人等 又は個人から受入れを行った歴史公文書等については、利用の制限に関する 設定を済ませた後は、行政機関及び独立行政法人等から受け入れた場合と同 様、生物被害への対処、簡単な措置(綴じ直し、皺伸ばし、不要な付せん・ クリップ・ホチキスの針の取外し等)、電子媒体へのコンピュータウイルス 対策、電磁的記録の見読性を確保するための媒体変換等、保存に必要な措置 を施し、識別番号の付与を行い、目録を作成した上で、原則1年以内に排架 を行うこととされている(第2章第1節第4条(留意事項))。

令和3年3月31日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で2,151,429件である。このうち、2,137,058件(99.3%)は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が2,126,834件(99.5%)と大多数を占めており、「電磁的記録」は9,498件(0.4%)となっている。

令和元年度と比べると、総所蔵数が 45,631 件 (対前年度比 2.2%) の増加、目録に記載され排架されているものが 61,119 件 (対前年度比 2.9%) の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が 61,005 件 (対前年度比 3.0%) の増加となっている。(令和 2 年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等については、別添資料 1 を参照)

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが 14,371 件 (0.7%) ある。目録に記載されていない理由としては、外部から寄贈・寄託された文書の分類・整理や目録の作成に時間を要していることや、令和2年度に移管されたものであって、令和3年3月31日現在では受入れからまだ1年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っていることなどがある。

表 1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位:件)

							(単位:件)
	特定歷史公	文書等の総所蔵	E 件数				
+ /- =n /-		目録に記載	された件数	目録未記載	 成の件数		
施設名	旭 权 石		ţ		うち令和2年度		
			文書又は図画	電磁的記録	その他		移管等受入れ
国立公文書館	1, 560, 537	1, 559, 070	1, 555, 661	3, 226	183	1, 467	1, 467
宮内公文書館	94, 524	94, 524	94, 518	6	0	0	0
外交史料館	112, 695	112, 695	112, 695	0	0	0	0
北海道大学	9, 590	9, 548	9, 548	0	0	42	42
東 北 大 学	11, 340	11, 340	11, 237	103	0	0	0
筑 波 大 学	11, 050	9, 920	9, 760	130	30	1, 130	1, 129
東京大学	10, 932	9, 353	9, 263	89	1	1, 579	322
東京外国語大学	6, 419	6, 419	6, 315	104	0	0	0
東京工業大学	692	502	502	0	0	190	190
東海国立大学機構	37, 224	37, 224	37, 073	151	0	0	0
京 都 大 学	85, 094	78, 257	78, 257	0	0	6, 837	0
大 阪 大 学	12, 284	10, 173	10, 098	75	0	2, 111	2, 111
神戸大学	56, 641	56, 641	54, 680	1, 556	405	0	0
広 島 大 学	22, 031	21, 717	21, 197	516	4	314	314
九 州 大 学	14, 570	13, 869	13, 768	0	101	701	701
日銀アーカイブ	105, 806	105, 806	102, 262	3, 542	2	0	0
令和2年度 合計	2, 151, 429	2, 137, 058	2, 126, 834	9, 498	726	14, 371	6, 276
総所蔵件数に占める割合	100.0%	99. 3%	_	_	_	0.7%	0. 3%
目録記載件数に占める割合	_	100.0%	99.5%	0.4%	0.0%	_	_
令和元年度 合計	2, 105, 798	2, 075, 939	2, 065, 829	9, 397	713	29, 859	24, 373
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.6%	_	_	_	1.4%	1. 2%
目録記載件数に占める割合	_	100.0%	99. 5%	0.5%	0.0%	_	

⁽注)1 「電磁的記録」はCD、DVD等である。

(2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、特定歴史公文書等ガイドラインに基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」(事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの)文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 2,137,058 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」(特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの)とされているものは 1,013,908 件 (47.4%)、「一部利用」(特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの)とされているものは 48,962 件 (2.3%)、「全部利用制限」(特定歴史公文書等の全部が利用制限事由に該当するもの)とされているものは 87,360 件 (4.1%)であり、合計 1,150,230 件 (53.8%)が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 986,828 件 (46.2%)となっている。

^{2 「}その他」は写真原板、パネル等である。

なお、令和元年度と比べ、審査済みの件数は、9,575件(対前年度比 0.8%) の増加となっている。

表 2 利用制限区分の状況

(単位:件)

						(単位・行)						
	目録に記載さ	れた件数(再排	曷)									
- 対 力			利	用制限区分の	引							
施設名			審査済み									
		全部利用	一部利用	全部利用制限	(総計)	要審査						
国立公文書館	1, 559, 070	858, 097	7, 542	82, 896	948, 535	610, 535						
宮内公文書館	94, 524	49, 315	2, 735	87	52, 137	42, 387						
外交史料館	112, 695	61, 329	6, 043	0	67, 372	45, 323						
北海道大学	9, 548	1,808	12	1	1, 821	7, 727						
東 北 大 学	11, 340	1, 322	70	0	1, 392	9, 948						
筑 波 大 学	9, 920	1,011	4, 912	26	5, 949	3, 971						
東京大学	9, 353	2, 675	100	909	3, 684	5, 669						
東京外国語大学	6, 419	748	0	0	748	5, 671						
東京工業大学	502	25	5	0	30	472						
東海国立大学機構	37, 224	1, 144	249	12	1, 405	35, 819						
京 都 大 学	78, 257	5, 382	18, 378	0	23, 760	54, 497						
大 阪 大 学	10, 173	260	32	0	292	9, 881						
神戸大学	56, 641	27, 845	8, 528	3, 022	39, 395	17, 246						
広 島 大 学	21, 717	1, 478	265	0	1, 743	19, 974						
九 州 大 学	13, 869	645	8	407	1,060	12, 809						
日銀アーカイブ	105, 806	824	83	0	907	104, 899						
令和2年度 合計	2, 137, 058	1, 013, 908	48, 962	87, 360	1, 150, 230	986, 828						
(割 合)	100.0%	47.4%	2.3%	4. 1%	53.8%	46. 2%						
令和元年度 合計	2, 075, 939	1, 006, 618	47, 188	86, 849	1, 140, 655	935, 284						
(割 合)	100.0%	48.5%	2.3%	4. 2%	54.9%	45. 1%						

⁽注) 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

(3) 特定歴史公文書等の所在不明事案の状況

平成30年度に所在不明であることが判明した宮内公文書館における特定歴史公文書等1件(平成30年8月17日宮内庁公表)については、同館における調査により、同館が保存していないものを特定歴史公文書等として誤って目録に登録していたことが判明した(令和3年3月5日に宮内庁から内閣府へ最終報告書を提出)。

これを踏まえ、内閣府においては、本事案を公文書管理委員会(令和3年4月9日開催)に報告するとともに、国立公文書館等において特定歴史公文書等の紛失・誤廃棄等が発生した場合に必要となる手続き等を盛り込んだ特定歴史公文書等ガイドラインの改正を行った(同年4月19日施行)。また、公文書管理委員会(同年7月26日開催)において、同ガイドライン改正を踏まえた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め」の一部改正案が諮問され、適当である旨の答申がなされた。

なお、宮内公文書館においては、誤って登録されていた特定歴史公文書等

1件を目録から削除するとともに、その旨を公表した(令和3年4月22日に宮内庁から内閣府に報告)。また、同様の事案の再発を防ぐため、より適切な特定歴史公文書等の保存、移管手続きにおける確認作業の徹底、同館職員向け研修において正確性に留意した移管作業を周知する等の取組を行っている。

2 移管等受入れの状況

令和2年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表3のと おり、39,475件(総所蔵件数の1.8%)となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが 22,702件(57.5%)、②独立行政法人等から移管されたものが 13,537件(34.3%)、③司法機関から移管されたものが 1,582件(4.0%)、④民間その他の団体等から寄贈・寄託されたものが 1,654件(4.2%)となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

表3 移管等受入れ件数

	移管等受入れ	ル件数				(平匹・川)
施設名			į	移管元機関の別	I	
		行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体等
国立公文書館	22, 983	21, 040	26	1, 582	0	335
宮内公文書館	562	464			0	98
外交史料館	1, 198	1, 198			0	0
北海道大学	42	/	42	/	0	0
東北大学	1,013	/	1,013		0	0
筑 波 大 学	1, 129		1, 128		0	1
東京大学	651		651		0	0
東京外国語大学	211		211		0	0
東京工業大学	25		25		0	0
東海国立大学機構	1,758		1, 558		0	200
京 都 大 学	3, 513		2, 724		0	789
大 阪 大 学	2, 111		2, 111		0	0
神 戸 大 学	1,513		1, 324		0	189
広 島 大 学	314		314		0	0
九 州 大 学	701		701		0	0
日銀アーカイブ	1,751	/	1, 709	/	0	42
令和2年度 合計	39, 475	22, 702	13, 537	1, 582	0	1, 654
(割 合)	100.0%	57. 5%	34. 3%	4. 0%	_	4. 2%
令和元年度 合計	71, 401	38, 959	21, 990	1,860	0	8, 592
(割 合)	100.0%	54.6%	30.8%	2.6%	_	12.0%

- (注)1 「割合」は、移管等受入れ件数に占める割合を表す。
 - 2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。
 - 3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。
 - 4 行政機関等からの報告による「行政文書の管理の状況」「法人文書の管理の状況」上の移管数との相違については、行政機関等では行政(法人)文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位(識別番号単位)ごとに計上しているためである。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている(公文書管理法第16条第1項)。

令和2年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、 6,374 件であり、令和元年度と比べて 3,964 件(対前年度比 38.3%)の減少 となっている。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本 人から利用請求があった場合については、公文書管理法第 17 条に別途の取 扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは 6,374 件のうち 8 件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が4,904件行われている。

表 4 利用請求件数

	利用請求作	‡数(移管元行政	機関等による利用	の特例を除く)	(杂类) 投篇	元行政機関等
施設名			うち本人から 件	の利用請求の 数		の特例の件数
年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
国立公文書館	2, 933	3, 590	8	6	250	759
宮内公文書館	585	1,518	0	0	1,635	3, 067
外交史料館	1, 402	1, 795	0	0	132	512
北海道大学	88	62	0	62	4	6
東 北 大 学	25	36	0	0	7	20
筑 波 大 学	2	2	0	0	0	0
東京大学	2	107	0	0	0	12
東京外国語大学	7	510	0	0	0	0
東京工業大学	0	4	0	0	0	0
東海国立大学機構	72	1, 207	0	0	593	267
京 都 大 学	919	823	0	0	111	303
大 阪 大 学	2	40	0	0	2	28
神戸大学	172	394	0	0	24	45
広 島 大 学	9	5	0	0	31	102
九州大学	58	147	0	0	0	0
日銀アーカイブ	98	98	0	0	2, 115	2, 540
合計	6, 374	10, 338	8	68	4, 904	7, 661

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、令和2年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった8,166件に対し、6,330件(77.5%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、令和3年3月31日現在、処理が完了していないもの(処理中)は1,497件(18.3%)となっている。

表 5 利用請求の処理状況

施設名	利用請求件数	令和元年度に利用 請求があり、繰り越	利用	目請求の処理*	犬況
施 設 名	(再掲)	音水があり、繰り越	処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	2,933	359	2,948	25	319
宮内公文書館	585	357	850	13	79
外交史料館	1,402	1,070	1,077	301	1,094
北海道大学	88	0	88	0	0
東 北 大 学	25	0	25	0	0
筑 波 大 学	2	0	2	0	0
東京大学	2	0	2	0	0
東京外国語大学	7	0	7	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	72	0	72	0	0
京 都 大 学	919	0	919	0	0
大 阪 大 学	2	0	2	0	0
神 戸 大 学	172	0	172	0	0
広 島 大 学	9	0	9	0	0
九州大学	58	0	58	0	0
日銀アーカイブ	98	6	99	0	5
令和2年度 合計	8,1	66	6,330	339	1,497
(割 合)	100).0%	77.5%	4.2%	18.3%
令和元年度 合計	11,8	884	9,512	580	1,792
(割 合)	100	0.0%	80.0%	4.9%	15.1%

⁽注) 1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

^{2 「}割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和2年度には、表6のとおり、6,352件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は 5,138件 (80.9%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は 1,205件 (19.0%)、全部利用制限(全部に利用制限情報が含まれており利用できない旨の決定)は 9件 (0.1%)となっている。

また、一部利用決定がなされた 1,205 件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第 16 条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ)が 868 件(72.0%)と最も多く、次いで国の安全等に関する情報(同項第 1 号ハ)358 件(29.7%)、法人等に関する情報(同項第 1 号ロ及び第 2 号ロ)156 件(12.9%)、公共の安全等に関する情報(同項第 1 号ニ)142 件(11.8%)となっている。

表 6 利用決定の状況

	利用決定	≘件数																			14.	
			一部利	用決定									全部利用	目制隊	艮							
施設名		全部			禾	刊用制图	艮事由(法16条請	亥当性)					利用	制限	と事 に	由(法16	条該当	í性)		形
		利用 決定			1号	r		2号	ļ-	3	4	5			15	寻		2号	3	4	5	式不
				イ	D	ハ	=	イ	П	号	号	号		イ	D	ハ	=	イロ	中中	号	号	備
国立公文書館	2,974	2,632	342	286	66	8	2	3	2	32	3	22	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0
宮内公文書館	850	699	151	130	1	5	58				0	0	0	0	0	0	0	/		0	0	0
外交史料館	1,077	506	571	308	83	345	82				0	0	0	0	0	0	0	/_		0	0	0
北海道大学	88	84	4					4	0		0	0	0					0 (1	0	0	0
東北大学	25	24	1					1	0		0	0	0					0 (0	0	0
筑 波 大 学	2	2	0				/	0	0		0	0	0				/	0 (0	0	0
東京大学	2	2	0					0	0		0	0	0			/		0 (0	0	0
東京外国語大学	7	7	0					0	0		0	0	0					0 (0	0	0
東京工業大学	0	0	0			/		0	0		0	0	0			/		0 (0	0	0
東海国立大学機構	72	62	1					1	0		0	0	9		/	′		0 9		0	0	0
京 都 大 学	919	833	86					86	0		0	0	0					0 (0	0	0
大 阪 大 学	2	2	0	/	/			0	0		0	0	0		/			0 (0	0	0
神戸大学	172	144	28	/				28	0		0	0	0	,	/			0 (0	0	0
広 島 大 学	5	3	2					2	0		0	0	0	/				0 (0	0	0
九 州 大 学	58	58	0					0	0		0	0	0	/				0 (0	0	0
日銀アーカイブ	99	80	19	/				19	4		0	0	0	/				0 (0	0	0
令和2年度 合計	6,352	5,138	1,205	724	150	358	142	144	6	32	3	22	9	0	0	0	0	0 9	0	0	0	0
(割 合)	100.0%	80.9%	19.0%				-	_					0.1%					_				
令和元年度 合計	9,723	8,074	1,649	929	152	357	165	372	28	19	1	32	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0
(割 合)	100.0%	83.0%	17.0%	•			-	_					0.0%					_				

- (注)1 利用制限事由欄の数は延べ数である(1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため)。
 - 2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数(表5:6,330件)と必ずしも一致しない。
 - 3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。
 - 4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。
 - 5 斜線部分は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

特定歴史公文書等ガイドライン(第3章第1節第15条)では、利用決定 までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合:速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等:30 日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合:②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合:相当の部分について 60 日以内に利用 決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

ア 利用決定までの期間

令和2年度中になされた利用決定 6,352 件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、延長をしなかった 4,435 件 (69.8%) については、即日に利用決定を行ったものは 1,794 件 (28.2%)、30 日以内に利用決定を行ったものは 2,641 件 (41.6%) であった。

また、30 日以内の延長を行った 84 件(1.3%)については、全て期限内に利用決定がなされた。特例延長を行った 1,833 件(28.9%)については、期限内に利用決定がなされたものは 1,821 件(28.7%)、期限を超過したものは 12 件(0.2%)であった。

上記の期限超過12件は国立公文書館で発生した事案であるが、このうち7件は特例延長を適用した当該事案と同時期に別の著しく大量の利用請求があったことに加え、利用請求に係る特定歴史公文書等に判読困難なくせ字や外国語の記述が多くあったこと等により、審査に時間を要し、期限超過をしたものである。これに対し、同館においては、利用請求に係る特定歴史公文書等の量、利用制限事由に関する審査の難易度、劣化の状況等をより慎重に考慮し、利用決定までの審査のスケジュールを立てることとしている。また、残りの5件は新型コロナウイルス感染症の国内発生状況を踏まえた休館に伴う職員の縮減勤務という予期せぬ事態が生じたことにより、審査のための時間の確保が困難であったため、期限超過をしたものである。

表7 利用決定までの期間

(単位:件)

	利用決定	と件数(再	揭)								(半位, 干)
施 設 名		延長をし	なかったも	₅ の		30日以	内の延長		特例延出	亳	
			即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過
国立公文書館	2,974	2,541	631	1,910	0	29	29	0	404	392	12
宮内公文書館	850	436	0	436	0	42	42	0	372	372	0
外交史料館	1,077	10	0	10	0	10	10	0	1,057	1,057	0
北海道大学	88	88	0	88	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	25	25	8	17	0	0	0	0	0	0	0
筑 波 大 学	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	7	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	72	72	71	1	0	0	0	0	0	0	0
京 都 大 学	919	919	919	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪 大 学	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	172	172	163	9	0	0	0	0	0	0	0
広 島 大 学	5	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	58	58	0	58	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	99	96	0	96	0	3	3	0	0	0	0
令和2年度 合計	6,352	4,435	1,794	2,641	0	84	84	0	1,833	1,821	12
(割 合)	100.0%	69.8%	28.2%	41.6%	0.0%	1.3%	1.3%	0.0%	28.9%	28.7%	0.2%
令和元年度 合計	9,723	7,352	2,816	4,474	0	374	374	0	1,997	1,963	34
(割 合)	100.0%	75.6%	29.0%	46.0%	0.0%	3.8%	3.8%	0.0%	20.5%	20.2%	0.3%

⁽注) 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30 日以内の延長をした理由

特定歴史公文書等ガイドラインでは、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができるとされている(第3章第1節第15条第3項)。

令和2年度に30日以内の延長を行った84件について、その適用理由をみると、表8のとおり、審査が困難で時間を要したものが46件(54.8%)、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが37件(44.0%)であった。

表8 30日以内の延長をした理由

	1					(単位:件)
	30日以内の延	長を行った件数	((再掲)			
施設名		審査困難	対象文書が大量	第三者からの意見書 提出に時間を要した		その他の理由
国立公文書館	29	28	0	0	0	1
宮内公文書館	42	15	27	0	0	0
外交史料館	10	0	10	0	0	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0
東 北 大 学	0	0	0	0	0	0
筑 波 大 学	0	0	0	0	0	0
東 京 大 学	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0
京 都 大 学	0	0	0	0	0	0
大 阪 大 学	0	0	0	0	0	0
神 戸 大 学	0	0	0	0	0	0
広 島 大 学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	3	3	0	0	0	0
令和2年度 合計	84	46	37	0	0	1
(割 合)	100.0%	54.8%	44.0%	0.0%	0.0%	1.2%
令和元年度 合計	374	88	286	0	0	0
(割 合)	100.0%	23.5%	76.5%	0.0%	0.0%	0.0%

⁽注)1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数(合計)とは必ずしも一致しない。

ウ 特例延長の処理状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定することができるとしている(第3章第1節第15条第4項)。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は 1,833 件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表 9 のとおり、 351 件(19.1%)については利用請求から 60 日以内に利用決定がなされ、利用決定が 61 日から 90 日以内に行われたものが 50 件(2.7%)、91 日から半年以内が 133 件(7.3%)、半年超から 1 年以内が 1,006 件(54.9%) となっており、 1 年を超過したものが 293 件(16.0%) という状況であった。

^{2 「}割合」は、30日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

表 9 特例延長の処理状況

(単位:件)

										(単位:作)
					特例延長を行	テった件数(再	掲)			
	施	設	名				利用請求から	利用決定まで	に要した日数	
						60日以内	61日~90日	91日~半年	半年超~1年	1年超
国	立ク	文 之	:書	館	404	120	41	93	83	67
宮	内々	文 么	:書	館	372	61	7	31	273	0
外	交	史	料	館	1,057	170	2	9	650	226
北	海	道	大	学	0	0	0	0	0	0
東	北	-	大	学	0	0	0	0	0	0
筑	波	-	大	学	0	0	0	0	0	0
東	京	-	大	学	0	0	0	0	0	0
東	京 外	国	語大	学	0	0	0	0	0	0
東	京コ	二業	美 大	学	0	0	0	0	0	0
東海	毎国	立大	学機	樣構	0	0	0	0	0	0
京	都		大	学	0	0	0	0	0	0
大	阪	-	大	学	0	0	0	0	0	0
神	戸		大	学	0	0	0	0	0	0
広	島	-	大	学	0	0	0	0	0	0
九	州	-	大	学	0	0	0	0	0	0
日:	銀ア	_	カイ	ブ	0	0	0	0	0	0
宁	3和2	年度	合言	+	1,833	351	50	133	1,006	293
	(害	计台	<u>,</u>		100.0%	19.1%	2.7%	7.3%	54.9%	16.0%
令	和元	年度	き合詞	<u> </u>	1,997	637	102	254	780	224
	(害	1) 台	<u>})</u>		100.0%	31.9%	5.1%	12.7%	39.1%	11.2%

⁽注) 「割合」は、特例延長を行った件数に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第 19 条及び公文書管理法施行令第 24 条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表 10 のとおり、利用件数 4,926 件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが 1,964 件、写しの交付によるものが 2,962 件となっている。なお、利用件数は令和元年度と比べて、3,447 件(対前年度比 41.2%)の減少となっている。

表 10 利用の状況

	利用件数									平位・円/
		DD 654	写しの交	付						
施設名		閲覧 視聴			文書又は	図画		電	遠磁的記 録	禄
		聴取		用紙への複写	スキャニング	マイクロフィルム	その他	印画	複写	その他
				(枚)	(枚)	(コマ)	(枚)	(枚)	(枚)	(枚)
国立公文書館	2,032	251	1,781	4,346	183,864	0	0	0	8	0
宮内公文書館	293	286	7	6	67	0	0	0	0	0
外交史料館	31	29	2	218	386	0	0	0	0	0
北海道大学	88	10	78	0	0	0	356	0	0	0
東北大学	219	97	122	28	0	0	0	0	94	0
筑 波 大 学	2	0	2	37	0	0	0	0	0	0
東京大学	638	0	638	167	446	0	0	0	25	0
東京外国語大学	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	181	142	39	0	178	0	0	0	0	0
京 都 大 学	1,090	919	171	753	55	0	0	0	0	0
大 阪 大 学	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
神 戸 大 学	180	150	30	81	49	0	0	0	0	0
広 島 大 学	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	58	58	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	100	8	92	1,217	15,273	0	0	39	3	0
令和2年度 合計	4,926	1,964	2,962	6,853	200,318	0	356	39	130	0
令和元年度 合計	8,373	4,736	3,637	10,495	265,286	0	18	11	25	0

⁽注) 令和2年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数(表6:6,352件)を満たしていない。

6 審査請求の状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、 国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法(平成26年法律第68号)によ る審査請求をすることができる(公文書管理法第21条第1項)。

また、この審査請求がなされた場合、当該審査請求を受けた国立公文書館等の長は、①審査請求が不適法であり却下する場合、②全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている(同条第4項)。

令和2年度には、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る 審査請求は、表11のとおり、国立公文書館で1件、宮内公文書館で1件であった。

表 11 審査請求の処理件数

(単位:件)

													(1 124 • 1 1	/
						利月	目請求	に対す	る処分に	係る審査				
		審查	請求作	牛数	処理	里件数								
左 庄	佐 記 夕						/		A 1	公式	大書管理	委員会に	:諮問した=	事件
年度	施設名		継続	新規		却下	処理中	諮 問準備中	全部利 用に変 更	諮問中	決 定準備中	裁決済み	答申と異なる裁決	諮問の 取下げ
令和2年度	国立公文書館	1	0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
77112年度	宮内公文書館	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
令和元年度	宮内公文書館	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0

⁽注) 「裁決済み」とは、審査請求を受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第 21 条第 4 項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う審査請求に対する裁決(行政不服審査法第 44 条)がなされていることをいう。

7 訴訟の状況

令和2年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分 又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている (公文書管理法第23条)。

(1) 簡便な方法による利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第16条第1項に基づく利用請求の手続を経なくとも、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが望ましいとしている(第3章第2節第22条第1項(留意事項))。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表 12 のとおり、19,697 件が簡便な方法によって利用に供されており、令和元年度と比べると、25,304 件(対前年度比 56.2%)の減少となっている。利用方法の内訳としては、閲覧による利用が 18,997 件 (96.4%)、複写物の提供による利用が 700 件 (3.6%) となっている。

なお、利用請求による利用件数(4,926件)との合計件数(24,623件)に おいても、令和元年度(53,374件)に比べ、28,751件(対前年度比53.9%) 減少している。また、年間閲覧者は合計3,156人であり、前年度から4,166人(対前年度比56.9%)減少している。

表 12 簡便な方法による利用の状況

	簡便な方	法による利	用に供した	件数				利用請求	求による利	用件数	簡便な	(平位:117 2方法	
施設名		閲覧件数	ζ		複写物	の提供件数		(再掲)			利用	請求	
			閲覧冊数	閲覧巻数 (巻)		複写冊数	複写巻数 (巻)		閲覧等	写しの 交付	利用件数	年間閲覧者数(人)	
国立公文書館	9,423	9,375	16,005	19	48	57	0	2,032	251	1,781	11,455	1,807	
宮内公文書館	4,218	4,023	4,023	0	195	195	0	293	286	7	4,511	313	
外交史料館	5,581	5,184	5,184	451	397	314	83	31	29	2	5,612	465	
北海道大学	13	13	13	0	0	0	0	88	10	78	101	10	
東北大学	76	74	74	0	2	2	0	219	97	122	295	37	
筑 波 大 学	221	221	413	0	0	0	0	2	0	2	223	223	
東京大学	28	0	0	0	28	28	0	638	0	638	666	0	
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	2	
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東海国立大学機構	7	7	7	0	0	0	0	181	142	39	188	26	
京 都 大 学	0	0	0	0	0	0	0	1,090	919	171	1,090	62	
大 阪 大 学	1	1	2	0	0	0	0	2	2	0	3	1	
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	180	150	30	180	17	
広 島 大 学	4	4	4	0	0	0	0	5	5	0	9	5	
九 州 大 学	125	95	95	0	30	30	0	58	58	0	183	183	
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	100	8	92	100	5	
令和2年度 合計	19,697	18,997	25,820	470	700	626	83	4,926	1,964	2,962	24,623	3,156	
(割 合)	100.0%	96.4%	_	_	3.6%	-	_		_		-		
令和元年度 合計	45,001	43,688	64,694	1,282	1,313	645	333	8,373	4,736	3,637	53,374	7,322	
(割 合)	(割合) 100.0% 97.1% —			-	2.9%		_		_		_		

⁽注) 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成するとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電磁的記録による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている(第2章第2節第7条(留意事項))。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表 13 のとおり、令和 2 年度に新規作成された件数は、「文書又は図画」29,625 件、「電磁的記録」84 件となっており、前年度までに作成されたものを含めると、「文書又は図画」435,413 件、「電磁的記録」3,526 件、全体で438,939 件となる。

表 13 複製物の作成の状況

(単位:件、冊、コマ)

				複製物作	作成件数								(1 2.11 (
	+ <i>t-</i> - ≃1	n. <i>1</i> -			文書又に	は図画						電磁的	記録	
,	施設	艾 名				前年度ま	でに作成済	み	令和2年	度に新規作	≕成		前年度まで	令和2年度
							冊数	コマ数		冊数	コマ数		に作成済 み	に新規作 成
国立	. 公	文 書	館	350,614	350,614	323,288	323,288	28,711,759	27,326	27,326	2,103,074	0	0	0
宮内	1 公	文 書	館	10,388	10,388	8,702	0	619,688	1,686	0	141,559	0	0	0
外 3	交 妓	ヒ 料	館	45,203	45,203	44,772	44,772	9,980,321	431	431	122,042	0	0	0
北海	毎 道	道 大	学	81	81	44	44	0	37	37	0	0	0	0
東	北	大	学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑	波	大	学	41	0	0	0	0	0	0	0	41	0	41
東	京	大	学	239	0	0	0	0	0	0	0	239	213	26
東京	外目	■語 大	学	38	38	0	0	0	38	38	5,865	0	0	0
東京	ĮΙ	業大	学	89	0	0	0	0	0	0	0	89	75	14
東海	国立	大学榜	&構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京	都	大	学	18,418	18,418	18,390	1,016	826,762	28	23	15,918	0	0	0
大	阪	大	学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神	戸	大	学	948	946	919	17	21,948	27	0	1,847	2	2	0
広	島	大	学	263	263	263	263	47,598	0	0	0	0	0	0
九	州	大	学	95	95	55	55	0	40	0	40	0	0	0
日銀	!アー	ーカィ	゚゚ブ	12,522	9,367	9,355	10,684	0	12	96	0	3,155	3,152	3
令和	和2年	度合	計	438,939	435,413	405,788	380,139	40,208,076	29,625	27,951	2,390,345	3,526	3,442	84
令和	口元年	度 合	計	395,993	392,551	355,168	344,143	37,651,466	37,383	36,025	2,556,610	3,442	3,382	60

⁽注)1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている(第3章第2節第22条第2項)。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表 14 のとおり、実施しているのは、国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、東京大学、京都大学、神戸大学及び日銀アーカイブの7館となっている。

令和 2 年度における特定歴史公文書等の提供数は 366,755 件、31,451,212 コマであり、これに対して、年間で 1,553,802 件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、 令和元年度と比べると、件数で 29,821 件 (対前年度比 8.9%)、コマ数で 2,286,239 コマ (対前年度比 7.8%) の増加となっている。

^{2 1}件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

表 14 デジタルアーカイブの実施状況

(単位:件、コマ)

							(月	草位:件、コマ)
				,	デジタルアーカ	イブ		
施設	名	実施の有無		公文書等の 件数	特定歴史公 提供	公文書等の コマ数	年間アク	セス件数
年月	变	令和2年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
国立公	文書飢	有	350,741	323,415	30,830,020	28,726,946	1,117,313	856,575
宮内公	文書飢	有	6,697	4,324	406,975	227,504	305,665	234,393
外交史	! 料 飢	有	709	709	1,536	1,536	39,314	38,938
北海道	i 大 学	無				_		
東北	大	無無				_		
筑 波	大 芎	無無	_					
東京	大 芎	有	1,980	1,899	116,870	118,202	88,636	210,346
東京外国	語大学	無無				_		
東京工	業大学	無無						
東海国立力	大学機構	無 無				_		
京都	大 芎	有	5,718	5,714	76,438	75,251	不明	不明
大 阪	大	無無						
神戸	大 学	有	860	1,477	1,557			
広 島	大学	無無				_		
九州	大 学	無無		*			***************************************	
日銀アー	- カイフ	有	50	21	3,659	196	1,397	2,178
合計	計	_	366,755	336,934	31,451,212	29,164,973	1,553,802	1,343,987

⁽注) 京都大学のデジタルアーカイブは、アクセス統計機能を有していないため、年間アクセス件数の値を「不明」としている。

(4) 展示会及び見学会の開催状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の特定歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている(第3章第2節第23条(留意事項))。

国立公文書館等において、令和2年度に開催された展示会(主催又は共催の展示、外部展示等を含む。)は、表15のとおり、38回開催されており、合わせて105,134人が来場している。また、見学会は67回開催しており、455人の見学者を受け入れている。

なお、令和元年度と比べて、展示会の入場者数は 425, 287 人(対前年度比 80.2%)、見学会の入場者数は 2,881 人(対前年度比 86.4%)の減少となっている(展示会の開催状況については、別添資料 2 を参照)。

表 15 展示会及び見学会の開催状況

(単位:回、人)

施設名		展	示会		見学会					
施設名	開催	回数	入場	者数	開催	回数	入場者数			
年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度		
国立公文書館	8	11	9, 868	53, 093	33	140	297	2, 176		
宮内公文書館	1	4	3, 865	96	0	3	0	5		
外交史料館	3	6	767	9, 277	20	38	79	700		
北海道大学	5	8	73	1, 594	6	42	34	169		
東北大学	4	5	66	3, 697	0	0	0	0		
筑 波 大 学	0	1	0	25	4	22	27	66		
東京大学	1	4	0	415	0	7	0	17		
東京外国語大学	3	5	33, 837	181, 731	0	4	0	14		
東京工業大学	1	1	98	23	0	8	0	49		
東海国立大学機構	1	1	不明	1, 434	1	4	2	39		
京 都 大 学	4	4	6, 289	45, 679	1	5	8	22		
大 阪 大 学	1	1	不明	不明	0	1	0	4		
神 戸 大 学	1	5	1, 649	10,624	2	3	8	28		
広 島 大 学	1	3	250	470	0	0	0	0		
九州大学	1	2	0	408	0	10	0	47		
日銀アーカイブ	3	5	48, 372	221, 855	0	0	0	0		
合計	38	66	105, 134	530, 421	67	287	455	3, 336		

- (注)1 「東京外国語大学」の展示施設は、同大学の図書館入口に設置され、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数については図書館全体の合計数を記載している。また、同展示施設以外で開催された展示会については、アーカイブ資料展示部分のみの集計が困難であることから、入場者数に含めていない。
 - 2 「東海国立大学機構」及び「大阪大学」の展示会は、展示入場者数の集計を行っていないため、「不明」 と記載している。
 - 3 「日銀アーカイブ」の展示会は、日本銀行金融研究所貨幣博物館等の施設において他の資料と併せて同行の展示として行われていることから、入場者数については、展示会全体の合計数を記載している。

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

特定歴史公文書等ガイドラインでは、国立公文書館等以外の機関での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共目的のある行事への積極的な対応のほか、地方公共団体をはじめとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出の機会の増加に努めることも重要であるとしている(第3章第2節第24条(留意事項))。

令和2年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表 16のとおり、全体で286件となっており、その内訳をみると、国の機関へ1件(0.3%)、独立行政法人等へ26件(9.1%)のほか、地方公共団体へ25件(8.7%)、民間その他の団体へ234件(81.8%)となっている。

表 16 特定歴史公文書等の貸出件数

	特定歷史	公文書	等の質	出件数	<u></u>										(半江.	117
		国立公文書館等			国の核	幾関		独立行政	汝法人等		地方公共	共団体		民間その	の他の団体	Ž
施設名			貸出期間	間1ヶ月		貸出期	間1ヶ月		貸出期間	17ヶ月		貸出期	間1ヶ月		貸出期間	引1ヶ月
			以内	超	,	以内	超	,	以内	超		以内	超		以内	超
国立公文書館	39	0	0	0	0	0	0	5	0	5	19	0	19	15	0	15
宮内公文書館	17	0	0	0	0	0	0	11	0	11	6	0	6	0	0	0
外交史料館	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
北海道大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑 波 大 学	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	215	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	213	0	213
京 都 大 学	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
大 阪 大 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	11	0	0	0	0	0	0	7	6	1	0	0	0	4	0	4
広 島 大 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九 州 大 学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度 合計	286	0	0	0	1	1	0	26	7	19	25	0	25	234	1	233
(割 合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	9.1%	2.4%	6.6%	8.7%	0.0%	8.7%	81.8%	0.3%	81.5%
令和元年度 合計	239	2	0	2	0	0	0	50	43	7	143	32	111	44	21	23
(割 合)	100.0%	0.8%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	20.9%	18.0%	2.9%	59.8%	13.4%	46.4%	18.4%	8.8%	9.6%

⁽注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている(第3章第2節第25条(留意事項))。

この原本の特別利用の状況をみると、表 17 のとおり、令和 2 年度には、 国立公文書館で 6 件、宮内公文書館で 4 件、筑波大学で 1 件となっている。 なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書等としては、国立公文書

館では、「大乗院文書」など、宮内公文書館では、「明治大嘗祭図」など、筑

波大学では、「変化する「モノと人」」である。

表 17 原本の特別利用の状況

						(単位:件)	
+ / =n, /-	原本の特別	利用の件数					
施設名			文書又	は図画	電磁的記録その他		
年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	
国立公文書館	6	7	6	7	0	0	
宮内公文書館	4	0	4	0	0	0	
外交史料館	0	14	0	14	0	0	
北海道大学	0	0	0	0	0	0	
東北大学	0	0	0	0	0	0	
筑 波 大 学	1	0	1	0	0	0	
東京大学	0	0	0	0	0	0	
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	
京 都 大 学	0	0	0	0	0	0	
大 阪 大 学	0	0	0	0	0	0	
神戸大学	0	0	0	0	0	0	
広 島 大 学	0	0	0	0	0	0	
九州大学	0	0	0	0	0	0	
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	
合計	11	21	11	21	0	0	

(7) レファレンスの実施状況

特定歴史公文書等ガイドラインでは、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するためには、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。レファレンスの具体的内容は、国立公文書館等の体制、所蔵資料の性格等により異なるものであるが、例えば、以下のようなものが考えられる(第3章第2節第26条(留意事項))。

- ① 特定歴史公文書等の利用に関する情報の提供
- ② 特定歴史公文書等の目録に関する情報の提供
- ③ 特定歴史公文書等の検索方法に関する情報の提供
- ④ 特定歴史公文書等に関する参考文献
- ⑤ 他の公文書館等に関する情報の提供

令和2年度において、国立公文書館等では、上述の具体的内容に該当する レファレンスが行われているほか、その他の情報の提供として、例えば、大 学の歴史に関する情報などが提供された。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている(公文書管理法第15条第1項)。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができるとされている(公文書管理法第25条)。

令和2年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、 及び向上させるために必要な研修を行うものとされている(公文書管理法第32条第2項)。

加えて、特定歴史公文書等ガイドラインにおいて、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を行うこともできるとされている。また、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修の機会を与えるものとし、必要に応じて、その研修を実施することもできるとされている。(第5章第30条)

これらに基づき、国立公文書館等では、表 18 のとおり、令和 2 年度中に 53 回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から 6,312 人が参加している。

また、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表 19 のとおり、令和 2 年度中は計 33 回の講師派遣(関係機関からの参加者計 3,958 人)が行われている。

表 18 研修の実施回数及び参加者数

(単位:回、人)

	研修の約	総実施回数	:								(中匹・1	
施設名		総参加者数		書館等のする研修	行政機関に対する		独立行政 職員に対	法人等の する研修		団体のする研修	民間団体の者への	
		1日 数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
国立公文書館	14	2,104	1	40	8	1,262	3	706	2	96	0	0
宮内公文書館	2	55	1	1	1	54	0	0	0	0	0	0
外交史料館	9	14	9	14	0	0	0	0	0	0	0	0
北海道大学	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
筑 波 大 学	10	30	10	30	0	0	0	0	0	0	0	0
東京大学	1	75	0	0	0	0	1	75	0	0	0	0
東京外国語大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京工業大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東海国立大学機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都 大 学	3	70	0	0	0	0	3	70	0	0	0	0
大 阪 大 学	2	3,591	0	0	0	0	2	3,591	0	0	0	0
神戸大学	3	139	2	7	0	0	1	132	0	0	0	0
広 島 大 学	2	117	0	0	0	0	2	117	0	0	0	0
九 州 大 学	1	40	0	0	0	0	1	40	0	0	0	0
日銀アーカイブ	5	73	4	41	0	0	1	32	0	0	0	0
令和2年度 合計	53	6,312	28	137	9	1,316	14	4,763	2	96	0	0
(割 合)	100.0%	_	52.8%	_	17.0%	_	26.4%	_	3.8%	_	0.0%	_
令和元年度 合計	56	7,827	21	214	10	1,727	20	5,736	2	145	3	5
(割合)	100.0%	_	37.5%	-	17.9%	_	35.7%	_	3.6%	_	5.4%	_

⁽注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 19 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位:回、人)

	講師派達	豊の総実施	i回数								(+111.	講師派遣の総実施回数								
施設名		総参加			行政機関 派遣	への講師	独立行政 の講師派		地方公共 講師派遣		民間団体 派遣	への講師								
		者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数								
国立公文書館	官 20	3,331	0	0	10	2,955	0	0	3	193	7	183								
宮内公文書館	自 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
外交史料館	自 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
北海道大学	ź 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
東北大	ź 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
筑 波 大	É 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
東京大学	≠ 5	223	3	144	0	0	1	42	0	0	1	37								
東京外国語大学	ź 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
東京工業大学	É 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
東海国立大学機構	對 1	152	0	0	0	0	1	152	0	0	0	0								
京 都 大	ź 1	35	0	0	0	0	1	35	0	0	0	0								
大阪大	ź 1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	1	54								
神戸大	∮ 2	53	1	53	0	0	1	不明	0	0	0	0								
広島大	∮ 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
九州大	∮ 3	110	0	0	0	0	3	110	0	0	0	0								
日銀アーカイン	<i>j</i> 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
令和2年度	33	3,958	4	197	10	2,955	7	339	3	193	9	274								
(割 合)	100.0%	_	12.1%	_	30.3%	_	21.2%	_	9.1%	_	27.3%	_								
令和元年度	40	6,461	3	181	10	4,868	7	274	10	382	13	756								
(割 合)	100.0%	_	7.5%	_	25.0%	_	17.5%	_	25.0%	_	32.5%	_								

⁽注)1 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

⁽注) 2 「神戸大学」の独立行政法人等への講師派遣に関する参加者数については、集計を行っていないため、「不明」と記載している。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び 利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、令和2 年度中には、以下のような取組が行われている。

<特定歴史公文書等の保存>

- ・ 大学史編纂事業(150周年事業)の実施に伴い、本学関係資料群の調査・収 集を進め、学内に残された関係文書の調査を進めた。(東京外国語大学)
- ・ 従来のアナログ式温湿度記録計に加えて温度・湿度を自動でデジタル測定・記録するデータロガーを書庫、閲覧室、展示ホールにそれぞれ設置し、温湿度のデータ管理を開始することにより、保存環境の状態をより正確に把握することができるようになった。(神戸大学)
- ・ 明治・大正期の劣化資料を中心に 18 冊について、修復および複製マイクロフィルムの作成、複製デジタル版の作成等の保存措置を実施した。(日銀アーカイブ)

<利用の促進等>

- ・ 明治天皇の御手許に報告・献上された資料群「明治天皇御手許書類」を始めとした、明治期の所蔵資料のデジタル・アーカイブ化を進めるべく、5か年計画の第三年度として、約900件の撮影を行った。(宮内公文書館)
- ・ 大学の授業「近代日本のなかの東京外国語大学」を主催し、受講者に文書 館の所蔵する歴史資料の紹介を交え講義を行った。(東京外国語大学)
- ・ 利用者に対する感染予防対策(「三密」回避)の一環として、閲覧室前の 空きスペースに簡易な臨時閲覧室を仮設した。(神戸大学)

くその他>

・ 館員が監査担当者の指名を受け、監査室、財務・総務室総務グループとと もに内部監査に同行し、法人文書管理に関する状況監査を実施した(平成 26 年度以降継続)。(広島大学)

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

<資料>

資料1 令和2年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等

資料2 展示会の開催状況

施設名	番号	令和2年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等の名称
	1	法令案審議録(平1)
	2	育児休業法の改正及び両立支援の推進に関する改正について (勤務時間第1班分) (平21) 自動車損害賠償保障法施行令改正 (平1)
国立公文書館	4	技能向上対策費補助金原議(中央職業能力開発協会費・2014年度)(平26)
	5	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令【平成16年】 (平16)
	6 7	庁議記録(気象庁・昭35〜昭37) 宇宙環境利用研究シナリオ(正) 微小重力科学、ライフサイエンス、宇宙医学、微小重力物理学
	1	プロ探視が用効光マテクス(エ) 「個小量力料子、フィッケイニング、デ田医子、個小量力物理子 賜与録 平成元年
	2	外賓参内録平成元年10月ジンバブエ国大統領閣下 1/2
宮内公文書館	3	御製・御歌綴 平成21年 帰朝御届(明治6年4月24日付東京府宛東伏見宮家従五十君義達,東伏見宮嘉彰親王の英国留学につき)
	5	儀式献立明細(大正大礼)
	1	海部総理米国、カナダ、メキシコ訪問(1989年)/米国
	3	サッチャー英国首相訪日(1989年) APEC閣僚会議(第1回)
	4	サミット第15回アルシュ会議(個別問題)
外交史料館	5	昭和天皇大喪の礼(日・諸外国外相会談)
	6 7	即位の礼(日・諸外国要人会談) カンボジア和平(パリ会議、バイ会談等)
	8	アジア太平洋協力2 (APEC設立まで)
	9	天安門事件(現地情勢と日本の対応) 対中国円借款(天安門事件以降日中関係、国会答弁等)
	10 1	利中国自信款(大女門事件以降自中関係、国芸合并等) 農科大学教授会議事/明治40年9月17日
	2	農学部教授会議事/大正8年2月18日
	3	昭和十七年度概算要求書 昭和二十四年度予算関係書類(一)
小海洋十亭	5	汽船おしょろ丸船用航海日誌/自昭和21年7月8日至昭和21年10月3日
北海道大学	6	うしお丸機関日誌/昭和60年度以降
	7 8	機関日誌 練習船北星丸/自平成9年6月29日至平成9年8月28日 北海道大学大学院工学研究科精密工学専攻設置認可申請書/昭和三十六年九月三十日
	9	北海道大学大学院法学研究科民事法専攻博士課程設置申請書/昭和二十九年十月
		北海道大学医療技術短期大学部設置計画書/昭和54年7月31日
	1 2	広報室文書 キャリア支援事務室文書
東北大学	3	財務部財務課文書
	5	文学部文書 医学部文書
	1	医子前义音 学生部学生生活課保存法人文書
	2	東京キャンパス事務部学校支援課保存法人文書
	3	広報室保存法人文書 人事委員会・表彰等
	5	企画評価室保存法人文書
	6	総務部総務課保存法人文書
	8	総務部組織・職員課保存法人文書 財務部財務企画課保存法人文書
	9	財務部財務制度企画課保存法人文書
		施設部施設企画課保存法人文書
筑波大学	11 12	施設部施設マネジメント課保存法人文書 学生部学生交流課保存法人文書
	13	研究推進部研究企画課保存法人文書
	14 15	学術情報部アカデミックサポート課保存法人文書 医学医療エリア支援室保存法人文書
	16	社会人大学院等支援室保存法人文書
	17	グローバル・コモンズ保存法人文書
	18 19	木代修一関係文書 『如意輪』創刊号ほか東京高等師範学校関係文書
	20	辻中プロジェクト関係文書
	21	原康夫関係文書 島田俊平関係文書
	22 1	局出後平角除入書 施設実態報告
	2	職務発明認定書
東京大学	3	ボランティア支援班会議 東日本大震災対応 復興支援室業務関連資料
	5	復興文援至業務関連資料 国際交流協定
	1	学内規定等制定・改廃(平成元年度)
	3	平成20年度概算要求資料 平成21年度施設実態調査
	4	研究所教授会(平成元年度)(1)
東京外国語大学	5	研究所運営委員会(平成元年度)(1)
21-22-0 1 EDBE 27-1	6 7	平成17年度表敬訪問・調印式 外国語学部教授会(平成16年度)
	8	外国語学部運営会議(平成16年度)
	9	大学院地域文化研究科教授会(平成16年度)
	10 1	昭和63年度日本語学校教官会議 平成21年度全学科目教育協議会
1. 1	2	平成21年度教育推進室教育推進会議
東京工業大学	3	平成21年度教育推進室教育企画会議 平成21年度インターンシップ推進協議会
	5	平成21年度インターンングノ推進協議会 平成23年度東北地方太平洋沖地震被災世帯学生の状況表
	_	

振	采旦	今和9年度中に新たに日毎八間1 た 十 か株字暦中八立事堂の夕新
施設名	番号	令和2年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等の名称 マイストープ総合センター注入文書
	2	アイソトープ総合センター法人文書 総務部人事労務課法人文書
	3	総務部総務課法人文書
	4	財務部財務課法人文書
東海国立大学機構	5	教育推進部基盤運営課法人文書
水I英国五八子(X) [#	6	医学部・医学系研究科経営企画課法人文書
	7	工学部教務課法人文書
	8 9	大幸地区事務統括課法人文書 環境学研究科事務部法人文書
	10	教育推進部入試課法人文書
	1	松本均関係資料
	2	寄宿舎関係資料
	3	本田博利寄贈資料Ⅱ
古机十兴	4	阪倉篤太郎・篤義関係資料
京都大学	5 6	劇団京大創造座関係資料 稲浦鹿蔵関係資料
	7	キャンパス、人物等を写した写真
	8	庶務・財務・施設整備関係
	9	大学院、学部、附置研究所、教育研究施設他計3513件
	1	平成20年度 入学式
	2	文書館(仮称)設置検討ワーキング(平成20年度開催分)
	3	平成20年度 情報公開関係 (開示請求) (1/8) 死亡叙位・叙勲 平成20年11月~平成21年3月
I # I 204	5	昭和五年 第八類一項 號 學位
大阪大学	6	平成22年度 大阪大学卒業生の集い
	7	規則・規程の制定改廃 No.8
	8	新制大学関係通牒 自 昭和二十三年四月 至 昭和二十九年三月
	9	自 昭和二十六年四月 至 昭和二十九年八月 教授会記録
	10	大阪外国語大学との協定に基づく学生の派遣・受入 H13~19 評議会議事進行メモ 昭和63年4月~平成2年3月
	2	部局長会議議事進行メモ 昭和63年4月~平成2年3月
	3	震災·献花関係 平成26年度
	4	神戸大学公式YouTube 平成26年度 [電磁的記録 [動画]]
11 	5	教職員組合交渉記録 平成元年度
神戸大学	6	大学評価関係綴 平成21年度
	7 8	六甲台講堂再生事業関係 平成21年度 50年史編集室関係綴 平成元年度
	9	グローバルCOEプログラム関係綴 平成26年度
	10	留学生センター教員会議 平成21年度
	11	六甲祭 平成21年度
	1	組織・運営見直し 関係綴 (昭和62~63年度)
	2	東千田・本部跡地問題(事業予定者決定後〜) (平成19〜20年度) No. 1 東千田・本部跡地問題(事業予定者決定後〜) (平成19〜20年度) No. 2
	3	東千田・本部跡地問題(事業予定者決定後~)(平成19~20年度)No.2 将来構想検討WG広島大学の長期ビジョン(平成20年度)
4 to 1 %	5	平和に関する教育実施委員会(平成20年度)
広島大学	6	広島大学長表彰(平成17年度~平成20年度)
	7	東日本大震災復興支援ボランティア(5年)
	8	Web広報強化会議(平成25年度)
	9	広島大学改革構想についての公開ヒアリング 医学資料館管理運営委員会 (平成8年度~平成25年度)
	1	区子員村時自任連昌安員云(十成6千度~十成25千度) 旧教養部関係資料
	2	総務部移管資料
	3	芸術工学部移管資料
	4	貝塚地区事務部移管資料
九州大学	5	農学部移管資料
	6 7	医系学部等事務部 工学部移管資料
	8	上子即移耳真科 学務部移管資料
	9	所属図書館移管資料
	10	筑紫地区事務部移管資料
	1	金融政策決定会合資料(H21年)
	2	日本銀行営業毎旬報告 平成21年
日銀アーカイブ	3	総裁記者会見要旨(H21年)
	4 5	日銀当座預金増減要因と金融調節 1 日本銀行法関係法令等(冊子)(平成26年分)
	J	日平城山区内区内(III)(十以20半月)

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	区 分	開催期間	展示会の概要
	1	「日本のあゆみ」	常設展	R2.6.2~R3.3.31 ※R2.4.1~6.1、R3.1.8~ 2.7の期間は臨時休館により開催せず(新型コロナ ウイルス感染症の発生状 況に伴う緊急事態宣言に よる臨時休館)	「大日本帝国憲法」、「終戦の詔書」、「日本国憲 法」を中心に、近代以降の日本の歴史的な事項に関す る公文書を展示。
	2	「競いあう武士たち-武 芸からスポーツへ-」	企画展	R2. 6. 16~8. 30	日本近代スポーツの前史として、古代から近世の武芸 について取り上げた。戦場での武芸や儀式としての武 芸、戦乱の無くなった時代の武芸など、時代とともに 武士の姿と武芸の性格変化していく様相を当館所蔵資 料から紹介した。
	3	「グルメが彩るものがた り - 美味しい古典文学 - 」	企画展	R2. 10. 3~11. 29	「日本書紀」や「万葉集」、「古今和歌集」、「平家 物語」などの古典文学に描かれた「食」について取り 上げ、食の起源や王朝の食卓、神仏と食など、その多 彩な「食」の描かれ方を、当館所蔵資料から紹介し た。
国立公文書館	4	「最後の殿様-廃藩置県から府県制へ-」	企画展	R3.2.8~3.14 ※R3.1.27~2.7の期間は 臨時休館により開催せず (新型コロナウイルス感 染症の発生状況に伴う緊 急事態宣言による臨時休 館)	明治4年(1871)の廃藩置県から150年目にあたる記念 すべき年に、廃藩に至る過程や、県境の移動・変更、 また最後の藩主となった人々のその後の活躍などを、 当館所蔵資料から紹介した。
	5	「高知県立公文書館開館 記念事業 国立公文書館 所蔵資料展 近代日本の はじまりと高知県」	外部展示	R3. 1. 31~2. 28	当館が保存する明治初期の代表的な特定歴史公文書等 及び高知県内関係機関所蔵資料等を展示し、我が国に おける明治維新後の社会の変化と高知県のあゆみにつ いて、廃藩置県を中心に紹介した。
	6	「漂流ものがたり」	デジタル展	R3. 3. 17∼	日本からの漂流、日本への漂着、漂着した物、大黒屋 光太夫の漂流記録などを、当館所蔵資料から紹介し た。
	7	つくば分館常設展	常設展	R2. 6. 2~R3. 3. 31 ※R2. 4. 1~R2. 6. 1、 R3. 1. 8~2. 7の期間は臨時 休館により開催せず。 (新型コロナウイルス感 染症の発生状況に伴う緊 急事態宣言による臨時休 館)	
	8	つくば分館 「雨のものがたり-雨は ドラマティック-」	企画展	R2. 8. 3~8. 28	身近な気象現象である雨をテーマに取りあげ、有名な 古典文学から雨にちなんだものを紹介。
宮内公文書館	1	「港区と皇室の近代」	外部展示 (外部での共催展)	R2. 10. 17∼R2. 12. 20	港区立郷土歴史館との共催で、展示会を同歴史館で開催した。近代の港区域と皇室との関係をひも解き、離宮や御用邸、御殿などを紹介した。宮内公文書館からは、「赤坂邸園全図 旧南葵文庫蔵本 一名江戸赤坂邸園全図」ほか約100点の特定歴史公文書等を出展した。
	1	常設展示	常設展	R2. 4. 1~ R3. 3. 31 (R2. 4. 1~6. 5及び R3. 1. 12~3. 26は休館)	幕末以来の代表的な条約書、国書・親書、往復文書等の外交関係史料のほか、吉田茂元総理の遺品、関係資料等を展示している。
外交史料館	2	「批准書の世界」 「明治時代の条約締結プロセス―日布渡航条約を 事例に―」	企画展	R2. 2. 12~ R2. 8. 31 (R2. 2. 28~6. 5は休館)	「批准書の世界」では、諸外国の多種多様な批准書を展示(批准書は条約内容に同意・承認した際に作成される)。 「明治時代の条約締結プロセス」では、条約締結過程で作成される公文書を紹介。 二つの展示を併せて見ることで条約に関する理解を深めることをねらいとした。
	3	「岐路に立つ外交官一難局に直面した戦前期外交官の意見書一」	企画展	R2. 9. 9~ R3. 1. 8	戦前期の重要な外交局面において、外交官が国の将来 をどのように考え、いかにその信念を訴えたかを所蔵 する外交官の意見書を通して紹介した。
	1	北大生の群像――北大150 年の主人公たち	常設展示	常時~R2.4.16	北大150年の歴史の中で、常に主人公であった学生・ 生徒の生活を資料で紹介する
	2	新渡戸稲造と遠友夜学校	常設展示	常時~R2. 4. 16	札幌農学校第2期卒業生で教授となった新渡戸稲造と メアリー夫人が、学校に通えない子どもたちのために 設置した遠友夜学校の資料を展示
	3	札幌農学校遊戲会	パネル展示	常時~R2. 4. 16	日本最初の学校運動会の一つである札幌農学校の「遊 戯会」の変遷を写真やイラストで辿る
北海道大学	4	デジタルサイネージ	デジタル展示	常時~R2. 4. 16	①北海道大学大学文書館の紹介(画像) ②北海道大学140年の歩み(画像) ③写真で振り返る北大の歴史(画像) ④北大百年祝賀前夜祭 百年記念寮歌祭 提行列(映像) ⑤第60回北海道大学大学・小樽商科大学総合定期戦応援団対面式(映像) ⑥第62回北海道大学・小樽商科大学総合定期戦応援団対面式 野球応援(映像)
	5	北大における女性自学から男女共学へ――新制大学70年	企画展示	R1. 8. 4. ~R2. 4. 16	1918年加藤セチの女性初の北大入学から、1930-40年 代の理学部・農学部・医学部・法文学部における様々 な身分での女性の在学をふまえつつ、1949年の新制大 学の発足と男女共学について資料で巡る。

国立公文書館等	番号	展示会のタイトル	区 分	開催期間	展示会の概要
	1	新入生歓迎展示「川内歴 史さんぽ」	外部展示	R2. 4. 27~5. 31	東北大学新入生歓迎展示、リアル展示、オンライン展 示併用
東北大学	2	宛先のない作用#0ダイガ	外部展示	R2. 10. 1~10. 12	東北大学史料館の学術資料からインスパイアを受けた アーティストによる創作物を展示するもの
	3	東北大学MLAキテン・プロ ジェクト	特別展	R3. 2. 2~2. 26	ソーシャルディスタンスの新たなサインツールとして 学術サインプロダクト「キテンの木」の設置企画
	4	魯迅記念展示室	常設展	不定期	東北大学史料館魯迅記念展示室の常設展示。仙台留学中の魯迅関係。
東京大学	1	「図面と資料から見る東京大学キャンパスの系 譜	特別展	R2. 4. 6~9. 30	東京大学柏図書館において、当館所蔵文書(複製)を中心に展示
東京外国語大学	1	府中キャンパス移転20周 年	企画展	R2. 11. 9∼R3. 1. 13	府中キャンパスへの移転20周年を記念した企画展。 キャンパス移転の議論・検討過程、新キャンパス建設 に関して、法人文書を中心に紹介。11月20日より同名 のウェブ企画展を開催。
来	2	東京外国語大学と留学生 教育	企画展	R2. 2. 18~4. 22	日本の戦後留学生教育を支えた留学生日本語教育センターの歴史について所蔵資料を中心に紹介。
	3	東京外国語大学の歩み	常設展	R2. 4. 1~R3. 3. 31	東京外国語学校の成立から今日に至る本学の歴史に関する常設展示。
東京工業大学	1	ミニ展示「今月の一枚」 (総集編)	その他展示	R2. 10. 1~12. 25	その月々に関連した東工大の過去・現在の出来事を写真やイラストで紹介した『今月の一枚』の中から選りすぐって展示した。
	1	「トヨタ講堂建設60周年 記念展(1)-ちょっと豊 講史-」	特別展	R2. 10. 17	オンライン開催となった第16回名古屋大学ホームカミングデイにおいて、本学の月刊広報誌「名大トピックス」に連載中の「ちょっと名大史」(本室の担当する名古屋帝国大学創立経緯と草創期をテーマとする写真と記事)の、豊田講堂に関する記事10回分を1つのPDFファイルにまとめて配信した。
東海国立大学機構	2	「トヨタ講堂建設60周年 記念展(2)-ムービー・ 豊田講堂の歴史-」	特別展	R2. 10. 17	オンライン開催となった第16回名古屋大学ホームカミングデイにおいて、これまで本室が作成し、名古屋大学のホームページで配信してきた4本の豊田講堂に関するムービーを、視聴しやすいようにYoutubeで配信した。
	3	「スライドショー 写真 で見るあの頃の名大」	特別展	R2. 10. 17	オンライン開催となった第16回名古屋大学ホームカミングデイにおいて、本室が所有している歴史資料の中でも特に写真を用いて、卒業後50周年、40周年、30周年、20周年、10周年の卒業生のそれぞれの在学期間中の写真等をピックアップし、5本のスライドショーにまとめたものを配信した。また、これらは本室のホームページで視聴することができる。
	1	京都大学の歴史	常設展	R2. 4. 1~R3. 3. 31	本学の創立から近年までの間の歴史的資料を8つの テーマに区分して展示した。
-to-ten 1 W	2	第三高等学校の歴史	常設展	R2. 4. 1~R3. 3. 31	第三高等学校の歴史に関する歴史的資料を3つのテーマに区分して展示した。
京都大学	3	敗戦から廃校まで−三高最 後の年月-	企画展	R2. 9. 1~R3. 2. 1	敗戦直後の第三高等学校に関する歴史的資料を展示した
	4	百年前の京都大学	企画展	R3. 2. 2~4. 4	京都帝国大学の制度改革と感染症対策に関する歴史的 資料を展示した。
大阪大学	1	大阪と北摂の過去と現在 をつなぐ記録と記憶	外部展示	R3. 1. 29~2. 25	前半を「大阪と北摂における防疫の記録」後半を「大阪と北摂のまちの変遷」をテーマに周辺自治体と共同展示
神戸大学	1	戦場に行った学生たち- 終戦75周年記念-	特別展	R2. 11. 2~R2. 12. 28 R3. 1. 4~R3. 1. 14	終戦75周年にちなみ、学徒出陣により兵士として戦場 に行った神戸大学の学生たちの諸相を貴重な歴史資料 や記録写真等で紹介。会場は神戸大学百年記念館1階 展示ホール。
広島大学	1	広島大学の歴史	特別展	R2. 11. 7	第14回ホームカミングデーにおける広島大学の歴史展 (於サタケメモリアルホールロビー)
九州大学	1	Kyushu University Asia Week 2020 特別企画 九州大学のコレクショ ン一大学創設期のアジア 学術交流と古地図	デジタル展	R2. 9. 1~9. 11	附属図書館、総合研究博物館と連携して、九州大学が 所蔵するアジアに関連した貴重な資料をデジタルアー カイブにして、展示を行う
	1	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示	常設展	R2.4.1~R3.3.31* *R2.2.29~6.8は新型コロナ感染症拡大防止のため 休館。	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示において、同行金融研究所アーカイブの仕事紹介コーナーを設置し、代表的な文書、帳簿、写真・図面等の歴史的公文(パネル)を展示しているほか、同コーナーの展示ケースにおいて、「日本銀行営業免状」等を展示。
日銀アーカイブ	2	日本銀行旧小樽支店金融 資料館における常設展示	常設展	R2.4.1~R3.3.31* *R2.2.29~4.5、4.14~ 5.31、6.30~7.12は新型 コロナ感染症拡大防止の ため休館。	日本銀行旧小樽支店金融資料館における常設展示において、日本銀行の誕生、関東大震災と金融恐慌、小樽の発展、旧小樽支店の建築等をテーマにパネル展示を実施。本常設展示において、「日本銀行営業免状」、日本銀行の建物の写真や図面等の歴史的公文(パネル)を展示。
	3	日本銀行本店の店内見学 ルートにおける常設展示	常設展	R2.4.1~R3.3.31** **R2.4.1~9.30は、新型 コロナ感染症拡大防止の ため見学を休止。	日本銀行情報サービス局が主催する本店見学(事前予約制)において、見学者への説明を目的に、展示ケース内に、開業式関連資料(松方大蔵卿の祝辞、晩さん会メニュー)、「日本銀行営業免状」、「総勘定元帳」、「小切手」等を展示。また、本店本館の写真や図面の歴史的公文(パネル)を展示。